

## 第 1 次甲賀市総合計画 成果と課題の検証について（未定稿）

## 1. 目 的

第 1 次甲賀市総合計画は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日に 5 町合併により誕生した本市が、新市建設計画の方針を踏まえつつ、より戦略的で具体性のある計画として、平成 1 9 年度から平成 2 8 年度までの 1 0 年（平成 2 5 年 3 月中間見直し）を期間として、策定したものです。

これまで、同計画のもと効率的かつ効果的な行財政運営を進めてきたところですが、この 1 0 年間においては、経済・社会のグローバル化や本格的な人口減少社会の到来、大規模な地震災害とエネルギー政策の不安の高まりなど、その根幹を左右する新たな課題に直面しています。

このことから、平成 2 9 年を期首とする「第 2 次甲賀市総合計画」の策定にあたり、これまでの成果と課題をまとめ、市民、議会、行政が共有することで、オール甲賀による「みんなの総合計画」の策定につなげます。

なお、取りまとめ期間は、平成 1 9 年度から平成 2 7 年度までであり、平成 2 8 年度の成果がまとまりしだい、確定版を策定することとします。

## 2. 概 要 ※成果指標については「平成 2 7 年度甲賀市総合計画の実施状況」参照

## 【目標 1】生活の安心感をみんなで育てる

- |    |   |
|----|---|
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て応援医療をはじめとする市単独の福祉医療制度により、医療費助成制度を充実した。</li> <li>○地域の中核病院である公立甲賀病院の移転新築や、そのアクセス道路を整備した。</li> <li>○あいこうか市民活動・ボランティアセンターを設置し、市民活動のコーディネートやネットワーク構築を行い、人材を育成することができた。</li> </ul>               |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域、職場で活躍する女性や高齢者を応援するため、男女共同参画社会の実現、子育て施策と就業・起業支援の充実が求められている。</li> <li>○住み慣れた地域での暮らしを守るため、在宅医療・介護をはじめとする地域包括ケアシステムの構築が急務である。</li> <li>○生活困窮者を関係機関との連携により把握し、自立に向けた継続的な支援を行なう必要がある。</li> </ul> |

## 【目標 2】自然環境を大切に、暮らしの豊かさにつなぐ

- |    |   |
|----|---|
| 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○汚水処理施設の整備を進め、水洗化率は 8 6 % (H 1 8 比 + 1 2 %) となった。</li> <li>○認定農業者などの担い手育成が進み、農地の集積等により農地が保全された。</li> <li>○市独自の循環システムである生ごみ堆肥化事業は、全国でも先進的な取り組みとなった。</li> </ul>  |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市農村交流事業については、教育旅行以外をターゲットとした体験プログラムの構築と、受入れ体制の整備による自立化が必要である。</li> <li>○風土や産業、歴史を反映した地域固有の景観が失われつつあるため、市民が取り組む景観保全活動への支援や、景観に対する事業者の理解が必要である。</li> <li>○地域の特性に応じた再生可能エネルギーを活用するため、経済的に自立できる仕組みと、設備の導入に係る支援が求められている。</li> </ul> |

### 【目標3】安全で快適な生活の基盤を整え、まちの活力を高める

#### 成果

- JR 草津線寺庄駅の改築及び寺庄土地区画整理事業の実施により、寺庄駅の利便性が向上した。現在は甲南駅周辺整備事業を実施している。
- 信楽高原鐵道の上下分離方式を実施し、市が第3種鉄道事業者となり、車両購入や軌道整備を行うことで、経営の安定と輸送の安全性が向上した。
- 市内全域への光ファイバー幹線網の整備により、高速ブロードバンドや地上デジタル放送が利用できない地域を解消することができ、防災情報等を発信する音声放送端末機や屋外拡声器の設置により、有事の際の初期伝達環境が整った。

#### 課題

- JR 草津線のダイヤ改善や早期複線化のためには、利用者の増加が不可欠であり、公共交通への利用転換や、駅周辺における土地利用規制の見直しが必要である。
- 空き家等の住宅ストックを地域活性化に活かすとともに、地元産材の活用や防災対策など、新たに建設される住宅の質を確保する必要がある。
- 河川の浚渫が滞っている箇所があり、浸水対策と水辺環境の保全の両面から対策が求められている。

### 【目標4】地域の特性を活かし、元気な産業を伸ばす

#### 成果

- 観光協会、商工会などとともに甲賀観光未来会議を設置し、全市的な観光施策の推進体制の構築に取り組むとともに、甲賀流忍者復活祭やニンジャファインダーズ事業等により、市ならではの地域資源である「忍者」を全国に発信した。
- 「甲賀ブランド」として23の特産品、観光施設、祭礼等を認定した。
- 市内の工業団地への企業進出が進み、工業製品出荷額は9年連続滋賀県内1位で推移した。

#### 課題

- 農林業の経営の安定化を図るため、6次産業化の更なる推進が求められている。
- 若年層や女性の地域における就労を促進するため、関係機関との連携強化が必要である。
- 市内における工業団地の空きがないことから、新たな用地確保に向けた取り組みが急務である。

### 【目標5】たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる

#### 成果

- 小中学校における「総合的な学習の時間」、「特別活動」等の特色ある取り組みや、市独自の「甲賀市小学校社会科副読本」の活用により、郷土への理解や誇りを持つ子どもを育成した。
- 国指定史跡紫香楽宮跡の保存を図るとともに、これまでの調査の成果により、水口岡山城跡の国指定に繋がり、貴重な史跡として広く発信した。
- 市民の高度な学習要求に応えるとともに、個人のライフステージの充実と生きがいの創造に繋げるため、「あいこうか生涯カレッジ」を開校した。

#### 課題

- 学校や園、家庭、企業等が連携・協力し、地域の様々な人材や資源を活かした教育内容を充実するとともに、「地域の子どもは地域で守り育てる」ための運動を一層推進していく必要がある。
- 子どもたちが人権侵害や経済的な不安を感じることなく、安心して“生きる力”を育むための支援を今まで以上に進める必要がある。
- 市内に多数存在している文化財を「まちづくりの資源」として活用するため、保存や資料の整備を図り、価値を担保して、その魅力を市内外に発信する必要がある。

## 【協働の目標】 市民と行政の協働により、まちの成長力を高める

### 成果

- 概ね小学校区の範囲（地域の課題を共有できる地域）で自治振興会が発足され、子育てや高齢者対策、防犯、環境、文化活動など、地域の課題解決に向けた取り組みが進んだ。
- 自治体運営の基本原則を定めた「甲賀市まちづくり基本条例」を制定し、市民が主役の協働のまちづくりを推進した。
- 行政情報番組の放送やフェイスブックなど、多様な情報媒体を活用した広報活動を開始した。

### 課題

- 自治振興会の設立から6年が経過し、区・自治会との役割分担の明確化や広域的な課題解決型事業の充実が求められている。
- 公共施設の有効活用と行財政の更なる効率化のため、市民との対話に基づき、持続可能なサービスができるよう公共施設の最適化が急務である。
- 全職員が自ら地域に飛び出し、地域の一員としてまちづくりに関わるなど、地域活動への参画を重ねることで、市民からの信頼を得る必要がある。

以上

# 第1次甲賀市総合計画(基本計画)

---

## 成果と課題の検証 (未定稿)

第2次甲賀市総合計画の策定にあたり、第1次甲賀市総合計画の成果と課題を主要施策(取り組みの方向)ごとにまとめました。

なお、取りまとめ期間は、平成19年度から平成27年度までであり、平成28年度の成果がまとまりしだい、確定版を作成することとします。

## 目次

施策の体系	1
<b>【目標1】生活の安心感をみんなで育てる</b>	3
施策の柱1 ともに認めあう人権文化のまちづくり	4
施策の柱2 みんなで支えあう福祉のまちづくり	9
施策の柱3 安心して子どもを産み育てられるまちづくり	15
施策の柱4 みんなが健康でいきいきと暮らせるまちづくり	18
<b>【目標2】自然環境を大切にし、暮らしの豊かさにつなぐ</b>	21
施策の柱1 豊かな自然を守り親しむ、うるおいのあるまちづくり	22
施策の柱2 美しいふるさとの風土を守り育てるまちづくり	25
施策の柱3 今あるものを大切にする資源循環型のまちづくり	27
<b>【目標3】安全で快適な生活の基盤を整え、まちの活力を高める</b>	29
施策の柱1 誰もが移動しやすいまちづくり	30
施策の柱2 安全で快適な定住環境が整ったまちづくり	33
施策の柱3 情報を暮らしの豊かさにつなげるまちづくり	39
施策の柱4 新名神高速道路を活かした活力と魅力あるまちづくり	41
<b>【目標4】地域の特性を活かし、元気な産業を伸ばす</b>	43
施策の柱1 大地の恵み豊かなまちづくり	44
施策の柱2 人行き交い心はずむまちづくり	49
施策の柱3 元気な産業を育むまちづくり	52
<b>【目標5】たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる</b>	57
施策の柱1 学びが生きがいをうみだすまちづくり	58
施策の柱2 子どもや若ものがいきいきと育つまちづくり	61
施策の柱3 歴史と文化を守り創るまちづくり	65
<b>【協働の目標】市民と行政の協働により、まちの成長力を高める</b>	69
施策の柱1 みんなで支えあう協働のまちづくり	70
施策の柱2 市民に開かれた効率的な行財政運営	73

## 基本計画の施策体系

目標		施策の柱 (大区分)	主要施策 (中区分)
目標 1	生活の安心感を みんなで育てる	ともに認めあう人権文化のまちづくり	人権尊重社会の形成
			同和問題の解決
			男女共同参画社会の実現
			多文化共生社会の形成
		みんなで支えあう福祉のまちづくり	高齢者福祉の充実
			障がい者福祉の充実
			地域福祉の充実
			社会保障の充実
		安心して子どもを産み育てられるまちづくり	子育て支援の充実
			保育の充実
			ひとり親家庭の支援
		みんなが健康でいきいきと暮らせるまちづくり	保健・医療の充実
健康づくりの推進			
目標 2	自然環境を大切にし、 暮らしの豊かさにつなぐ	豊かな自然を守り親しむ、うるおいのあるまちづくり	自然環境の保全と共生
			水と緑の環境整備
		美しいふるさとの風土を守り育てるまちづくり	ふるさとの風景の保全
			美しい風土景観の創造
		今あるものを大切にする資源循環型のまちづくり	省資源・省エネルギーの推進
			廃棄物処理対策の充実
目標 3	安全で快適な生活の基盤を 整え、まちの活力を高める	誰もが移動しやすいまちづくり	道路網の整備
			公共交通の充実
		安全で快適な定住環境が整ったまちづくり	住宅環境の整備
			防災対策の充実
			防犯・安全対策の充実
		情報を暮らしの豊かさにつなげるまちづくり	電子自治体の構築
			高度情報化社会への対応
		新名神高速道路を活かした活力と魅力あるまちづくり	新名神高速道路を活かした地域整備
拠点を形成する市街地の整備			
目標 4	地域の特性を活かし、 元気な産業を伸ばす	大地の恵み豊かなまちづくり	農業の振興
			林業の振興
			畜産業の振興
			水産業の振興
			鳥獣害対策の推進
		人行き交い心はずむまちづくり	観光資源の活用
			受け入れ体制の充実
			情報発信システムの拡充
		元気な産業を育むまちづくり	地場産業・工業の振興
			企業立地の促進
			商業の振興
			就労支援と労働環境の向上
目標 5	たくましい心身と郷土への 誇りをもつ人を育てる	学びが生きがいをうみだすまちづくり	生涯学習の充実
			人権学習の推進
			生涯スポーツの推進
		子どもや若ものがいきいきと育つまちづくり	学校教育の充実
			子どもの安心・安全の充実
			青少年の健全育成
		歴史と文化を守り創るまちづくり	文化財の保存と活用
			伝統文化の継承と啓発
			文化・芸術・芸能の振興
協働の 目標	市民と行政の協働により、 まちの成長力を高める	みんなで支えあう協働のまちづくり	市民が主体となったまちづくりの推進
			協働のまちづくりの推進
		市民に開かれた効率的な行財政運営	広報・広聴体制の充実
			効率的・効果的な行財政運営



## 【目標 1】

生活の安心感をみんなで育てる



【施策の体系】



1) 人権尊重社会の形成

(1) 主要施策 (取り組みの方向)

①人権尊重のまちづくり

- ・人権総合計画に基づき、各施策や事業を総合的かつ効果的に推進します。
- ・これまでの人権問題解消に向けたさまざまな取り組みに加え、新たな人権問題も生じており、社会状況の変化に的確に対応し、問題解消に向けた具体的な施策の見直しと取り組みを推進します。

成 果	課 題
・人権の総合的な問題解決のため、平成20年4月に人権総合計画を策定し、事業推進と進捗管理を行っている。	・人権総合計画を具体的に進めていくため、課題解決に向けて各課において事業をさらに推進する必要がある。

<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度から平成26年度に人権尊重のまちづくり審議会を13回開催し、人権課題について答申を受け、それに基づく施策を実施した。</li> <li>人権問題に係る市民意識調査を平成27年度に実施した。</li> <li>平成23年度から平成25年度に魅力ある地域づくり交付金を交付し、不動産差別の解消等の取り組みを行った。</li> <li>平成26年度から平成27年度に外国籍市民に関する魅力ある地域づくり交付金を交付し、外国籍市民の人権尊重を推進する活動等に対し支援を行った。</li> <li>人権課題の解決のために、各部署が相談を行うとともに、問題解決のためのワンストップの相談窓口を設置した。</li> <li>地区別懇談会や人権教育連続セミナー、人権教育研究大会等の学習会を行った。</li> <li>人権週間、同和問題啓発強調月間に合わせ、街頭啓発等の啓発活動を行った。</li> <li>人権総合計画の計画期間が平成28年度で終了することから、人権に関する総合計画の策定に着手した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育、啓発から実践までを一体的に取り組む必要がある。</li> <li>庁内関係部署や人権擁護委員協議会等の外部団体との更なる連携強化が必要である。</li> <li>さまざまな人権課題に対するこれまでの取り組みに加え、インターネット上での差別書き込みやヘイトスピーチなど新たな人権問題も生じており、社会状況の変化に対応した取り組みが求められる。</li> <li>計画の進捗状況や社会情勢の変化、国内外の動向等、市民のニーズに応じた適切な個別施策の実施が必要である。</li> </ul>
---	--

## ②人権侵害に対する取り組みの推進

- 人権侵害に対する迅速な連絡・対応体制の整備を図ります。
- あらゆる差別解消に向けて、実態調査や歴史的な経過などについての調査研究を進めるとともに、市民に身近な人権擁護活動の活性化を図ります。

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な年齢や立場の方の生活・福祉・教育・就労関係のデータを把握する甲賀市総合実態調査を平成19年度に実施した。</li> <li>あすばる甲賀をはじめ関係部局との連携を図り、啓発活動や研修会、学習会等を実施した。</li> <li>平成23年度から平成25年度に、障がいのある人、外国籍住民などに対する賃貸住宅への入居拒否など、不動産取引に係る様々な人権問題の解消を図るため、研修会や啓発活動、不動産取引業者との連携を図った。また、不動産差別を解消するための取り組みを推進する市民活動団体に対し支援を行った。</li> <li>人権擁護委員は市内で17名の方が、国から3年任期で委嘱を受け、相談業務や啓発活動に取り組まれている。</li> <li>人権擁護推進員は、市から2年任期で25名の方に委嘱し、人権週間をはじめとした啓発活動を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上での書き込み等の新たな人権問題が生じてきている。</li> <li>児童虐待、いじめ、高齢者虐待、障がい者虐待、DV等、様々な人権侵害に対し、関係部署と連携し、人権侵害の防止のための啓発、人権侵害が起こった場合の相談しやすい環境整備や適切な相談につなげる仕組みの構築が必要である。</li> <li>人権擁護委員などとの連携強化が必要である。</li> </ul>

## ③相談・支援体制の充実

- 各種相談窓口との連携を強化し、専門的な機関との人権相談に対するネットワーク化を図ります。

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所組織において、該当する部署にそれぞれ相談員を配置し、関係部署が連携し、多様な相談に対応している。人権推進課においては、男女の悩みごと相談員を配置し、男女の課題に関する相談をはじめ、職場の人間関係やDVの相談など多様な相談に応じている。</li> <li>あすばる甲賀と連携し、人権全般の相談業務に対応した。</li> <li>地域における様々な相談に対しては、国から委嘱を受けた人権擁護委員が相談対応を行っている。</li> <li>人権啓発・交流の拠点施設である地域総合センターを運営し、地域の相談窓口としての機能を果たしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待、いじめ、高齢者虐待、障がい者虐待、DV等、様々な人権侵害に対し、関係部署と連携し、人権侵害の防止のための啓発、人権侵害が起こった場合の相談しやすい環境整備や適切な相談につなげる仕組みの構築が必要である。</li> <li>人権擁護委員などとの連携強化が必要である。</li> <li>相談内容を事業、支援方策につなげていけるよう、庁内部署や関係機関とのより一層の連携強化が必要である。</li> </ul>

## ④企業内の啓発推進

- 企業人権啓発推進協議会と連携し、企業での人権尊重の職場づくりや、公正な採用システムの確立、安全で働きやすい職場の実現に向けて啓発を行います。

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業啓発指導員を2名配置し、企業人権啓発推進協議会の支援を行い、連携を図ることで企業内の人権啓発を推進した。</li> <li>毎年、企業訪問（年1回 約200社）を実施し、人権尊重の職場作りや公正な採用システムの確立、安全で働きやすい職場の実現に向けて啓発活動を実施した。</li> <li>企業人権啓発推進協議会の活動を通じ、各企業に窓口担当者を設置し、企業内での研修を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面接の際の不適切な質問がなくなっておらず、啓発の取り組みをさらに進める必要がある。</li> <li>企業人権啓発推進協議会への入会を促進するとともに、継続して啓発活動をすすめていく必要がある。</li> <li>企業の規模や特性に応じた啓発活動を行うことが必要である。</li> </ul>

## 2) 同和問題の解決

### (1) 主要施策(取り組みの方向)

#### ①同和施策の総合推進体制の充実

- ・同和対策基本計画や企業同和・人権啓発基本方針に基づき、同和問題を解決するために必要な施策を総合的かつ効果的に推進します。

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年5月に同和対策基本計画を策定し、差別の根底にある忌避意識の解消に向け、教育啓発事業を実施している。</li> <li>・同和問題の解決をめざし、引き続き甲賀市同和・人権事業促進協議会に対し支援を行っている。</li> <li>・同和対策基本計画の計画期間が平成28年度で終了することから、人権に関する総合計画の策定に着手した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効をふまえ、一般施策により取組関係課が連携して解決を図る必要がある。</li> <li>・差別の解消に向けて効果的に教育、啓発を行う必要がある。</li> </ul>

#### ②地域住民の自立の支援

- ・地域の状況や事業の必要性の把握に努め、地域の実態に即した施策を分野別かつ横断的に展開します。
- ・住環境の整備として、関係機関との調整と地域住民に対する継続的な協議を図ります。

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和40年代から建物、道路、排水路の整備などの住環境の改善が行われてきたが、地域が抱える課題に対応するため、地域福祉、保健・医療をはじめ、総合行政のなかでの取り組みを推進している。</li> <li>・住民の自立意識向上のため、小集落改良住宅の未譲渡地域に対する説明会を開催し、入居者との意見交換等を行い、平成25年度から平成26年度にかけて20戸の小集落改良住宅の譲渡を行った。</li> <li>・平成27年度に改良住宅5棟(10戸)を取り壊し、地域環境の整備を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育、福祉、住宅、就労などの分野横断的な施策展開が必要である。</li> <li>・未譲渡の小集落改良住宅について、今後の管理運営方法を検討する必要がある。</li> <li>・地域総合センターの運営については、それぞれの地域の状況や意向を十分に把握し、より自主自立のまちづくりに繋がるよう検討を進める必要がある。</li> </ul>

#### ③住民相互の理解を深めるまちづくりの推進

- ・地域総合センターを拠点とした地域間交流を促進するため、効果的な取り組みを進めます。

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に8箇所ある地域総合センターにおいては、地域が抱える就労をはじめとしたさまざまな課題の解決のための活動を実施するとともに、地域交流の拠点施設として各種講座、交流事業を実施しており、地域交流が促進された。</li> <li>・地域福祉の支援の観点から高齢者のいきがいの場づくりや介護予防として、センターを利用した交流事業を実施し、高齢者の実態把握に努め、必要な場合については、各部局、関係機関との連携により対応した。</li> <li>・小中学生を対象とした自主活動学級を開催し、学力向上や青少年交流会などの仲間づくりを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定的な内容ではなく、事業や対象者を考慮し、効果的な事業内容を検討し、実施するとともに、自治振興会などと連携し、地域間交流を進めていく必要がある。</li> <li>・児童館では、子どもや親を対象とした児童福祉に取り組んでいくことが必要である。</li> <li>・地域総合センターの教室や事業は、近隣市民の参加を促進する必要がある。</li> </ul>

#### ④企業内における同和問題啓発

- ・企業自らが主体として同和問題解決に取り組めるように、企業理解と活動の啓発に努めます。

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業同和・人権啓発基本方針に基づき、研修、啓発を行った。</li> <li>・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるよう企業訪問を実施し、企業での研修の推進、公平公正な採用選考に取り組むよう啓発を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業内同和問題の発生を防ぐため、更なる企業の理解向上と啓発活動が必要である。</li> <li>・面接の際には一部不適切な質問がなされており、更なる啓発、研修が必要である。</li> <li>・企業の自主的な取り組みにばらつきがあるため、継続的な啓発活動が必要である。</li> </ul>

## 3) 男女共同参画社会の実現

### (1) 主要施策(取り組みの方向)

#### ①あらゆる分野での男女共同参画活動の推進

- ・男女がともにその能力を十分に発揮できるよう、家庭・職場・地域の環境づくりに努めます。
- ・男女共同参画社会づくりをめざす市民・団体・企業等の相互交流の機会づくりを推進し、ネットワーク

化に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画計画を平成20年6月に策定し、男女がともに活躍できる社会の実現に努めている。</li> <li>男女共同参画社会づくり活動団体補助金を交付した。</li> <li>NPO等市民活動団体、地域、企業等の活動を啓発紙で取り上げるなど連携を行っている。</li> <li>平成22年度に事業所を対象としたアンケート調査、平成24年度に区（自治会）への実態調査、平成27年度に市民意識調査と事業所意識調査を実施し、状況や意識の把握に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での啓発活動や女性の就業、起業などに対する支援が求められている。</li> <li>男女共同参画の視点で活動されている市民活動団体を把握し、相互交流の機会づくりや連携強化を進める必要がある。</li> </ul>

## ②男女共同参画への意識高揚

・男女共同参画社会の実現に向け、市民・団体・企業等に対する情報の提供や学習機会、啓発活動を推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナーやフォーラム、講座の開催、啓発紙の発行などを通じて市民への啓発を推進し、男女共同参画の意識の高揚に努めた。</li> <li>セミナーの参加者は363人（平成27年度実績）、フォーラムの参加者は270人（平成26年度実績）である。</li> <li>庁内においては職員研修、啓発紙の発行を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・団体・企業等に対して、男女共同参画への意識高揚を行うため、情報や学習機会の提供、啓発活動を継続していくことが必要である。</li> </ul>

## ③男女の人権の尊重

・さまざまな相談、問題の解決を図るため、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。  
 ・男女それぞれの性と人権が生涯にわたり尊重される社会環境の整備を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女の悩みごと相談窓口を設置し、専属相談員（1名）を配置している。</li> <li>相談窓口の認知度が高まるにつれ、相談件数（平成27年度実績351件）が増えている。</li> <li>男女の課題に関する相談をはじめ、LGBTの相談、DVの相談など多様な相談に応じ、専門機関に繋いでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談が多様化し、相談窓口だけでは解決できない相談が増えているため、これまで以上に様々な関係機関・専門機関・滋賀県立男女共同参画センターなどとの連携を図る必要がある。</li> </ul>

## ④男女共同参画施策の総合推進体制の充実

・男女共同参画計画に基づき、あらゆる場における政策・方針決定過程に、男女両性の公平な視点や意見が反映されるよう、構成比率の均衡化を目的として、女性参画の拡大を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画計画を平成20年6月に策定し、各諸施策や事業を総合的に推進し、女性の社会参画拡大を図っている。</li> <li>女性の管理職への登用、市審議会等への女性の登用など、政策形成における女性の参画を推進している。</li> <li>男女共同参画計画策定時の審議会等の女性委員登用率、24.8%（平成20年6月時点）に対し、27.5%（平成28年3月時点）となり、2.7ポイント上昇している。</li> <li>男女共同参画計画の計画期間が平成28年度で終了することから、第2次男女共同参画計画の策定に着手した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内の女性の役職者の数はまだまだ少なく、地域でも区・自治会や自治振興会、各種団体など女性の役員は少ない。女性の登用を推進するため「ポジティブ・アクション」や「女性枠」を設けるなどの施策の検討が必要である。</li> <li>審議会等への女性委員の登用に努め、地域や事業所に対しても女性登用の推進啓発が必要である。</li> <li>男女共同参画計画の取り組みでは、国が策定した第4次男女共同参画計画、県が策定したパートナーシッププラン2020（視点：女性の活躍推進による地域の活性化、男性にとつての男女共同参画）と整合した取り組みが必要である。</li> </ul>

## 4) 多文化共生社会の形成

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ①多文化共生の地域づくりの推進

・外国人住民に対する更なる行政サービスの向上を図るとともに、異なる文化をもつ外国人住民とも相互に理解し合える地域社会づくりを進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年3月に甲賀市多文化共生推進計画を策定し、多文化共生施策を展開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内関係部署や甲賀市国際交流協会等の外部団体との更なる連携強化が必要である。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ推進室や社会福祉課、生活環境課等に通訳を配置し、外国人に日本人と同様の行政サービスを受けていただけるよう行政情報の通訳・翻訳サービスを実施している。</li> <li>・小中学校等に通訳者や母語支援員を配置し、児童・生徒の就学支援を行うなど、全庁的に多文化共生の推進を図っている。</li> <li>・甲賀市国際交流協会と協働して「日本語教室」を開催し、外国人住民が日本語を学習する機会を提供している。</li> <li>・平成26年度から平成27年度に外国籍市民に関する魅力ある地域づくり交付金を交付し、外国籍市民の人権尊重を推進する活動等に対し支援を行なった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会と関わりの薄い外国人住民に社会参画を促進し、支援の対象ではなく地域の人材として活躍していただけるフィールドづくり、機運づくりが必要である。</li> <li>・外国人住民へ行政からの広報・情報提供等を届ける方法が確立されていない。</li> <li>・真に日本語教室を必要とされている人に対し、情報提供ができていないケースがある。</li> </ul>
---	--

**②国際化、国際理解に結びつく取り組みの推進**

- ・青少年交流、文化交流等、多様な分野における国際交流を進め、国を越えて市民が相互に交流することで人間としてのつながりを実感し、併せて、国際理解教育を推進し世界平和に貢献できる国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流協会への財政支援（運営補助金、事業補助金）、人的支援（各事業への職員参画、応援）により、多文化共生のための国際交流フェスタや国際理解のためのグローバルセミナー等の国際感覚豊かな事業の展開ができています。</li> <li>・米国ミシガン州（デウィット市・デウィットチャータータウンシップ、マーシャル市、トラバースシティ市）、大韓民国利川市と提携し、中学生の相互交流事業や一般市民の訪問団派遣、受入等交流事業を行っている。</li> <li>・市民交流や中学生交流事業の実施により、国際感覚豊かな人材を育成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各交流事業については、市民主体の交流事業を発展させていくため、行政が日本人住民と外国人住民との相互理解の機会を提供したり、交流事業を運営していける人材の育成などが行う必要がある。</li> </ul>

【施策の体系】



1) 高齢者福祉の充実

(1) 主要施策 (取り組みの方向)

①参加によって築く生涯現役の地域づくり

- ・今までの経験と知識を活かし、生涯を通じて現役で活躍できるまちづくりを進めるため、高齢者自身の参加による地域社会活動の振興を図ります。
- ・高齢者の自立した生活を確保するため、多様な就労の場づくりを支援します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ活動（ゆうゆう甲賀クラブ連合会）に対し、支援を実施している。</li> <li>魅力ある老人クラブの活動を目指し、「ゆうゆう甲賀塾」を老人クラブで実施し、新しい活動メニューを計画している。</li> <li>シルバー人材センターへの運営補助、公共施設管理業務等の委託などの支援を実施し、高齢者の社会進出や就労による地域社会活動への参加が増加し、働くことを通じて、健康を維持・増進することができた。</li> <li>60歳以上のシルバー人材センター登録者数の割合は、3.9%（平成27年度末1,158人）となっており、近年横ばい傾向にある。</li> <li>敬老事業では、「長寿をたたえる事業」及び「敬老金支給事業」を実施し、平成27年度の高齢者支給者数は7,345人であり、増加傾向にある。</li> <li>地域社会のかけがえのない担い手として、高齢者が今までの経験と知識を活かし、地域環境の保全や子育て支援等の活動を行っている生涯現役の地域づくりが促進されている。</li> <li>高齢者の社会参加及び地域貢献を奨励かつ支援し、ボランティア活動を通じて高齢者自らの介護予防を促進するとともに、高齢者が生きがいをもって社会参加できる体制をつくり、元気な高齢者を増加させることを目的に、高齢者ボランティアポイント制度を導入している。（平成27年度登録者数73名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ加入者数が年々減っている。</li> <li>高齢者が尊重され、社会に貢献できる機会を創設するとともに、多様化する人生観や生活スタイル、高齢者の雇用の場など生涯現役の取り組みに向けて、企業や地域の支援が必要である。</li> <li>現在、高齢者ボランティアポイント制度に登録している人は、普段から活動的な元気な高齢者が多いことから、今後は社会参加や介護予防が必要な方の掘り起こしや啓発を行っていく必要がある。</li> </ul>

### ②介護予防の充実

- 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを拠点とし、自立した生活を継続できるよう個々の健康状態に見合った運動器の機能向上や栄養改善等の介護予防事業の効果的な推進を図ります。
- 認知症相談の開催や認知症デイケアの充実などを進め、高齢者の認知症の早期発見、早期対応への支援に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防事業として、認知症予防、口腔機能向上など介護予防のメニュー（プログラム）を地域のサロン活動に組み入れていただくなど、甲賀市全域でその活動を進めている。各サロンごとに年間で10回以上開催されている。（平成27年度は88団体が実施）</li> <li>介護者（家族）が地域での交流を深め、精神的な負担を軽減するため、介護者の会の交流活動を支援した。（各支部含め交流会年間74回開催）</li> <li>「筋力ステップアップ教室」は、週1回3ヶ月を1クールとして、年2回開催するなどし、介護予防にかかる教室（平成27年度参加者数99人）の委託事業所数を増やすことで、開催数が増加充実した。平成27年度においては14事業者に委託を行った。</li> <li>認知症キャラバン・メイトの養成講座を平成27年度は40回開催し、延べ363名のキャラバン・メイトが参加した。</li> <li>認知症サポーター養成講座を平成27年度は58回開催し、述べ1808人が受講した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が介護予防に取り組む意識に、地域差があることから、未実施の地域へ働きかけていく必要がある。</li> <li>高齢者が主体的に介護予防事業に参加し、自らが担い手になっていくような地域づくりや環境づくりが必要である。</li> <li>地域包括支援センターを拠点とした介護予防事業の展開が必要である。</li> <li>認知症高齢者に対しては、認知症サポーターやキャラバン・メイトに幅広く地域で活動してもらうため、引き続き各々の養成講座を開催し広めていく必要がある。</li> <li>認知症の早期発見と早期対応が必要である。</li> </ul>

### ③安心して地域で暮らせる介護サービスの提供

- 支援、介護が必要となっても、必要に応じて、自らの選択に基づき適切なサービスを利用でき、地域で安心して生活を送れるよう、介護保険サービス基盤の整備を進めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスの利用者は増加している。（介護用品、介護激励金など）</li> <li>緊急通報システムの導入や地域福祉推進計画との連携を図り、地域で高齢者を見守る仕組みづくりを進めている。</li> <li>認知症により徘徊が見られる高齢者の早期発見および安全を図るため、徘徊高齢者安否確認事業を行い、徘徊高齢者を介護されている家族に対する支援サービス事業として、携帯型発信機器の利用に係る費用の一部を助成している。</li> <li>在宅介護を推進するためのヘルパーの養成など人材育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後ますます65歳以上の高齢者人口が増加し、それに伴い要介護認定者数の増加が見込まれる中、自らの選択に基づき適切なサービスを利用でき、地域で安心して生活を送れるよう、介護保険サービス基盤の整備を進めるとともに、サービスの質の向上に努める必要がある。</li> <li>給付費の増加をどこまで抑えられるかが課題である。</li> </ul>

<p>や確保の支援を進めており、グループホームや小規模多機能型居宅介護など、身近な地域で暮らし続けることができる地域密着型サービスの充実に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループホームについては、平成26年度末現在、市内5施設（定員90名）を整備していたが、認知症高齢者の増加が見込まれることから、土山圏域において1施設（定員18名平成27年4月開設）を整備した。</li> <li>小規模多機能型居宅介護についても、在宅介護を進めるにあたり必要な施設であることから、甲賀圏域と甲南圏域に1箇所ずつ整備（平成26年4月と7月に開設）した。</li> </ul>	
--	--

#### ④地域包括ケア体制の充実

- 支援、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けて取り組み、高齢者の人権を尊重した地域生活を支援する体制の確立を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>市内5か所の地域包括支援センターを中心に、地域に密着した支援活動を行っている。</li> <li>医療機関、介護保険事業所、予防事業関係者、介護者の会、民生委員、老人クラブ、配食事業所、シルバー人材センター（生活支援）等、関係団体・部署と連携し、地域包括ケア体制の検討を開始している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域性の違いや地域力の格差があるが、市内全域で同レベルでの事業展開を行っていく必要がある。</li> <li>地域における支え合いや助け合いの仕組みが希薄化するなかで、生活圏域ごとに地域包括ケア体制を整備するなど新たなネットワークの構築や介護保険サービスの充実が求められている。</li> <li>医療と介護のより一層の連携強化が必要であり、医療介護だけでなく、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の確立が必要である。</li> <li>地域住民相互で高齢者を見守るための仕組みが必要である。</li> <li>訪問診療を推進し、住み慣れた地域での看取りを進めるための支援が必要がある。</li> </ul>

## 2) 障がい者福祉の充実

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ①障がい者の自立支援と社会参加

- 障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、自立と社会参加に向けての支援を総合的かつ計画的に進めます。
- 障がい者の就労、特別支援学校卒業生の進路保障などの就労面の支援強化を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行に向けたケース会議を行うなど、関係機関と連携した取り組みを進めている。</li> <li>福祉施設利用から一般就労への移行が一定できた。</li> <li>福祉事業所合同説明会や障がい者就職面接会を開催し、障がい者の就労に向けた取り組みを行った。</li> <li>今まで相談場所等が認識されていなかった発達障がい者についても、広報等を行うことで社会認識されてきている。</li> <li>平成21年度に発達支援室を設置、平成26年度からは発達支援課として体制を整え、関係機関連携により乳幼児期から成人期まで継続した発達支援の体制づくりに取り組み、その中で就労支援を行っている。</li> <li>重度の障がいがある人に対し、医療費の助成を行っている。</li> <li>平成27年10月に甲賀市・湖南市障がい者基幹相談支援センターを開設し、障がい者が福祉サービスを適切に利用できるよう相談支援体制を強化した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校卒業後の日中活動の場は一定充実してきたが、今後の在學生徒の卒業予定数を考慮し、事業所の定員や新規事業所の検討を行っていく必要がある。</li> <li>重度障がい者の地域ケア体制の整備促進が必要である。</li> <li>地域の中で、生活していくためグループホーム等、多様な住まいの確保が課題である。</li> <li>地域資源を活用した余暇活動の場が不足している。</li> </ul>

#### ②障がい者の在宅生活支援

- 障がい者の日常生活に必要な用具の給付や訪問入浴サービスの充実、自立支援給付等により在宅生活の支援を図ります。



成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法に基づき、県の障害者福祉しがプランを踏まえた中で、甲賀市障がい者基本計画（中間見直し）・第3期障がい福祉計画を策定し、その計画に則り、在宅生活支援にかかる取り組みを進めた。</li> <li>・平成27年3月に第2次甲賀市障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画を策定し、施策を展開している。</li> <li>・自立支援給付サービスとして、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費等のサービス提供基盤の整備とその円滑な制度運用に努めた。</li> <li>・日常生活用具給付事業では、障がい者のニーズに応じ、新たな支援用具の追加等を行った。</li> <li>・障害者自立支援法改正（平成23年度）により「成年後見制度利用支援事業」が必須となり、成年後見制度の利用支援事業を新たに実施した。平成25年9月に甲賀・湖南成年後見センターを設立した。</li> <li>・障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業所の開設を支援した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス希望者に対して十分なサービスを提供できていない状況がある。</li> <li>・事業所の受け入れ体制が整っていないこともあり、特に緊急時に十分なサービス提供ができていない現状がある。</li> <li>・地域での自立生活を実現、継続していくための住まいの場が不足している。</li> </ul>

### ③障がい者福祉施設への支援

- ・障がい者の更なる自立と社会参加を促進するため、障がい者福祉施設等への支援を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉事業所などへのアンケートを行い、事業者への支援を行なっている。</li> <li>・市内就労支援事業所が連携できるようコーディネート機能を持つ部会を開設することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増大する施設サービスの利用に対し、施設の確保が課題となっている。</li> </ul>

### ④発達障がいなど多様な障がいへの支援

- ・発達障がいなど多様な障がいについて、関係機関や住民への周知・啓発を図るとともに、関係機関と連携し、継続した発達支援の体制づくりを推進します。
- ・ここあいパスポートの普及、有効活用を推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働事業（平成26年度から3年間）により、保護者や支援者の発達障がいへの正しい理解・対応・連携を学ぶ勉強会等を年5回実施している。参加者のより適切な関わり、支援の一助となっている。</li> <li>・ここあいパスポートの平成21年度以降の総発行件数は、平成27年度末時点で525件である。市民協働事業で研修会を行った平成26年度は91件と、平成25年度は37件の2倍以上の発行となったが、平成27年度は66件であった。</li> <li>・平成27年度には、「市発達支援システム推進検討会」を設置し、乳幼児期から成人期まで継続した支援をつなぐシステムの構築に向けた関係機関協議を開始している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続した保護者支援や支援者スキルの向上を図るため、市民協働事業を引き継ぐ市主催事業のあり方や内容等の検討を行う必要がある。</li> <li>・ここあいパスポートは、主に発達障がい等で不安をお持ちの保護者を中心に普及しているが、所持が限定的である。今後は、広く子どもの成長記録として、より身近で活用しやすいものにしていく必要がある。</li> <li>・「市発達支援システム推進会議」におけるシステムの早期完成と運用に向けた取り組みにより、発達障がい者の特性に応じた生活、就労支援の場づくりや支援のノウハウの開発、ここあいパスポートの活用などを検討する。</li> </ul>

## 3) 地域福祉の充実

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ①推進体制の充実

- ・地域福祉推進計画に基づき、安心して暮らせる地域福祉活動が展開できる体制づくりを推進します。
- ・地域福祉活動を推進する地域福祉協議会等の設立と関係福祉団体との協働により、安心して暮らせる地域づくりに努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年3月に地域福祉推進計画を策定し、地域福祉にかかる体制づくりは市が行い、地域福祉にかかる活動や事業等の取り組みについては、社会福祉協議会が行うことで、人権尊重を基本とした地域福祉施策を展開している。</li> <li>・社会福祉協議会では、健康福祉会（ご近所福祉会）で地域の福祉活動として行われるいきいきサロン等の活動の支援やコーディネートを行っている。</li> <li>・地域福祉の推進母体となる地域福祉協議会について、自治振興会の協力を得て、25箇所設立した。</li> <li>・地域福祉協議会での活動により、関係団体との協働の活</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民同士のつきあいが希薄化していくなかで、見守り支え合い活動役割はさらに高まっており、地域の実情に応じた活動の強化が求められる。</li> <li>・避難行動要支援者への支援を広げるため、関係団体への制度の周知、連携強化を図ることや、隣近所同士での声の掛け合い等といった共助の重要性や役割も周知していくことが必要である。</li> <li>・見守り支え合い活動を展開する地域福祉協議会、自治振興会の役割を明確にし、地域の実情に応じた展開をしていく必要がある。</li> <li>・住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域での移動支</li> </ul>

<p>性化、区・自治会の枠を超えた活動ができ、地域づくりの推進を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の避難支援のひとつとして、避難行動要支援者名簿の作成や普段からの地域での見守り活動等に活用するため、避難行動要支援者同意者名簿の作成を進めることができた。</li> <li>・避難支援を円滑かつ迅速に行うため、避難支援等関係者との協力関係の構築、情報の共有を図るため、避難行動要支援者ネットワーク会議を設置した。</li> <li>・権利擁護の推進として、平成25年度に成年後見センターばんじーを設立し、専門職による相談や支援等を行うことができた。</li> </ul>	<p>援が求められている。</p>
--	-------------------

**②広報・啓発活動の推進**

- ・地域単位で研修会や懇談会を開催し、地域の課題を分析するとともに、他地域の事例紹介なども取り入れていくことで、福祉活動への市民の積極的な参加促進の啓発を進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の重要性や先進地事例を甲賀市地域福祉大会や各種行事を通じて紹介している。</li> <li>・甲賀市地域福祉大会では、地域における福祉活動や見守り活動等をテーマに、地域の団体から事例発表等をしていただき、活動内容の充実、情報発信の推進を行っている。</li> <li>・ユニバーサルデザインやノーマライゼーションを普及するため、「おもいやり駐車場」の設置や地域福祉大会での普及・啓発活動を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発が特定の福祉関係者に偏っているため、一般住民に向けた啓発が必要である。</li> <li>・地域単位での研修会や懇談会を開催し、地域の課題を分析し、他地域の事例紹介を行い、福祉活動への市民の積極的な参加を促していく必要がある。</li> </ul>

**③団体・ボランティア等の育成支援**

- ・地域で支えあう福祉活動が活発に行われるよう、福祉団体の育成やボランティア、NPO等の育成や活動を支援します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア登録団体は232団体、登録者数は6,898人（ともに平成27年度末時点）であり、福祉をはじめとしたボランティア活動が活発に行われている。</li> <li>・ボランティア活動の拠点として、平成24年度より甲賀市市民福祉活動センターを開設し、ボランティア団体のネットワーク強化を図るとともに、ボランティアを必要とする人とのコーディネーターや情報提供、相談業務、人材育成を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の構成員が高齢化し、独自活動の展開が困難になりつつある。</li> <li>・各ボランティア団体の独自性を尊重しながら支援を行い、地域福祉の担い手として協力が得られるよう取り組みを進めなければならない。</li> <li>・市民福祉活動センターの体制強化や関係機関との役割分担が必要である。</li> </ul>

**4) 社会保障の充実**

**(1) 主要施策（取り組みの方向）**

**①生活困窮者に対する支援**

- ・生活困窮者の生活の向上と自立を図るため、関係機関と連携し、きめ細かな相談業務と就労支援に努めます。
- ・生活困窮者の生活実態を的確に把握し、生活保護制度の適正化を図ります。
- ・各福祉医療費助成制度の助成拡大を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業による相談業務をはじめ、住居確保給付金の支給等により自立支援を行なった。</li> <li>・生活保護件数は254件（平成27年度実績）である。</li> <li>・福祉医療では、生活困窮に陥りやすい障がい者や母子、父子家庭等の自己負担分を市単独事業で助成することで、対象者が自己負担なしで受診する機会を確保した。</li> <li>・生活困窮家庭等の子どもへの学習支援事業を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護は増加傾向にあり、相談件数も増加している。</li> <li>・経済状況に大きく左右されるものであることから、市単独補助事業を進めることは財政面から困難である。生活困窮者を関係機関と連携して把握し、自立に向けた継続的な支援を行う必要がある。</li> <li>・家庭の経済的理由によらず医療を受ける機会は確保されるべきであるが、財源の安定した確保が必要である。</li> </ul>

**②国民年金制度の普及**

- ・日本年金機構と連携を図りながら、制度への加入や喪失・保険料の納付・年金受給手続き等が確実に実行されるよう制度の周知を行い、未加入者への加入促進と無年金者の防止を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の広報紙等やイベント時のちらし配布を通じて制度の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給関係の手続きは、市役所で対応できず年金事務</li> </ul>

<p>周知と加入啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金事務所からの一日出張相談（20名限定、事前予約制）の毎月開催と相談対応職員の増員（平成28年度～）を要望により実現し、市民に身近な場所で相談できる窓口を提供した。</li> </ul>	<p>所へ出直していただく場合や、窓口対応時に年金事務所への問い合わせが必要な場合が多い。より一層の年金事務所との連携を図り、市民サービスに努めなければならない。</p>
---	---

**③国民健康保険の充実**

- 要綱の見直しを行い、各施策の適切な整備に努めます。
- 制度内容の周知を行い、保険料納付への理解が得られるよう努め、国民健康保険財政の安定化を図ります。

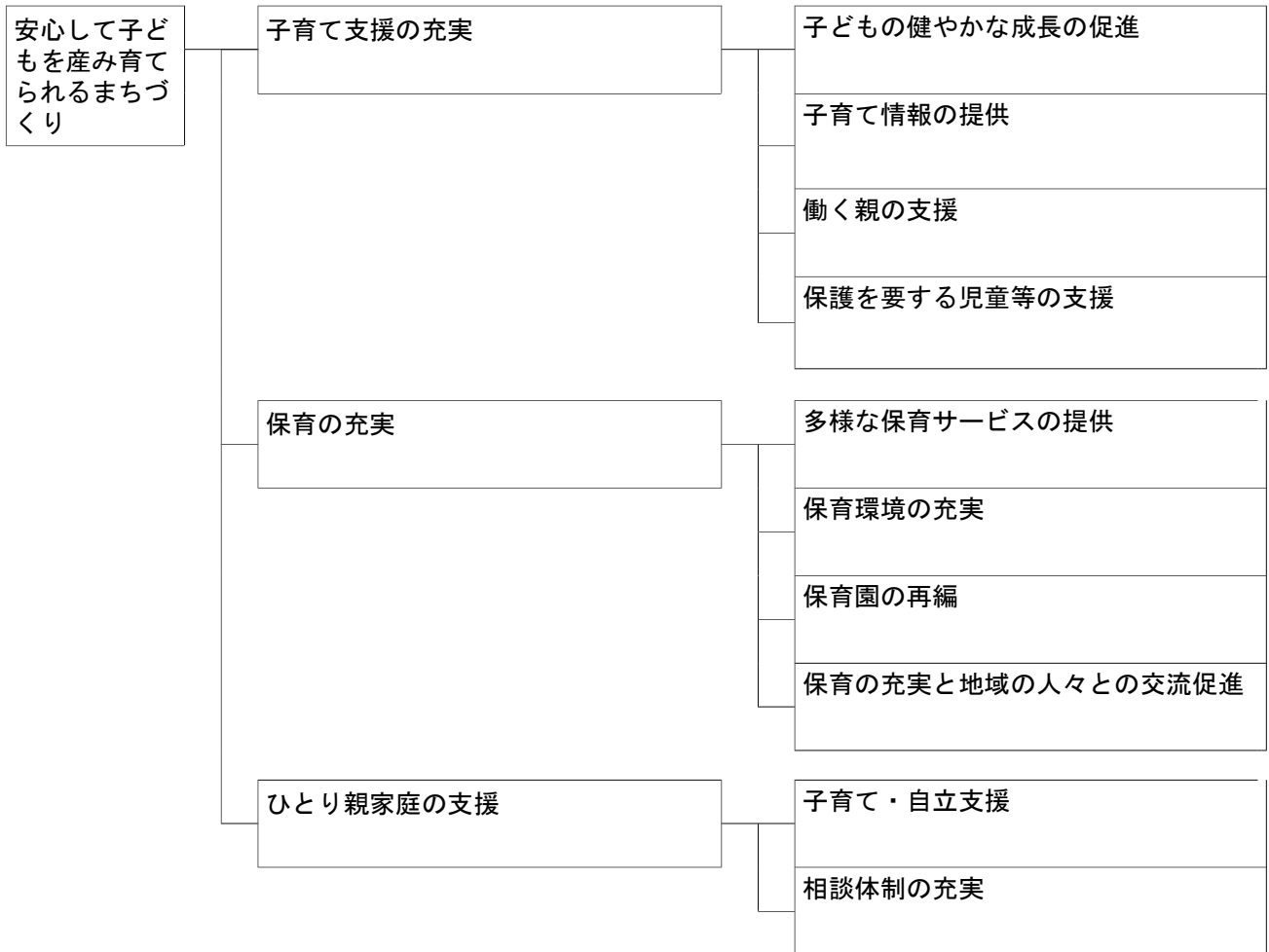
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>市の広報誌等により、税率の改定、制度変更などの住民への周知を図った。</li> <li>国保事業の安定した運営に備え、平成27年度には約370,000千円の基金積立を行った。</li> <li>平成26年度にデータヘルス計画を策定し、レセプトデータ等の分析に基づいて、効果的、効率的な保健事業を推進した。</li> <li>収納率向上のため、口座振替の推進、催告書の発送、滞納整理等を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度から県が財政運営の主体となり、県内市町とともに国保の運営を担うこととなる。市町は税（料）を徴収し、国保納付金として、県に納入することとなるが、県内他市町との税率等の差異への説明が一層難しくなることが予想される。また、これまでの滞納繰越分については、従前のままで県下統一の一元化とはならない。</li> </ul>

**④後期高齢者医療制度の普及**

- 分かりやすい広報に努め、保険料納付への理解が得られるよう努めます。
- 保険料への滞納者対策に取り組み、時効による未納を抑制します。
- 新しい高齢者医療制度の創設について、正確な情報を入手し、的確な周知に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度に後期高齢者医療制度が創設された。市広報紙への掲載やリーフレット配布を通じた啓発の結果、市民の制度への理解が進んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付に関する制度理解は浸透してきたが、保険料納付に関する制度理解は高齢者にとって難しい面がある。複雑な制度を理解してもらえよう「わかりやすい啓発」が必要である。</li> <li>保険料が年金から引き落としにならない被保険者は、経済的にも余裕がない場合が多く徴収が難しい。</li> </ul>

【施策の体系】



1) 子育て支援の充実

(1) 主要施策 (取り組みの方向)

① 子どもの健やかな成長の促進

- ・子育てや子どもの健康に関する相談・指導体制の充実と乳幼児の医療等に対する支援に努めます。

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの福祉医療助成制度は、これまで対象者や助成枠の拡充を図ってきており、平成28年1月から子育て応援医療として小1～小3までの無料化を開始した。</li> <li>・2歳半児については、2歳半児相談から健診に移行し、疾患及び障がいの早期発見への充実を図ることができた。</li> <li>・乳幼児健診の受診状況は90%を超え、受診率は向上している。</li> <li>・乳幼児健康診査の未受診者への受診勧奨のため、訪問等を実施し、受診につなげている。</li> <li>・特定不妊治療を受けている女性及び男性に助成を行い、年間66件の申請があり、そのうち23件が妊娠に至ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害や療育環境に課題のある児童が増えており、健やかな成長を促すために、関係部局の連携をさらに強化する必要がある。</li> <li>・子育てや子どもの健康に関する相談・指導体制の充実と乳幼児医療に対する支援に努める必要がある。</li> <li>・福祉医療の市単独制度の継続的取組のためには財源の安定した確保が必要である。</li> <li>・医療機関への適正受診のため、かかりつけ医の必要性を啓発する必要がある。</li> <li>・子どもや子育て家庭を取り巻く状況が多様化・複雑化しており、子どもだけではなく、保護者に対する支援も必要である。</li> <li>・ハイリスク児及び家族に対しての個別支援計画を立て、早期から包括的、継続的な支援が必要である。</li> </ul>

② 子育て情報の提供

- ・地域子育て支援センターをはじめ各種健診事業等を通じて、さまざまな子育て支援サービスや相談窓口に関する情報の積極的な提供に努めます。
- ・保育園・幼稚園・学校・保健センター等を通じて、気軽に子育てに関する相談ができるよう、体制の整備、充実に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報やメールマガジン配信での事業啓発、「こんにちは赤ちゃん事業」での情報提供を行い、子育て支援センター・保育園・幼稚園・保健センター等を利用していただき育児支援を行うことができた。</li> <li>こんにちは赤ちゃん事業では、生後3ヶ月の赤ちゃんがおられる世帯全戸を対象に、民生委員児童委員が子育てに役立つ情報を持って、各戸訪問をすることで、子育てに関する不安解消につながった。</li> <li>子育て支援センターにおいて、子育てに関する様々な事業の実施、子育てサークルの立ち上げや活動の支援を行うことで、様々な交流が図れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントや、地域子育て支援センター事業に参加しない、地域で孤立する子育て家庭への支援を行う必要がある。</li> <li>子育て相談に関する情報を気軽に得られるような相談体制の拡充に努める必要がある。</li> </ul>

### ③働く親の支援

- 働く親の仕事と育児の両立を図るため、小学校区単位での放課後児童クラブ等の設置と運営支援を行います。
- 地域ぐるみの育児支援体制の確立をめざし、ファミリーサポートセンターによる相互援助活動を推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリーサポートセンターや児童クラブを設置し、子育て支援の充実を図り、児童の健全育成に努めている。</li> <li>ファミリーサポートセンターは、甲南1箇所です市内全域を対象に運営しており、育児の援助をして欲しい人(おねがい会員)と援助できる人(まかせて会員)が会員となって育児の相互援助活動を行い、地域の子育て支援、福祉の向上を目的として事業展開しており、その利用は登録307件、利用656件(平成27年度実績)で増加傾向にある。</li> <li>児童クラブは17箇所に設置し、利用児童数の増加にも対応しており、待機児童はゼロである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援については、行政だけでなく、地域、企業等と協働、連携をしながら推進していく必要がある。</li> <li>児童クラブでは、増加する利用者対応するため、既存の各クラブの規模、設備等を基準に合致させる必要がある。</li> <li>ファミリーサポートセンターを広く周知し、会員の登録数を増やす必要がある。</li> <li>多世代が世代間で助け合うことで、安心して子育てができる環境を整える必要がある。</li> </ul>

### ④保護を要する児童等の支援

- 地域関係機関との連携により、児童虐待をはじめとする保護を要する児童や養育支援が必要な家庭等への適切な対応と支援の強化を図ります。
- DV(ドメスティック・バイオレンス)に伴う児童虐待から子どもを守る取り組みを進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭支援ネットワーク協議会の組織体制の充実により、各機関の連携が強まり、よりきめ細やかな対応を行うことができた。</li> <li>虐待通告や相談の件数は増加しているが、その一因には啓発等により、関係機関・市民の虐待防止への理解が深まったことがあげられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談内容が複雑多様化し、深刻化していることから、生活困窮者対策をはじめとする各種施策との連携が必要である。</li> <li>全ての虐待ケースを市で把握できているとはいえ、また、把握することは困難であるため、より一層の啓発を進める必要がある。</li> <li>虐待等に対する正しい認識、学習の機会を増やし、地域で見守る体制が必要である。</li> <li>DV(ドメスティック・バイオレンス)に伴う児童虐待から子どもを守る取り組みをさらに進める必要がある。</li> <li>虐待を受けた子どもや、保護者からの適切な養育が受けられない子どもの把握に努めるとともに、更なる支援の充実が必要である。</li> </ul>

## 2) 保育の充実

### (1) 主要施策(取り組みの方向)

#### ①多様な保育サービスの提供

- 子育て世帯の多様なニーズに対応できるよう、保育サービスの充実を図り、その質の向上に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>休日保育(1箇所:水口)、延長保育(8箇所:水口3、土山1、甲賀1、甲南2、信楽1)、一時預り保育(9箇所:水口3、甲南3、土山1、甲賀1、信楽1)等を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ごとの園児数の偏りから、休日保育などは一部地域に限られた施策となっている。</li> <li>休日保育や一時預り保育を希望される件数が増加しており、需要に応えられる体制整備が求められる。</li> <li>低年齢児の保育ニーズが高まっており、保育士の確保等を含め対応が必要である。</li> </ul>

**②保育環境の充実**

- ・多様化する保育ニーズに対応できる施設整備と安心・安全な保育環境の充実に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児の熱中症対策として、冷房機器を未整備の保育園に設置した。</li> <li>・県制度を活用し、私立保育園を整備した。</li> <li>・保育の質の向上のため、新任研修をはじめとして職階別の研修を制度化し、公立・私立を合わせての研修を実施した。</li> <li>・待機児童数は、平成21年4月時点51人、平成22年4月時点13人、平成23年4月時点21人、平成24年4月時点で3人となっており、平成25年度からは発生していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育園の多くが老朽化しており、建て替えや大規模改修が求められているが、再編計画との整合が必要である。</li> </ul>

**③保育園の再編**

- ・幼保再編計画の策定を進め、地域や保護者と合意形成を図りながら進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市幼保・小中学校再編計画を策定し公表した。</li> <li>・各地域および学区単位での説明会を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在園児が10人以下の園や200人に近い園があり、適正規模の園とする必要がある。</li> <li>・民間の参入が困難な地域がある。</li> <li>・再編計画を進めるにあたっては、地域、保護者との合意形成に努める必要がある。</li> </ul>

**④保育の充実と地域の人々との交流促進**

- ・健やかな心と体をつくるための基本的な生活習慣づくりや集団の中で遊ぶなどの経験を通じて心のふれあいを深め、豊かな人間形成を図ります。
- ・身近な地域で、異年齢の子どもや高齢者との交流を図り、地域ぐるみでの子育てを進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市乳幼児保育・教育の指針を策定し、乳幼児保育を推進した。</li> <li>・地域活動事業として、高齢者と昔の遊びや伝統文化を学ぶ世代間交流事業、地域の自然、文化を大切にしたい交流事業、また、未就園児との交流事業を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに不安や問題を抱える家庭を、地域社会で支援する必要がある。</li> <li>・地域との連携を強化するため、各保育園・幼稚園での交流事業を継続していくことが重要である。</li> <li>・近居・同居を推奨し、多世代が助け合うことで、安心して子育てできる環境を整える必要がある。</li> </ul>

**3) ひとり親家庭の支援**

**(1) 主要施策（取り組みの方向）**

**①子育て・自立支援**

- ・ひとり親家庭への自立支援体制を充実させるため、施策の基盤整備や人的な支援体制を整え、自立のための支援を進めます。

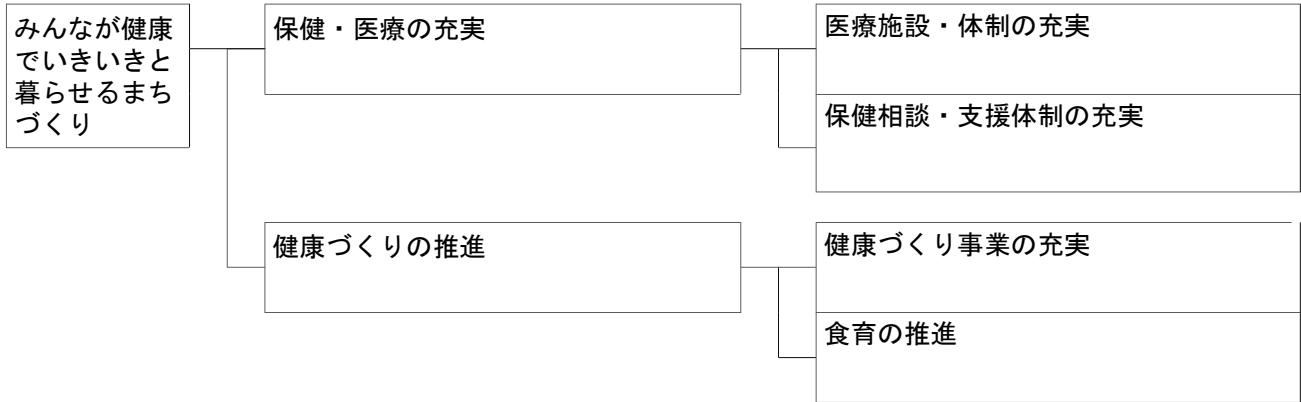
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親の日常生活の支援や、資格取得に対しての助成制度、医療費助成等の支援を行っている。</li> <li>・入学支度金の支給を行っている。</li> <li>・就労支援等により自立に繋がっている。（平成26年度6件、平成27年度4件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備や人的な支援体制が十分ではなく、相談に応じられていない。</li> <li>・家庭ごとの実情に応じたきめ細かな支援を行う必要がある。</li> </ul>

**②相談体制の充実**

- ・母子（・父子）自立支援プログラム策定委員を設置し、自立支援までのサポートを充実させるとともに、母子福祉推進員（現：ひとり親家庭福祉推進員）や関係機関との連携による生活相談体制の充実を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子自立支援員を1名配置し、ひとり親家庭福祉推進員の協力を得ながら、ひとり親家庭の就労支援を進めている。</li> <li>・母子・父子自立支援員は、毎月5～6名の相談に対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親への支援と子どもへの支援の両輪の支援が必要であり、社会のなかで孤立化しないサポート体制が必要である。</li> <li>・ひとり親家庭のケースが多種多様化しているため、個々の状況やニーズに応じた支援が必要となる。ハローワーク、福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センター等関係各種相談機関との今まで以上の連携が必要である。</li> </ul>

【施策の体系】



1) 保健・医療の充実

(1) 主要施策（取り組みの方向）

①医療施設・体制の充実

- ・公立甲賀病院を中心に、甲賀地域における保健医療の中核病院としての高度で質の高い医療を提供します。
- ・市立医療機関と市内の各医療機関との連携により、地域の包括的な医療サービス体制の向上を図ります。
- ・地域の開業医や近隣医療機関等との連携を密にし、介護・医療の連携等による地域医療ネットワークを推進します。
- ・医師確保に向けて、関係機関に要望・要請を行うとともに、病院経営改善のための検証を進め、健全な病院経営を推進します。

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立甲賀病院は、平成25年4月1日に開院し、34の診療科と付帯事業を統合し、24時間365日の救急体制のもと、予防事業、急性期医療、回復期医療、介護サービスまでトータルで医療介護を実践している。</li> <li>・甲賀病院が中核病院、みなくち診療所、信楽中央病院が地域医療を担う病院として展開している。</li> <li>・医師確保については、滋賀県や滋賀医科大学などへの要請活動を積極的に行い、みなくち診療所の常勤医師が平成27年7月に着任した。また信楽中央病院においては平成28年度から1名増の常勤医師が派遣された。</li> <li>・経営評価委員会を開催し、病院改革プラン等に基づく経営改善及び健全経営を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民にとって有効な医療体制の充実を目指し、地域全体の中で甲賀病院を核とした地域医療機関との連携やシステム構築を進めなければならない。</li> <li>・地域の開業医及び県・近畿の大病院や専門病院との連携を密にし、医療ネットワークを強化させる必要がある。</li> <li>・医師の高齢化や交通機関等の課題により、今後、医療をスムーズに受けることが困難な地域に対して、在宅医療を含めた地域包括医療を推進していく必要がある。</li> <li>・医師確保が最も重要な問題であるため、引き続き関係機関に要望、要請を行い、医師の増員に努める必要がある。</li> <li>・みなくち診療所、信楽中央病院の役割を十分に検討したうえで、経営改善に向けた新たな病院改革プランを策定する必要がある。</li> <li>・小児救急の休日及び夜間の体制の充実が必要である。</li> <li>・医療機関への適正受診のため、かかりつけ医の必要性を啓発する必要がある。</li> </ul>

②保健相談・支援体制の充実

- ・疾患に関する正しい知識を普及し、予防、早期発見のため健診（検診）の受診数の増加を図ります。
- ・受診しやすい健診（検診）等の体制を整え、受診率向上を図ります。

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次健康こうか21計画に基づき、効果的な保健施策を展開している。</li> <li>・大腸がん検診においては、市民が受診しやすいよう受診会場を身近な医療機関に拡大したことで、新たな検診受診者の増加がみられた。</li> <li>・ライフステージに応じた健診（検診）を実施している。</li> <li>・平成27年度の各検診受診者数は、胃がん検診（1798人）、肺がん検診（1860人）、大腸がん検診（3242人）、子宮頸がん検診（1450人）、乳がん検診（1476人）、骨粗しょう症検診（64人）、肝炎ウイルス検診（664人）、結核検診（5804人）となっている。</li> <li>・検診受診啓発ラッピングや街頭啓発、未受診者に対する電話やハガキによる受診勧奨を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診の好発年齢での受診者数が少ない。アンケート結果によると健診を受けない理由として、「時間が無い」「面倒だから」「費用がかかるから」という内容が多くあげられている。</li> <li>・引き続き受診しやすい体制づくりを行うとともに、自分の健康を予防的な観点で見られる意識づくりが必要である。</li> <li>・職場で受診できない方に対し、市の検診の受診紹介を行うなど、企業へ向けた働きかけが必要である。</li> <li>・健診に対する意識が低いことが伺える。また、正確な対象者の把握を行う必要がある。</li> <li>・生活習慣病の重症化を予防するため、生活習慣病の早期発見や早期治療につながる健診、各種がん検診等を受診しやすい環境整備が必要である。</li> </ul>

## 2) 健康づくりの推進

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ①健康づくり事業の充実

- 健康こうか21計画の普及・啓発を図るとともに、健康づくりにつながる取り組みを総合的に推進します。
- 地域での健康づくりの活動を展開するために、自治振興会活動との連携、自主グループの育成支援を推進します。
- 健康推進員の地区活動の内容を健康こうか21計画に基づき展開できるよう支援します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の健康こうか21計画の見直しを行うため、甲賀市の現状把握を行うため市民へのアンケートを行った。健康づくり推進協議会において計画内容について意見をいただき、平成28年3月に第2次健康こうか21計画を策定した。</li> <li>市民の自主的な健康活動を促進する観点から、健診カレンダーを作成し、各区の区長を通じて配布を行った。</li> <li>健康推進員を495人（平成27年度実績）に委嘱しており、地域の健康づくりのリーダーとして、市民への健康づくりおよび食生活改善に関する知識の普及・啓発、運動の推進、健診・検診の受診啓発等を行い、地域住民の健康の保持増進を積極的に推進している。</li> <li>地域における市民の自主的な健康づくりを促進する観点から、各区・自治会単位で健康推進員活動を支援している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民一人ひとりが生活習慣を見直し、健康寿命の延伸をめざして、健康づくりを身近なものとして、自主的に取り組む意識を高める必要がある。</li> <li>健康づくりに必要な情報が各ライフステージに応じた方法で取得できる環境を整備し、多種多様な方法で健康に関する情報を発信し、魅力的な事業を開催する必要がある。</li> <li>健康推進員の担い手減少に歯止めをかけるために、役割・意義を理解してもらうよう働きかけるとともに、負担感の少ない活動内容を提案する必要がある。</li> <li>地域の健康課題に応じた、地域ぐるみの健康づくり活動を推進していく必要がある。</li> </ul>

#### ②食育の推進

- 食育推進計画に基づき、普及・啓発することにより、市民自らが健全な食生活を実践できるよう支援します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもから高齢者まで、生涯を通じた食育を進めるため、平成21年3月に食育推進計画を策定し、平成28年3月に策定した第2次健康こうか21計画のなかで、一体的な取り組みとして推進している。</li> <li>健康推進員や関係課（こども未来課、学校教育課等）と連携した取り組みを進めてきた。</li> <li>プレパパママ教室等の健康教室や、乳幼児健診で食についての指導を行っている。</li> <li>健康推進員による市民への啓発活動や生活習慣病予防教室、健診結果説明会における食生活改善指導、地域への健康講座などを実施している。</li> <li>各学校において、月1回の「食育の日」に食育学習に取り組んでいる。</li> <li>健康推進員による中学生対象の食育講座を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさとの食文化に関する情報発信の充実や、食育を推進する社会環境づくりの整備が必要である。</li> <li>日本型食生活の推進と食に関する知識、文化の普及と家族や地域での交流を通じた食育の推進のため、各種団体や関係機関と連携している活動を継続していくことが必要である。</li> </ul>





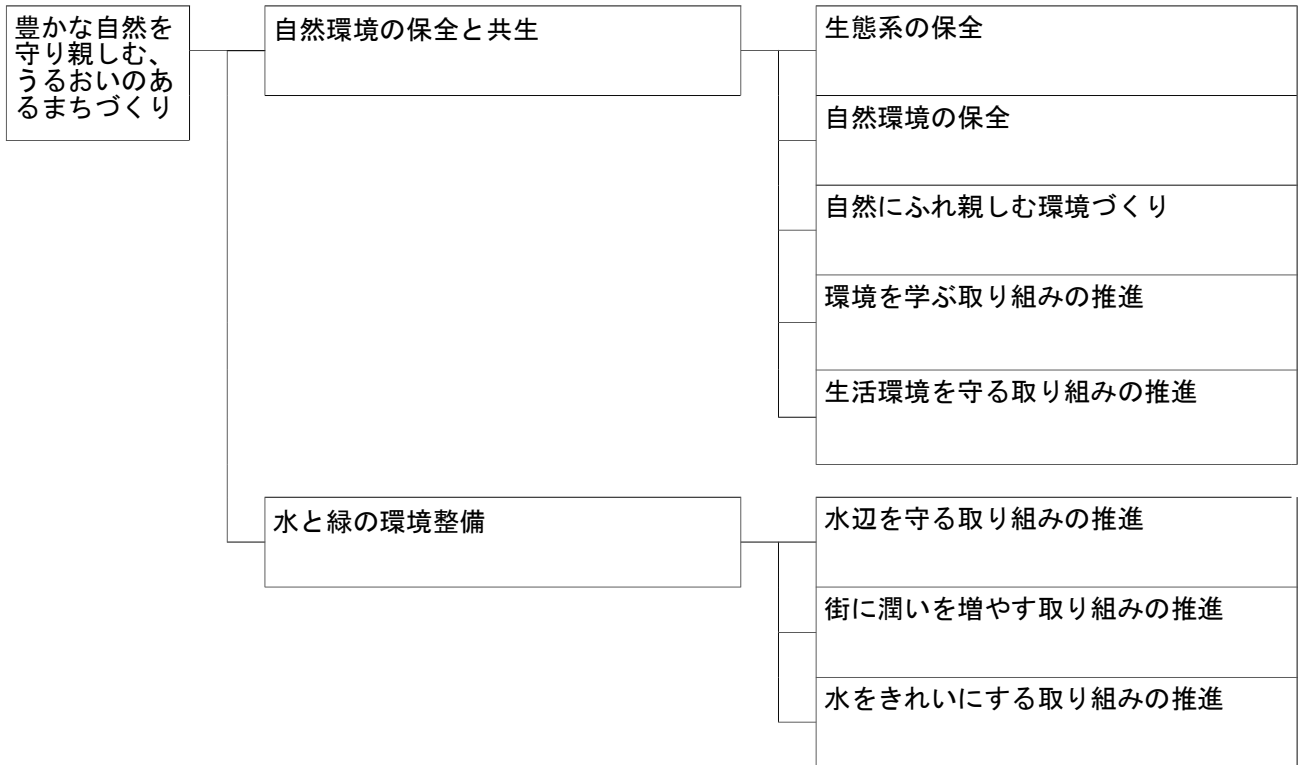
## 【目標 2】

自然環境を大切にし、暮らしの豊かさにつなぐ

施策の柱 1

豊かな自然を守り親しむ、うるおいのあるまちづくり

【施策の体系】



1) 自然環境の保全と共生

(1) 主要施策（取り組みの方向）

①生態系の保全

- ・保護・保全すべき動植物や環境の調査を行い、レッドデータブックの掲載種リスト（レッドリスト）の一部見直しを進め、多様な生態系の適切な保全を図ります。また、市民にレッドデータブックを活用してもらうための工夫を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度にレッドデータブックを作成した。環境影響評価を伴う開発事業等で利用されている。</li> <li>・平成24年度にレッドリストを見直し、「甲賀市レッドリスト2012」をホームページで平成25年2月に公開した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の変化や保全すべき野生生物の状況を継続的に把握し、レッドリストを見直す必要がある。</li> <li>・5年毎の見直しが必要とされており、市でも平成29年度の見直しに向けた準備が必要である。</li> </ul>

②自然環境の保全

- ・公共水域等の水質調査による監視を行い、適切な保全対策を図ります。
- ・自然環境への影響が懸念される公共事業については、影響の把握や環境への配慮を図るとともに、開発については適切な規制誘導に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共水域等において定期的な観測を実施し、地域の環境状況を監視し、その結果を公表している。</li> <li>・水質調査は項目に応じて、年1~3回実施しており、水質の状況は一定保たれている。</li> <li>・市内全域の経年変化を調査するため、市内主要河川のそれぞれの上下流のほか、住宅地や工業団地周辺などの環境負荷が大きいと思われる箇所でも継続的に観測している。平成27年度は52箇所で行なった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の開発や工場等の配置状況に応じた環境負荷の影響を想定し、公共水域の観測の拡充を図る必要がある。</li> </ul>

③自然にふれ親しむ環境づくり

- ・魅力ある自然体験や農林漁業体験など、状況に応じ事業メニューを見直しながら、都市と農村の交流を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>野洲川自然教室を開催し、子どもとその保護者を対象に体験学習を実施した。</li> <li>都市農村交流による農家民泊では、平成27年度は中学生の教育旅行を中心に11団体を受け入れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然に触れ親しむ機会をより一層提供するため、自然教室を開催する市民活動団体への支援や実施内容を見直ししながら、事業を継続していく必要がある。</li> <li>農家民泊の需要は年々高まっており、教育旅行以外の大人向けの体験プログラム等を作る必要がある。また、受入体制の構築も必要である。</li> </ul>

#### ④環境を学ぶ取り組みの推進

- 自然を学ぶ機会の拡充を図るとともに、自然保護や水源地保全・水質浄化の意識啓発を推進します。
- 環境保全にかかる市民参加活動の促進と環境リーダーの育成を図るとともに、環境保全団体等の活動を支援します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体と協力し、キャンドルライトコンサートを開催し、省エネや地球温暖化問題に関する市民への啓発の場としている。</li> <li>各種環境団体や民間企業の環境活動を市民に広く啓発するため、エコフェスタを開催している。</li> <li>環境団体と連携し自然に親しむために、野洲川自然教室を開催し、子どもなどが自然に親しみ、学習する事業を実施した。</li> <li>平成26年度には、自然観察資料集を作成し、子どもたちに里山の保全・再生についての学習をすすめてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の環境保全意識が高まってきているが、マナー化や個人の意識の温度差も生じてきているため、新たな取り組みを検討しなければならない。</li> <li>地域での環境活動を促進するため、環境活動をすすめるリーダー育成が求められている。</li> </ul>

#### ⑤生活環境を守る取り組みの推進

- 公共事業については、周辺の生活環境に充分配慮して実施します。
- 企業との環境保全協定について、その意義と内容の周知を図り、騒音・振動・悪臭等の公害防止に努めます。
- 日常生活において、お互いの生活環境に配慮する意識の高揚に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の事業活動に伴う公害の発生を防止し、周辺住民の快適な生活環境の維持を図るため、立入調査、聞き取り等を実施し、必要な是正を指導している。</li> <li>企業の事業活動において、環境配慮と社会的責任や法令遵守の認識の高まりから、158企業（平成27年度末時点）と環境保全協定を締結しており、環境保全の意識が高まっている。</li> <li>日常生活において、お互いの生活環境に配慮する意識を高揚するために、日常生活にかかるさまざまな相談に対応し、看板の設置や配布、広報紙による啓発を行っている。</li> <li>公共事業においては、環境保全型の工法による施工を推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業と周辺住民の相互理解や信頼を深めるため、企業の公害防止や環境配慮への姿勢を住民へ周知し、環境保全協定の啓発を行うとともに、協定書の締結を推進していく必要がある。</li> <li>様々な生活環境に係る苦情（空き地の管理不足や騒音などの近隣トラブルなど）の対応に苦慮している。</li> </ul>

## 2) 水と緑の環境整備

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ①水辺を守る取り組みの推進

- 身近にある水辺空間を安全な親水スポットとして活用できるよう、地域住民との協働による取り組みを進めます。
- 河川、水路、ため池などの水辺の整備においては、治水・利水・自然環境の保全に配慮し、水に親しむ空間づくりを進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働事業として「ホタルの飛びかう水辺づくり、竹炭を使って河川水質改善事業」を実施し、地域の課題解決に市民団体の発想を取り入れながら市との協働で取り組んだ。</li> <li>水辺を守る取り組みとしては、滋賀県河川愛護活動事業において、河川の草刈りや川ざらえなどの清掃活動に区、自治会等127団体が取り組まれている。また、地域や農家の自主的な清掃活動においても、環境保全が行われている。</li> <li>河川の下流において、浸水対策のための改修が進みつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豪雨による増水の頻度など自然環境の変化等により、水辺空間が減少しつつある。</li> <li>河川の浚渫が滞っているため、近寄れない場所が増えている。</li> </ul>

**②街に潤いを増やす取り組みの推進**

- ・街路樹やポケットパークなど身近な緑地づくりを進め、地域との協働による維持管理に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちへの潤いを増やす活動として、ポケットパークを維持管理するなど、身近な緑地づくりを進めている。</li> <li>・ポケットパークは地域の憩いの場として利用されており、一部地域では自主的な維持管理作業が実施されている。</li> <li>・まち美化活動団体数は89団体（平成27年度末時点）であり、徐々に参加企業、団体は増加しており、市道沿線等の草刈やごみ拾いなど自主的な取り組みがなされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少局面を迎えるなか、人的にも、財政的にも施設の維持管理が難しくなっている。</li> <li>・地域住民の協力のもと、自主的な維持管理が行われるような働きかけが必要である。</li> </ul>

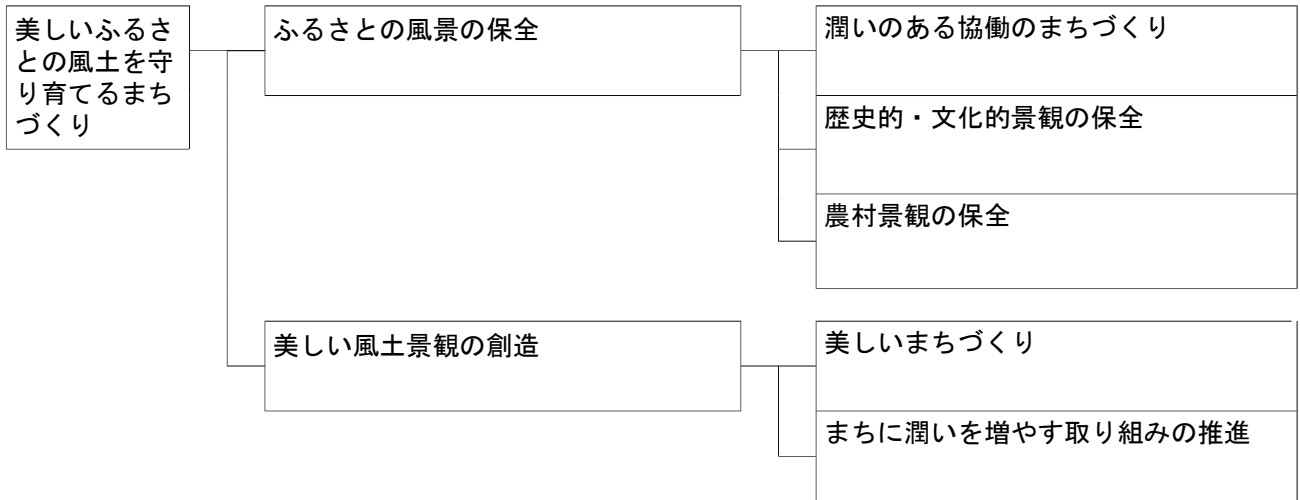
**③水をきれいにする取り組みの推進**

- ・戸別訪問による啓発、水洗化工事費の融資あっせん等により水洗化率を向上させます。
- ・家庭や事業所からの排水浄化の取り組みなど水質浄化意識の高揚を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽）の有効的な整備を進め、平成27年度末水洗化率（世帯）は82.0%であり、平成18年度と比較し19.1ポイント向上させることができた。</li> <li>・水洗化向上のため、融資あっせんにおける融資上限や利率、利子補給など制度の充実を図り、水洗化に係る支援を拡充した。</li> <li>・公共下水道などの集合処理が著しく遅れる地域においては、汚水処理施設整備構想を見直し、浄化槽の集中的な設置への誘導を図るため、合併浄化槽設置及び修繕支援の拡充を行なった。</li> <li>・生活環境の向上と公共水域の水質保全意識の高揚のため、戸別訪問や広報を通して、集合処理区域の水洗化や合併浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の重要性について啓発を行なった。</li> <li>・市内主要河川のそれぞれの上下流のほか、住宅地や工業団地周辺などの環境負荷が大きいと思われる箇所、水質調査を実施しており、調査結果を公表し、市民の関心の高揚を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資あっせん制度の充実を図っているものの、高齢世帯や世帯の継承が見込めない世帯が増加し、水洗化率の向上は難しい状況である。</li> <li>・合併浄化槽地域の面整備事業には、地域合意が必要であることから、調整に時間を要している。</li> <li>・公共下水道等の集合処理地域と個別処理地域の維持管理費用に不均衡が生じることとなり、個別浄化槽の適正な維持管理を継続するための支援が求められている。</li> </ul>

**施策の柱2 美しいふるさとの風土を守り育てるまちづくり**

**【施策の体系】**



**1) ふるさとの風景の保全**

**(1) 主要施策（取り組みの方向）**

**①潤いのある協働のまちづくり**

・区・自治会、自治振興会による環境保全活動を促進し、地域の美化・清掃活動などの拡大を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・散在性ごみなどの地域一斉清掃活動において、多くの区・自治会等の参加があった。</li> <li>・美化活動の延べ参加人数は平成23年度実績は29,940人、平成27年度実績は17,241人であり、統計上は減っているが、届出をせずに実施している地域も多く、美化活動自体は活動として定着しつつある。</li> <li>・滋賀県では、5月30日と12月1日を「環境美化の日」、7月1日を「びわ湖の日」と定めており、市においても「ごみゼロ大作戦」「県下一斉清掃運動」の取り組みを行なっている。</li> <li>・「ごみゼロ大作戦」については、旧町単位で、人が多く集まることのできる場所を選定し、市民や区・自治会、事業所、各種団体等に広く呼びかけ、一斉清掃を実施した。（平成21年度以降は、地域のそれぞれの単位で清掃活動が自主的に展開されているため、市の事業としては実施していない。）</li> <li>・7月1日の「びわ湖の日」清掃活動については、広報紙等を通じ、スポーツの森周辺の清掃活動を広く市民に呼びかけ実施した。</li> <li>・12月1日の「環境美化の日 県下一斉清掃運動」についても、市の事業として開催し、平成19年度以降は水口、笹が丘、さつきが丘、ひのきが丘工業団地の企業に対し、各工業会を通じて呼びかけを行い、工業団地管内の清掃活動を実施している。</li> <li>・美化推進活動の啓発や事業を継続的に行なってきたことにより、自分たちのまちを自分たちできれいにするという意識は高まりつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域で自主的な環境保全・美化活動が行われているが、高齢化や人口減少がさらに進展していくと、地域での活動の継続が難しくなることから、活動組織自体の見直しや、活動組織の連携やエリアの拡大など、市民主導での環境美化・保全活動が継続できるよう新しい形での取り組みを提案していく必要がある。</li> </ul>

**②歴史・文化的景観の保全**

・歴史的なまちなみや文化財が所在する周辺環境、人々の暮らしや生業が生みだされる生活風土などの歴史・文化的景観を保全します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土山や水口のまちなみを保全するため、市民団体と連携し、歴史的景観の保全に努めてきた。</li> <li>・土山では、毎年歴史的な町並みを保全するために、説明板の設置や調査結果のパンフレットの発行がなされ、信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活風土や産業、歴史を反映した地域固有の景観が失われつつある。</li> <li>・豊富に存在している歴史文化遺産を保存し、かつ資源として活用するため、市民協働提案事業を機に取り組みが</li> </ul>

楽では歴史的景観保全のために史跡保存と併せて、周辺環境も保全されている。

活発化している水口岡山城などをモデルケースとして、他地域での取り組みに活かしていく必要がある。

- 水口岡山城跡を含んだ多様な歴史文化遺産を市全体の中でどのように相互に関連付け、文化遺産を活かした景観保全につなげていくかが課題である。
- 歴史・文化的景観の保全としては、文化遺産が保護の対象として指定されることが前提であるため、それらの指定を受けるための取り組み（調査）が必要である。
- 現在は、市民との連携により景観の保全を進めているが、行政として歴史的資源の選定をしていく必要がある。
- ふるさとの風景の保全を進めるため、地域に愛着を持ち、自らの手で自らが住む地域環境を守ろうとする気運を醸成していく必要がある。

### ③農村景観の保全

- 農地を有効に活用した生産振興、集落営農の組織化や法人化など担い手の育成、農地の集積や荒廃地の再生などにより、農地保全に努めます。
- 美しい農山村の景観を有する山林・里山、水辺、農地等の保全を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>集落営農組織の法人化に対する支援を実施し、平成19年度は6組織であったが、平成27年度末は28の集落営農組織が法人となった。</li> <li>認定農業者は、平成19年度末で121件であったが、平成27年度末で189件に増加し、担い手育成が進み、農地の集積等が進んだ。</li> <li>世代をつなぐ農村まるごと保全対策事業に農業者だけでなく地域住民が一体となって引き続き取り組み、農地や農業用施設の維持管理に努め、農地の持つ多面的機能が発揮できた。平成27年度には88組織が取り組んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化や後継者不足から農業者の減少が深刻化しており、さらに獣害などの問題も加わり、特に生産効率の悪い谷津田における耕作放棄地が増加傾向にある。</li> <li>集落営農組織等による農業の担い手の育成により荒廃地を減らす必要がある。</li> <li>担い手を中心に地域が一体となって取り組みを継続的に行っていく必要があり、未実施地域にも取り組みを広げていくことが求められる。</li> </ul>

## 2) 美しい風土景観の創造

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ①美しいまちづくり

- 景観行政団体への移行後、景観計画により景観を守り育てる地域を増やします。
- 地域住民の主体的な議論・検討による地区別の景観計画策定を段階的に推進し、景観計画への追加を行います。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な景観行政を推進するために、平成25年1月に甲賀市景観計画を策定し、景観形成地区の指定やガイドラインの作成を行なった。</li> <li>甲賀市景観条例や甲賀市屋外広告物条例(平成27年12月1日施行)に基づき、良好な景観づくりに努めている。</li> <li>罰則、変更命令、勧告などの措置を法律により担保されるなど法的規制の実効性が強くなる景観行政団体への移行を平成24年4月1日に行なった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や事業所に対して、景観や屋外広告物にかかわる理解と協力を求める必要がある。</li> </ul>

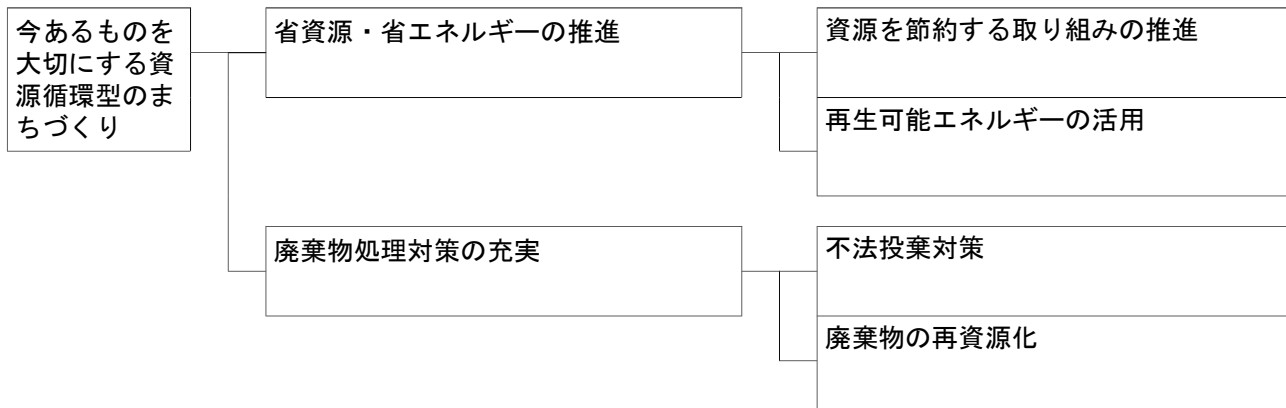
#### ②まちに潤いを増やす取り組みの推進

- 景観法に基づく地区のルールとして、景観形成地区の指定、景観協定の締結を推進します。
- 身近な暮らしの空間において、まちなみ整備や緑化推進を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>法律や条例に基づき、景観に係る規制誘導を図り、まちなみ整備や緑化の推進をしている。</li> <li>市内において、滋賀県と近隣景観形成協定を締結している地区がある。（土山町鮎河東野地区）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観法（平成16年度）の制定により、良好な景観の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民の責務が明文化されたことに対応しなければならない。</li> </ul>

**施策の柱3** 今あるものを大切にす資源循環型のまちづくり

**【施策の体系】**



**1) 省資源・省エネルギーの推進**

**(1) 主要施策 (取り組みの方向)**

**① 資源を節約する取り組みの推進**

- ・環境基本計画に基づき、総合的な環境施策を推進します。
- ・市民への環境負荷の少ない生活を啓発し、スマートライフを推進します。
- ・資源を節約する身近な取り組みとして、3R運動(リデュース・リユース・リサイクル)、公共交通機関の利用、グリーン購入等を促進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年6月に環境基本計画を策定し、市民と行政の協働による省資源・省エネルギー、また温室効果ガスの削減に向けた取り組みを推進している。</li> <li>・庁内では、甲賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、CO<sub>2</sub>の削減等事業所として環境に配慮した取り組みを進めた。</li> <li>・エコライフ講座、エコフェスタの開催など、学習機会の拡充に努めている。</li> <li>・特に生ごみについては、集めた生ごみを堆肥化し、循環するシステムを実施しており、全国各地から視察を受け入れている。</li> <li>・レジ袋の削減等の取り組みを進めるため、市内小売店や量販店に対し、協力依頼や啓発活動を行い、レジ袋を削減できた店舗からその費用を寄付していただいている。</li> <li>・庁内で取り扱う事務用品等については、グリーン購入(品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境への負荷が少ない製品を優先して購入すること)調達方針を定め、積極的にグリーン購入を進めている。また、市民に対してもPR、啓発に努めている。</li> <li>・自然教室やエコフェスタなどの環境保全を呼びかける事業を、市民団体のグループと協力して開催している。</li> <li>・環境基本計画の計画期間が平成28年度で終了することから、第2次環境基本計画の策定に着手した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の恒常的な環境配慮への取り組みを促進するため、一層の意識啓発や現状にあった環境マネジメントシステムの見直しが必要である。</li> <li>・環境保全の取り組みは「面倒でお金がかかる」というイメージが定着し、意識が低下している。</li> <li>・誰もが簡単に取り組める新しい取り組みが必要である。</li> <li>・温室効果ガスの削減数量は、係数が変化するため、基準年との比較が困難である。</li> <li>・エコ通勤など、公共交通機関利用促進について、市民、事業者等の全庁的な取り組みに発展させる必要がある。</li> </ul>

**② 再生可能エネルギーの活用**

- ・地球温暖化の防止のため、地域新エネルギービジョンに基づき、甲賀市の特性を活かした、総合的かつ計画的な新エネルギーの有効利用を促進します。
- ・公共施設における新エネルギーの率先導入により、市民の意識啓発を図るとともに、市民への新エネルギー設備の導入を促進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市木質エネルギー活用検討協議会を設立し、市内の木質エネルギーの地産地消について検討を行っている。</li> <li>・公共施設に設置している太陽光発電システムは、平成17年度は25kwであったが、平成27年度では101.48kwに増加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマスエネルギーを普及させるためには、木質燃料が、量的・経済的に安定供給ができる、産業として自立できる状況を創出することが必要である。</li> <li>・バイオマス燃料の設備には多額の費用がかかることから、普及には公的支援も必要である。また、推進のためには公共施設の率先した導入が必要である。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電については整備が進んでいるが、景観上の課題や反射光害への対応が求められている。</li> </ul>
--	--

## 2) 廃棄物処理対策の充実

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ① 不法投棄対策

- 道路等におけるポイ捨てや河川・山林等における不法投棄をなくすため、監視体制・パトロールの強化を図るとともに、意識の高揚に努めます。また、早期対応により発生件数の抑制に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄箇所などに看板を設置するなど、啓発に努めている。</li> <li>不法投棄監視員を委嘱し、不法投棄の監視パトロールと廃棄物の早期回収に努め、不法投棄を許さない市民意識の醸成に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄を根絶する有効な手段はない。不法投棄をしないように啓発するなどの地道な活動をさらに続けていくことが求められている。</li> <li>不法投棄は美観を損ねるだけでなく、投棄される物質によっては重大な環境汚染につながる恐れもあるため、いっそうの監視や啓発が必要である。</li> <li>市内には、山間部が多く、その中を各種道路が縦横に走っており、人目につきにくい場所が多々あることから、不法投棄を行いやすい状況となっている。市外から流入・通過する交通が増加しており、監視や啓発の継続が必要である。</li> </ul>

#### ② 廃棄物の再資源化

- 可燃ごみの減量化のため、堆肥化事業のメリットなどを広く呼びかけることにより、生ごみ堆肥化事業の普及拡大に努めます。
- 循環型社会の構築に向けて、資源ごみの集団回収を進めます。

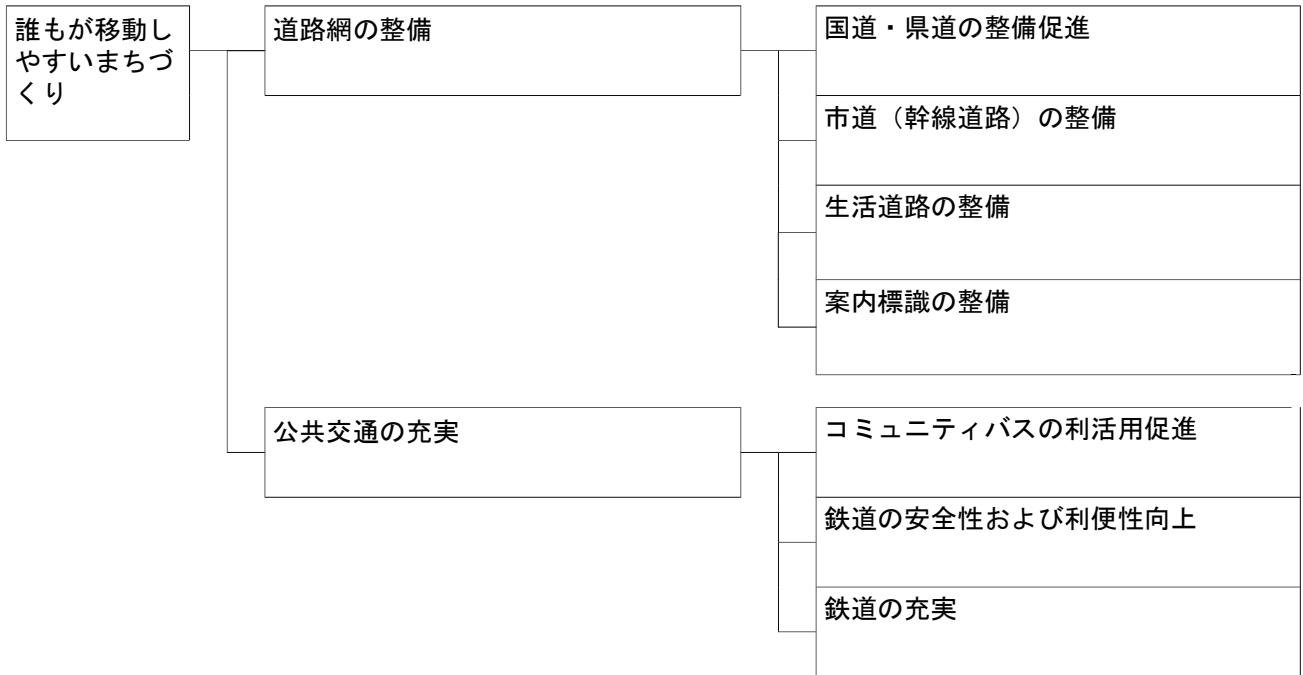
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座など普及啓発活動により、生ごみ堆肥化事業への参加世帯が平成23年度末実績は8,444世帯、平成27年度末実績は8,926世帯と増加している。</li> <li>生ごみ堆肥化事業は、甲賀市独自の方法を採用しており、集めた生ごみを堆肥化し、循環するシステムを実施している。全国各地からの視察も多い。</li> <li>生ごみ堆肥化事業への参加世帯の増加や廃プラスチック類の分別回収により、資源化が進んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの総量から見た資源ごみの割合（資源化率）が平成26年度実績で26%と目標どおり進んでいるが、資源化に他市に比べ多くの経費がかかっており、今後費用対効果の検証が必要である。</li> <li>資源ごみの持ち去りが多く発生し、平成27年度に条例を改正し、罰則の規定をもうけたが、持ち去りを防ぐための監視強化を図る必要がある。</li> </ul>

### 【目標 3】

安全で快適な生活の基盤を整え、まちの活力を高める

**施策の柱1 誰もが移動しやすいまちづくり**

**【施策の体系】**



**1) 道路網の整備**

**(1) 主要施策（取り組みの方向）**

**① 国道・県道の整備促進**

- ・ 国道・県道の拡幅およびバイパスの整備を促進し、機能強化と渋滞緩和を図ります。
- ・ 新名神高速道路インターチェンジとのネットワーク機能を向上させるため、道路網の整備構想と併せ、各路線の位置づけを明確にします。
- ・ 高速道路網との連携強化や広域交流の促進を図るため、南北の幹線として名神名阪連絡道路の早期事業化を推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道バイパスの整備延長（率）（4車線拡幅とバイパス化）については、平成18年度5.7km(20%)（全線28.5km）から平成27年度末時点9.8km（38%）となっている。</li> <li>・ 国道1号水口道路2工区の3.6kmが平成28年3月19日に開通したことにより、水口地域の国道1号の4車線拡幅が完了した。</li> <li>・ 新名神高速道路（平成20年2月供用開始）をきっかけに、市内の幹線道路網の一定の整備が図られた。（新名神高速道路（亀山JCT～草津田上JCT）、国道1号（甲賀市水口町名坂～泉（4車線供用））、主要地方道甲賀土山線（岩室～前野）、県道水口甲南線（稗谷）、県道水口竜王線（春日）、県道柑子塩野線（竜法師～野尻）、県道柑子塩野線（新治）、県道甲南インター線（新治）、国道307号牛飼歩道（山上～牛飼）、主要地方道土山蒲生近江八幡線（頓宮）、主要地方道木津信楽線（中野）、主要地方道草津伊賀線（五反田）、都市計画街路葛木竜法師線（葛木～竜法師、平成28年度末開通予定））</li> <li>・ 名神名阪連絡道路の早期事業化に関しては、名神名阪連絡道路期成同盟会の活動により、毎年継続的に、関係機関に対し、要望活動を実施している。</li> <li>・ 平成22年10月5日午前0時で、日野水ログリーンバイパスの無料化がなされ、市民生活の利便性が向上した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道307号信楽道路と長野バイパスについては、用地確保が難航している。なお、長野バイパスについては、用地確保した区間の一部が着工されている。</li> <li>・ 甲賀土山線（2工区）は、用地の課題や多額の事業費が必要となることから休止状態となっている。当該路線は新名神高速道路の主要なアクセス道路であり、整備の重要性は高いが、現状では事業再開は困難な状況にある。現時点においては、関連する道路改築事業として、県道岩室北土山線の改築を優先的に進めることとなっている。</li> <li>・ 国補助金の一括交付金化や滋賀県道路整備アクションプログラムの見直しを受けた取り組みが必要であり、国県との協議により、道路網の整備構想と併せて各路線の位置づけを明確にした取り組みが必要である。</li> <li>・ 名神名阪連絡道路の早期事業化に向けた要望等の取り組みを継続的に行う必要がある。</li> </ul>

**②市道（幹線道路）の整備**

- ・優先度を定めるための基準・指標を整理することにより、新名神高速道路・国道・県道を主軸とした市内道路網の整備を推進します。
- ・歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、歩道の設置や交通安全施設の整備に努め、総合的な交通安全対策を推進します。
- ・主要な幹線道路、駅、公共施設周辺において、歩道の段差の解消や点字ブロック、誘導灯や標識等の設置によるバリアフリー化を推進します。
- ・計画の基準・指標に災害時緊急避難道路としての整備検討項目を盛り込みます。
- ・都市計画道路の整備を推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道についても新名神高速道路をきっかけに、道路整備基本計画対象36路線のうち平成27年度末には、8路線（上野大久保線、出屋敷線、菅の谷砂坂線、大原中・中学校線、水口松尾台1号線、寺庄稗谷線、次丸九郎線、市場本線）の整備が完了した。</li> <li>・歩道の段差解消や点字ブロックの設置等、バリアフリー化を行なっている。</li> <li>・平成25年度より通学路合同点検の結果に基づいた通学路整備を進めている。</li> <li>・バリアフリー化に関して、主に水口城南駅、貴生川駅周辺の面的整備を進めることができた。</li> <li>・都市計画道路については、県道葛木竜法師線が平成28年度に完成予定である。</li> <li>・平成23、24年度において都市計画道路の見直しを検討した結果、平成27年度に都市計画審議会の答申を経て、名坂梅が丘線の廃止手続きを行なった。</li> <li>・平成28年度の道路整備基本計画の見直しについては、学識経験者や民間の方で構成された策定委員会を設置し、道路計画を策定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新名神高速道路等基幹道路の開通に伴い、市内の交通形態に変化があり、大型車の市道への流入等が増加しており、道路案内標識の整備による流入抑制を図る必要がある。</li> <li>・国道道との道路網の位置づけも考慮した中で、均衡ある事業実施が可能となるよう、道路整備計画を確立する必要がある。</li> <li>・孤立集落解消のため、緊急避難道路の整備など、災害時を想定した道路整備についての要望が高まりつつある。</li> </ul>

**③生活道路の整備**

- ・整備優先度を考慮しながら、生活道路の幅広や歩道、通学路等の整備により、車両通行や歩行者の安全確保に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路については、各区、自治会からの要望を受け、緊急度の高い箇所から応急対応や次年度での対応も含め、生活道路の安全確保に努めている。</li> <li>・平成25年度より通学路合同点検（教委、道路管理者、公安、警察、先生、スクールアドバイザー等）を実施し、通学路の安全対策に努めている。</li> <li>・清掃活動などに自主的に取り組まれている場所も多く、身近な生活道路の維持に対する地域住民の意識は高まりつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの整備要望（200～300件/年）に優先度をつけて整備を進めており、全ての要望に対応することは困難である。</li> <li>・瑕疵事故を防止するため、適正な維持管理が必要であるが、老朽化が著しく、抜本的な修繕には多額の費用が必要となる。</li> <li>・生活道路の幅広については、政策上優先順位が低く、整備率が上がらないことから、中長期的な財政計画に生活道路分として区分けする必要がある。</li> </ul>

**④案内標識の整備**

- ・市外から訪れる人にもわかりやすく、市内の主要施設や道路等を誘導案内できる標識の整備を進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度に策定した新名神高速道路活用戦略において、市内道路案内標識整備事業に取り組むこととしている。</li> <li>・平成25年度に甲賀土山I C付近に3箇所、甲南I C付近に2箇所、信楽I C付近2箇所の合計7カ所に道路案内標識を設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の主要な観光施設は、公共施設ではなく民間施設であることが多い。公的な性格の強い道路案内標識の誘導先としての妥当性を踏まえつつ、観光客の立場に立ち、案内先を絞り込んで選定し、広く市内で合意を得る必要がある。</li> <li>・道路案内標識の機能を代替するカーナビゲーションシステムやスマートフォン等が普及していくことが想定されるなか、道路案内標識の果たすべき機能とあり方を明確にする必要がある。</li> </ul>

**2) 公共交通の充実**

**(1) 主要施策（取り組みの方向）**

**①コミュニティバスの利活用促進**

- ・利用状況や効率性に配慮した、コミュニティバスの再編整備を行い、利活用を促進します。
- ・誰もが利用しやすいコミュニティバスとなるよう、低床バス等への切り替えを促進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数の実情を勘案し、ダイヤおよび路線再編を適時実施している。</li> <li>・コミュニティバスの年間乗客数は61.5万人（平成27年度実績）であり、無料乗車券の配布等を実施するなど、誰もが利用しやすいように努めている。</li> <li>・デマンドタクシーはH22より一部地域において運行を開始した。</li> <li>・コミュニティバスの低床化率は、平成18年度は35%であったが、平成27年度は56%となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料乗車券の配布等により利用者が増加傾向にあるものの、その維持に多くの財政負担が生じている。</li> <li>・コミュニティバス路線の効率化を進めるため、評価指標を策定し、路線の統廃合を進める必要がある。一方では、日常生活に密着した路線は必要であり、利便性と経済性を見極めたダイヤ、路線の再編が必要である。</li> <li>・小中学校再編計画の進捗状況を見極めながら、バス路線の適正化を調整しなければならない。</li> </ul>

### ②鉄道の安全性および利便性向上

- ・ユニバーサルデザインによる駅舎等施設の改善や公共交通サービスの向上など、利用しやすい環境整備を図ります。
- ・地域の利用促進団体や観光・商工関連団体等と連携し、信楽高原鐵道をはじめとする既存鉄道の利便性の向上を図り、地域活性化をめざします。
- ・信楽高原鐵道の公有民営化に伴い、第3種鐵道事業者として信楽高原鐵道の安全輸送に係る施設整備を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 寺庄駅のバリアフリー化を図るとともに、同駅北口にロータリーおよび接続道路を整備したことで、利用しやすい環境が整った。</li> <li>・JR 甲南駅の駅舎の改築やアクセス道路の整備に着手した。</li> <li>・信楽高原鐵道高原において、平成25年4月1日から上下分離方式を導入した。これにより、第3種鐵道事業者として施設整備（車両購入や軌道整備）を行ない、輸送の安全性を向上させた。</li> <li>・JR 貴生川駅以東の駅においてICOCAの導入（H28.8月現在）が決定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内JR 駅舎の改築後、駅舎は自治体管理となり財政的負担が生じている。</li> <li>・信楽高原鐵道については、少子化やモータリゼーションの進展により利用者が減少傾向にあることから、鐵道事業における営業損失が増加傾向であり、その維持に多くの財政負担が生じている。</li> </ul>

### ③鉄道の充実

- ・JR 草津線の運行ダイヤの改善や早期複線化に向けた取り組みを展開します。
- ・びわこ京阪奈線（仮称）の実現に向けた取り組みを展開します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「油日駅を守る会」等の沿線市民団体が開催するウォーキングイベントや、信楽高原鐵道が開催する企画列車等の各種イベントを支援し、鐵道の利用促進に努めた。</li> <li>・広域の期成同盟会を通じて、自動車からの利用転換に係る啓発や、沿線の魅力を発信する機関誌等を発行し、鐵道の利用促進に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 草津線のダイヤ改善や早期複線化、びわこ京阪奈線の実現に向けては、対象路線の利用増加が不可欠である。</li> <li>・少子化やモータリゼーションの進展により利用者が減少傾向にあることから、公共交通への利用転換および利用促進が急務である。</li> </ul>

**施策の柱2 安全で快適な定住環境が整ったまちづくり**

**【施策の体系】**



**1) 住宅環境の整備**

**(1) 主要施策（取り組みの方向）**

**① 都市基盤の整備**

- ・土地区画整理事業を推進し、優良住宅等の供給による自然に調和した豊かなまちづくりを進めます。
- ・地区計画制度を活用し、良好な市街化の形成が図られるように指導します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県より開発許可等の権限委譲（平成20年4月）を受け、市の条例「みんなのまちを守り育てる条例」に基づいた開発基準により、規制誘導を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業については、地権者の事業同意に至らない地域がある。</li> <li>・市街地において、低未利用地や空閑地など利用されてい</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業では認可の際、調整池を設けるなどの要件に基づき、浸水対策を行っている。</li> <li>・良好な市街地形成及び都市基盤の整備として、土地区画整理事業を進めている。現在、貴生川西内貴土地区画整理事業を実施中である。</li> <li>・組合施行による寺庄土地区画整理事業、民間による開発指導や都市計画区域内の地区計画の決定を行なった。</li> <li>・土地区画整理事業については362ha（平成27年度実績）を整備中であり、13ha（平成18年度比）増加した。</li> <li>・市役所周辺の地域では地籍調査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ない土地が存在しており、利活用や流動化が必要である。</li> <li>・時間によって集中的な交通渋滞が見られ、主要幹線とそれぞれのアクセス道路についての早期整備が望まれている。</li> </ul>
--	--

**②公園緑地の整備**

- ・公園・緑地の整備充実を図るとともに、緑化や水辺空間の整備・活用を図ります。
- ・市街地における公園については、地域の特性を活かしながらバリアフリー化を推進します。
- ・人口密集地の公園については、防災機能の充実を図ります。
- ・都市公園施設の修繕計画を策定し、施設の長寿命化を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園施設長寿命化計画に基づき、「事後保全型」から予防的な対策を講じる「予防保全型」の維持管理へと転換し、都市公園の長寿命化を図りつつ安心安全のための整備を進めている。</li> <li>・公園のバリアフリー化について、適時改修を進めている。</li> <li>・水ロススポーツの森を防災公園として位置付け、防災トイレ及び防災ベンチを設置している。</li> <li>・住民一人当たりの都市公園の敷地面積は12.91㎡/人（平成27年度末）となっており、県内でも高位。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズや施設の老朽化の状況、都市防災上の拠点施設としての役割等を踏まえながら、各公園の用途、必要性を改めて整理する必要がある。</li> <li>・公園の利用促進のためには、市民ニーズに沿った遊具の設置を検討するとともに、計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を図る必要がある。</li> </ul>

**③まちなみの修景整備**

- ・景観計画の策定により、歴史的な建築物やまちなみが残る地域については、特性に合った景観形成に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市景観計画を策定（平成25年1月）し、景観法等の活用により、規制誘導を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の歴史や価値観が共有されていないことを起因として、景観を感じさせる街道沿いの家屋等が日々失われている。</li> <li>・旧街道沿いの地域特性や資源を活かした地域による景観維持が必要である。</li> </ul>

**④都市計画区域の変更**

- ・地域特性を活かし都市的・自然的な土地利用等の調整に努め、保全と整備・開発の調和のとれた秩序ある土地利用を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所周辺において、商業・行政・文化・福祉等の複合的機能が集積する都市拠点としての土地利用を進めるため、「区域区分の変更」と「地区計画の決定」を行なった。</li> <li>・水口地区の他、名坂・北脇地先において、都市計画区域内の区域区分の変更を行った。</li> <li>・高齢化や人口減少に対応する都市構造を目指し、都市計画マスタープランの見直しを進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化や人口減少に対応する都市構造について、検討を進める必要がある。</li> <li>・公共交通幹線軸等における都市機能や住宅の誘導を促進するための土地利用規制の見直しが必要である。</li> </ul>

**⑤公営住宅の整備**

- ・低所得者への住宅供給といった視点だけでなく、高齢者や若者等にも住みやすい環境づくりを図るため、公営住宅の建替えや改修等を推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅31団地、545戸の大規模修繕など長寿命化のための維持管理に努めている。</li> <li>・老朽化した建物は建て替えを進めており、平成27年度に寺庄団地建替事業が完了した。</li> <li>・平成23年度から、住宅困窮者の居住の安定を図るため、民間賃貸住宅家賃補助事業を開始した（平成23年度20</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の建設には、多額の財源が必要であることから、民間賃貸住宅の家賃補助制度の継続や拡充など、低所得者への住宅供給に努める必要がある。</li> <li>・公営住宅等長寿命化計画の中間見直しにより、民間賃貸住宅や空き家の利活用などを検討する必要がある。</li> </ul>

件、平成24年度20件、平成25年度20件、平成26年度20件、平成27年度20件）。

## ⑥上下水道の整備

- ・上水道について、老朽管を計画的に更新し、より安全な水を安定的に供給するための施設整備に努めます。
- ・下水道の整備と水洗化を進めるとともに、適切な維持管理に努め、生活環境の向上を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度に上水道老朽管更新計画を策定し、漏水の発生状況などに合わせて、優先順位をつけながら管路更新を進めた。これにより、広範囲に影響を及ぼす本管の漏水は減少し、より安定した給水を行うことができた。</li> <li>・下水道の集合処理整備世帯が8,353世帯増加(H18末比)し、平成27年度末の整備率が86.5%に上昇(H18末比)した。</li> <li>・水洗化率の向上を図るため、融資あっせん・利子補給の制度拡充を行ない、広報や戸別訪問等を通して普及促進に努めた結果、集合処理区域の平成27年度末の水洗化率は86.3%となった。(H18:74.0%)</li> <li>・上水道の安定経営と必要な更新計画を整合させたアセットマネジメント(資産管理)を平成28・29年度に策定し、確実な施設更新により、安定した給水に繋げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管路以外の施設(水源地・浄水場・配水池・加圧所等)においても、老朽化が進み更新時期が集中して訪れることが推察される。</li> <li>・人口減少や節水によって水需要が減少するなか、多額の更新費用の捻出に苦慮している。</li> <li>・公共下水道の整備に係る国等の補助金の確保が困難となっており、先行きが不透明な状況が続いている。</li> <li>・水洗化が可能な世帯を見極め、効率的な戸別訪問と水洗化阻害課題への対応策の整理が必要である。</li> <li>・信楽地域における下水道整備が進んでいない。</li> </ul>

## 2) 防災対策の充実

### (1) 主要施策(取り組みの方向)

#### ①災害に強いまちづくり

- ・災害発生時でも市民の暮らしを確保するため、広域的な支援体制の強化や道路・橋梁・河川の整備、ライフラインの強化など、生活基盤となるハード施設の適切な維持管理・整備を推進します。
- ・土砂災害危険区域や浸水想定区域等における各種防災対策事業、住宅や公共施設の耐震化、消防設備の充実等、防災体制の整備を図ります。
- ・地域と連携してセーフコミュニティの構築に努め、安全で質の高いまちづくりをめざします。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険区域や浸水想定区域等における各種防災対策として、地域情報基盤、あいこうか緊急メールを整備し、防犯・火災・災害の情報を配信している。</li> <li>・住宅の耐震診断(平成19年度以降累計322件)を実施した。</li> <li>・公共施設の耐震化については、特に学校施設において、耐震化工事をすすめ、学校施設153棟において耐震化工事を完了した。</li> <li>・消防車両等の更新については、適正な管理のもと定期的に実施することで、消防団の装備充実を図っている。</li> <li>・隣接県に立地する原子力発電所で事故が起きた場合を想定して、安定ヨウ素剤や防護服を備蓄した。また、自園給食の保育園、私立保育園などに放射線測定器を配備した。</li> <li>・県が実施する治水及び砂防事業に対し、事業推進のための協力を行なっている。急傾斜地崩壊対策事業(毛牧地区、多羅尾2号地区、下山1号地区、山3号地区、岩室、小川3号)や一級河川河川改修(杣川、滝川、思川)、通常砂防事業(日野谷川、後谷川、中谷川、中手川)、地すべり対策事業(大澤地区)、総合流域防災事業(野洲川)が実施された。</li> <li>・平成26年3月に滋賀県流域治水条例が施行され、浸水警戒想定区域の対象区域で、「水害に強いまちづくり」の取り組みが県主導で進められている。</li> <li>・「事故やけが」を予防し、より安心安全なまちをつくる取り組みとして、地域における活動を活かし、各テーマ(自殺、交通安全、高齢者、子ども、災害)別の取り組みを進めてきた。これにより、県内自治体として初めてセーフコミュニティの国際認証を取得した。(平成28年2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化については322件の診断がされているものの、耐震改修申請は7件にとどまっているため、更なる啓発により住宅の耐震化改修を促す必要がある。</li> <li>・公共施設の耐震化については、避難所として指定している箇所については、優先的に対策を講じる必要がある。</li> <li>・学校施設については、窓ガラス等の非構造部材の耐震化に取り組まなければならない。</li> <li>・地域の集会所等については、緊急避難場所として指定されているが、老朽化の著しい施設もあることから、耐震化等の対策を進めなければならない。</li> <li>・急傾斜地崩壊対策事業の要望が、土砂災害危険区域指定後に増えているが、補助要件の5戸以上にならない箇所が多く、滋賀県へは要件緩和を要望している。</li> </ul>



②災害に強い人づくり

- ・常備消防との連携により、市職員はもとより消防団の防災知識・技術を向上させるとともに、市民一人ひとりの防災意識を高めるための啓発や自主防災組織の育成強化を図ります。
- ・自助、共助、公助の理念のもと、地域防災力を高めるため、地域や家庭・学校等での防災教育を強化推進するとともに、中長期的な防災リーダーの育成を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団については、年度当初の研修（初任者・幹部）や県消防学校教育訓練に参加し、知識・技術の向上に努めている。</li> <li>・各方面隊においては、火災防ぎょ訓練やポンプ操法訓練等を実施し、市総合防災訓練にも参加するなど消防団員の防災知識や技術の習得につなげている。</li> <li>・市職員の防災及び危機管理能力を向上するために、定期的に災害対策本部設置訓練や災害時初動訓練、情報伝達訓練を実施した。また、市民に対する応急手当ができるよう、普通救命講習や職場安全管理推進リーダー研修会で知識習得に努めている。</li> <li>・出前講座などを実施し、地域ごとの自主防災の組織化に努め、自主防災組織は現在 159 団体あり、79.5%（平成 27 年度末時点）の組織率となっている。</li> <li>・東日本大震災への被災地支援として、特に岩手県大船渡市へ瓦礫撤去、ケースワーカー、戸籍関係事務、義援金等受付事務、保健師活動等において、74 名の職員派遣を行った。また、被災地受入支援においては、スポーツの森ロッジ、市営住宅への受入、就学援助などを実施した。</li> <li>・防災士資格取得補助や研修会を実施し、防災士 94 人による（仮称）甲賀市防災士連絡会議を開催するなど、今後の活動内容について、情報交換と知識習得に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織率は上昇しているが、県の平均値 86.8%（平成 26 年度）を下回っているため、出前講座等の啓発活動をさらに拡充する必要がある。</li> <li>・自主防災組織の設立は進んでいるが、その代表は区・自治会長が兼務しており、単年交代することが多い。活動の継続性を保つためにも、地域の防災リーダー（防災士）を育成し、防災リーダーを中心とした組織編成に移行させていく必要がある。</li> <li>・地域、家庭や学校等での防災意識や防災対策を向上させるため、より一層の防災教育に取り組む必要がある。</li> <li>・阪神淡路大震災や東日本大震災、局地的集中豪雨などの大規模災害においては、自助・共助の力が復興の大きな推進力になっており、これらの重要性をさらに啓発する必要がある。</li> <li>・外国人や日本語を母語としない人達に対する防災意識の啓発や防災活動を支援する必要がある。</li> </ul>

③災害に強いシステムづくり

- ・原子力災害対策も含め、東日本大震災などの大規模災害を教訓として方針や計画の見直しを行うとともに、防災拠点としての庁舎整備や情報伝達体制の強化、避難体制の充実を推進します。
- ・各家庭内の生活必需物資の備蓄の推進をはじめ、救援・救助および救護の支援体制を強化し、防災関係団体の相互の連携により、迅速・的確に行動できる体制の整備を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に備え、自治体間や民間企業との災害支援協定を締結した。（平成 19 年度以降 市町村 3 協定、民間 17 協定）</li> <li>・大規模な災害が発生した場合に、高齢者や障がい者など特別な配慮を必要とする方を受け入れるため、民間の社会福祉施設を福祉避難所として使用できる協定を締結した。</li> <li>・災害発生時に防災拠点施設として使用する新庁舎建築工事が始まり、免震機能等を備えた建物として平成 29 年度に完成する予定である。</li> <li>・地域情報化基盤整備事業により、緊急時に一斉に情報提供を行なえるよう、市内全域に屋外拡声器を設置し、各家庭に音声告知放送端末機の設置を進めている。</li> <li>・災害発生時に備え、水害や土砂災害、地震災害等の防災情報を掲載した「防災マップ」と、家庭内備蓄の必要性、家具転倒防止器具の設置等を紹介した「家庭版地震ハザードマップ」を作成し、全戸に配布した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結した企業・団体と災害発生時に円滑な体制が取れるよう、災害時を想定した実働訓練を実施する必要がある。</li> <li>・家庭内備蓄や非常用持出袋の準備等、実際の取り組みに繋がっていないことから、自主防災組織や地域防災リーダーが啓発活動を実施するなど、積極的な関わりが必要である。</li> </ul>

3) 防犯・安全対策の充実

(1) 主要施策（取り組みの方向）

①防犯体制の推進

- ・甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議の活動の充実を図ることで、防犯体制を強化します。
- ・地域の自主防犯組織の育成、防犯関係団体の組織化を図り、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを推進します。
- ・携帯電話等の高度情報通信網を活かし、犯罪情報や不審者情報の収集や発信を図る仕組みづくりを推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体とともに甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議を設置し、地域性を反映した防犯活動が進められている。</li> <li>自主防犯組織に対する支援（平成22年度まで）を行い、その組織は11団体（平成18年度）から49団体（平成27年度）へと大幅に増加した。</li> <li>あいこうか緊急メールの登録者に対し、不審者情報等防犯に関する情報を発信している。</li> <li>平成27年度に防犯のろし旗作戦を開始し、特殊詐欺等犯罪の警戒警報発令時に、それぞれの地域に連絡し、のぼり旗の掲出を依頼し、防犯啓発に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯のろし旗については、制度の趣旨や方法が十分に伝わっていないため、さらに浸透させる必要がある。</li> <li>地域の自主防犯組織の育成など、地域の自主的な防犯体制をより一層充実させる必要がある。</li> </ul>

## ②犯罪を防止する環境の充実

- ・道路や公園などについて、防犯灯の設置など、防犯面からの環境改善を進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県の施策を利用しながら、平成21年度から防犯灯のLED化に取り組み、防犯灯の長寿命化による安全の確保を進め、平成27年度末には、1,946基の防犯灯をLED照明に交換した。</li> <li>甲賀警察との連携により、貴生川駅前に防犯カメラを設置し、防犯環境の改善を図った。</li> <li>年間犯罪発生件数は平成23年度実績で1,357件であったものが、平成27年度には594件となり、減少傾向にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の防犯灯数は約3,400基あり、防犯灯の長寿命化と省エネルギーのために、LED照明への交換を進める必要がある。平成27年度末のLED化率は55%であるが、更なる推進のためには、多くの財源が必要となる。</li> <li>旧町間において整備基準に差があり、統一したルールと整理が必要である。</li> <li>犯罪発生件数の内訳では、窃盗犯が多く、万引きや自転車盗難など初発型犯罪が多く、対策が必要である。</li> </ul>

## ③暴力団排除の推進

- ・暴力団の排除のために必要な措置を講じます。
- ・青少年が暴力団から被害を受けないよう教育を行い、その指導や助言を行います。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度に警察、行政、市民等が一体となって、暴力団の排除を行なう暴力団排除条例を制定した。</li> <li>暴力団に対し、公共事業やその他事務事業に参加させないなど必要な措置を講じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年が暴力団と係わりをもたないようにするための取り組みが必要である。</li> <li>暴力団排除条例制定に基づく、施策の展開が必要である。</li> </ul>

## ④消費者対策の充実

- ・相談内容の多様化に対応できるよう相談体制の強化を図るとともに、正しい知識の普及啓発などにより消費者意識の高揚を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>正しい知識の普及のため消費者講座を開催している。（H23:267人、H27:90人）</li> <li>出前講座の依頼も多く、消費者意識の高揚に努めている。（5件/年）</li> <li>平成27年4月から相談員を2名に増員し、相談体制の環境整備を行い、研修に積極的に参加することで相談能力を高めた。</li> <li>消費者行動の変化や相談体制の強化により、消費者相談件数はH23以降増加傾向にあり、平成27年度の相談件数は389件であった。</li> <li>平成28年4月に甲賀市消費生活センターを設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットの利用などによる消費の形態や販売手法が多様化し、相談にいたる背景も複雑化していることから、それらに対応できるワンストップサービスなどの相談体制の強化が必要である。</li> <li>平成28年4月に甲賀市消費生活センターを設置しており、これまで以上の相談体制の充実が必要である。</li> </ul>

## ⑤交通安全意識の向上

- ・交通安全推進協議会を設立し、警察・関係機関との連携により交通安全意識の向上を図ります。
- ・地域や関係機関と協力しながら、交通安全教育・交通安全運動や啓発活動を計画的に取り組み、市民一人ひとりの交通安全意識や交通マナーを高めます。
- ・警察と連携し、各種情報媒体による交通事故発生状況などの情報提供と、その積極的な活用に努めます。

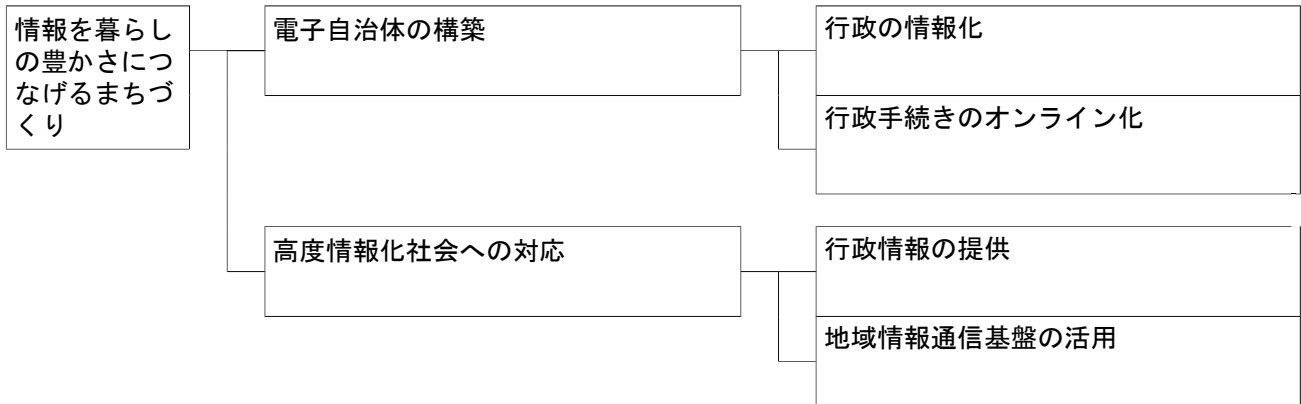
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故発生件数は平成23年度に507件であったものが、平成27年度に460件となり、減少傾向にある。</li> <li>警察や関係機関と連携し、学校や地域における交通安全教室の開催や、店頭および街頭での啓発、交通要所での通勤通学時の交通立番などを実施することで、交通安全意識の向上に努めた。地域の自主的な取り組みも</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が関係する事故が増加しており、高齢化社会の進展を踏まえた対策が必要である。</li> <li>道路交通法の改正による後部座席のシートベルトの着用義務化に対する啓発の取り組みが必要である。</li> <li>平成26年度に設立された交通安全推進協議会を活用し、警察、行政、区・自治会などが連携した交通安全推進体</li> </ul>

進んでいる。

制の強化が必要である。  
・自転車に関連する事故が重度化しているため、自転車運転の交通ルールの啓発が必要である。

**施策の柱3 情報を暮らしの豊かさにつなげるまちづくり**

**【施策の体系】**



**1) 電子自治体の構築**

**(1) 主要施策（取り組みの方向）**

**①行政の情報化**

- 行政情報をわかりやすく多様な方法で提供する仕組みづくりを推進し、さまざまなサービスの利用促進に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年10月の社会保障・税番号制度施行に伴い、個人番号の利用に対応するため、システム改修を実施した。</li> <li>既存の住宅地図情報、都市計画情報、道路情報などを同時に利用できる統合型GIS（地図情報）を平成24年度から運用開始した。</li> <li>多様化する制度や市民ニーズに迅速かつ適切に対応するため、基幹系システムを再構築することで、コンビニ交付等のサービス充実に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルス感染やサイバー攻撃による情報資産への脅威に対し、業務ネットワークにおける感染や攻撃を未然に検知し回避するシステムを常に最新の状態に保つなど、情報セキュリティ対策の強化を図る必要がある。</li> </ul>

**②行政手続きのオンライン化**

- インターネットや公開端末機を使って申請や届出、施設予約、手数料等の納付、税金の申請などができ行政手続きのオンライン化を推進します。
- 市民カードから住民基本台帳カードへの切替えを促進し、住民基本台帳カードの多目的利用により、市民サービスの向上を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年10月から一定金額以上の条件を満たす業務について、電子入札システムの運用を開始した。</li> <li>平成27年10月に社会保障・税番号制度が施行され、国や地方自治体は個人番号を利用して複数の機関に存在する個人情報を利用することが可能となった。</li> <li>法人市民税申告、償却資産申告、給与支払報告等税の申請について、オンライン化を行っている。</li> <li>平成24年度に住民票等証明書交付用の自動交付機更新時に、こうか市民カードに加え、住民基本台帳カードや平成28年1月から住民基本台帳カードに代わり交付が開始された個人番号カードも利用可能とした。取得できる証明書の種類も増やし、時間外や休日交付にも対応している。</li> <li>住民基本台帳法の適用対象となる外国籍の住民の方には住民票を作成するためのシステム改修及び住基ネットなどの連携システムの改修を行った。</li> <li>住民基本台帳カードと個人番号カードを利用した住民票や所得証明書等のコンビニ交付サービスの導入に向けて取り組んでいる。（平成28年7月1日より開始予定）</li> <li>個人番号カードの発行枚数は、1,669枚（平成28年3月末時点）である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードは、本人確認の際の公的な身分証明書となるため、盗難・紛失・なりすまし・改ざん等、個人情報の取り扱いには十分注意する必要がある。</li> <li>平成27年10月からのマイナンバー制度の施行に伴い、個人番号カードの普及を図るとともに、同カードの多目的利用に向けた仕組みを構築する必要がある。</li> <li>個人番号カードの多目的利用や自動交付機の更新に伴う市民カードからの切り替えを促進する必要がある。</li> </ul>

## 2) 高度情報化社会への対策

### (1) 主要施策(取り組みの方向)

#### ① 行政情報の提供

- ・情報通信基盤を活用して、ケーブルテレビ放送や音声告知端末機などにより、行政情報の共有化や市民サービスの提供を推進します。
- ・誰もが等しく情報を得られるよう、公共施設へ公開端末機を設置します。
- ・国から示された方針に基づき、高齢者や障がい者にやさしいホームページの作成に努めます。
- ・紙媒体や音声の情報をただ再掲するだけでなく、インターネットならではの表現方法を活かしたホームページの作成に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内のどの地域においても、等しく高速ブロードバンドを利用することができるとともに、情報伝達システムの一元化を図るため、市内全域に約900kmの光ファイバー幹線網を整備した。</li> <li>・光ファイバー網を利用した防災情報などの行政情報を発信する音声放送端末機の全戸設置を推進し、約18,300世帯に設置を行った。また、599箇所集会所や避難指定施設等の公共施設にも設置した。</li> <li>・第3セクターである㈱あいコムこうかにより、光ファイバー網を利用した光テレビ、光電話、インターネットのサービスを実施している。</li> <li>・ホームページを利用して行政情報の提供に努め、甲賀市HPトップページへのインターネット年間累積接続件数は、532,079件(平成27年度実績)である。</li> <li>・ホームページについては、高齢者や障がい者等に配慮するJIS規格に準拠したアクセシビリティを達成するため、平成23年10月にリニューアルを行い、管理システムを更新した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな住宅団地に対して、他のインフラ設備と同様に情報基盤整備の増設が随時必要となる。</li> <li>・情報基盤網への送出や集約管理している5箇所のセンター機器について、計画的な機器更新が必要である。</li> <li>・音声放送端末機については、戸建住宅の対象世帯に対し約80%設置できているが、未回答世帯が約4,000世帯あるため、普及率の向上を目指して、更なる推進が必要である。</li> <li>・誰もが等しく利用でき、真に役に立つホームページとするため、アクセシビリティの確保と内容の充実、迅速性の確保を追及していく必要がある。</li> </ul>

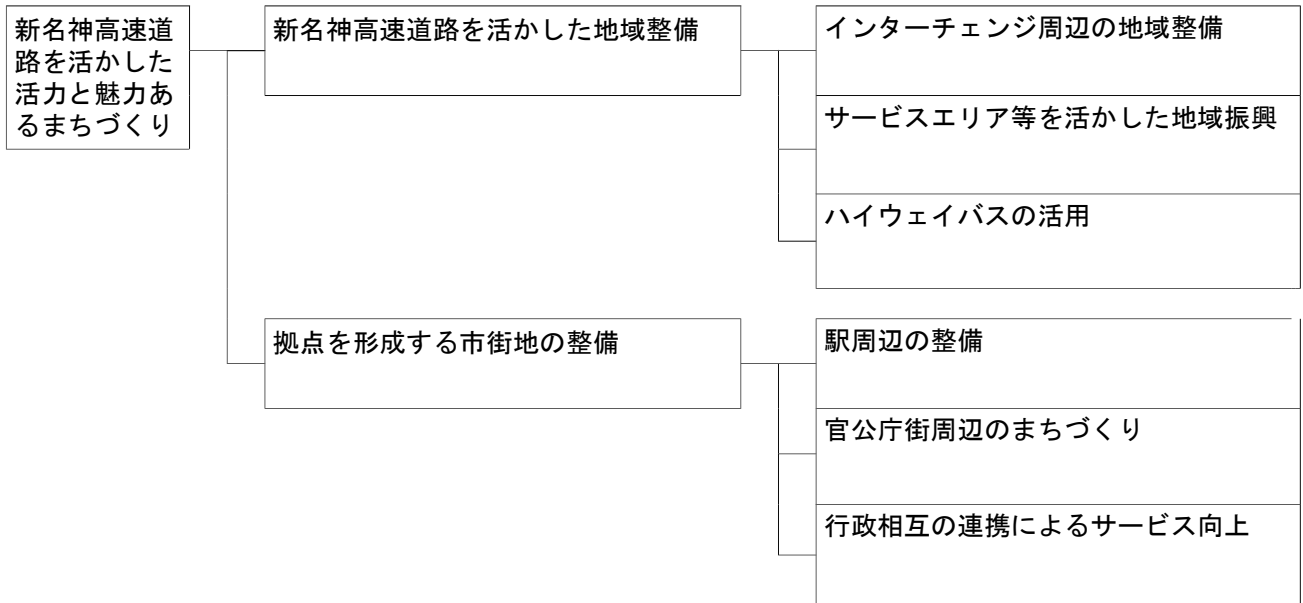
#### ② 地域情報通信基盤の活用

- ・光ファイバー等を活用し、高度情報通信網がすべての家庭で利用できる環境整備を推進することにより、迅速かつ確実な情報提供に努めます。
- ・身近に高度情報化サービスを利用できるように、市民の暮らしに役立つアプリケーションの提供を行います。
- ・市民間の情報交流においても、高度情報通信網を活用した、情報交流ネットワークの形成や地域コミュニケーションを推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバー等の情報基盤網を利用し、屋外の市民に向けた防災情報等の初期伝達手段のひとつとして、市内228箇所に屋外拡声器を設置した。</li> <li>・河川氾濫危険箇所や道路冠水危険箇所を対象として、市内29箇所に災害時危険箇所撮影監視カメラを設置し、防災対策として活用している。また、そのうちの18箇所については、㈱あいコムこうかの光テレビによりリアルタイムで公開し市民へ情報発信している。</li> <li>・Jアラート(全国瞬時警報システム)からの緊急情報や台風等の災害情報について、音声放送端末機や屋外拡声器からの放送と併せて、㈱あいコムこうかの光テレビにL字放送として緊急放送を行い情報伝達をしている。</li> <li>・㈱あいコムこうかの光テレビにおいて、市や各種団体からのお知らせや、おめでた・おみやみ情報などをデータ放送により情報発信している。</li> <li>・コミュニティサービスとして、買物支援サービスや見守りサービスなどを実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した情報提供ができるように、情報基盤網や設備の適切な維持管理が必要である。</li> <li>・㈱あいコムこうかと連携し、防犯や防災、福祉施策などについて、情報基盤整備を活かした新たなサービスの検討が必要である。</li> <li>・既存のコミュニティサービスについても、利便性、経済性を踏まえたうえで、再構築が必要である。</li> </ul>

**施策の柱4 新名神高速道路を活かした活力と魅力あるまちづくり**

**【施策の体系】**



**1) 新名神高速道路を活かした地域整備**

**(1) 主要施策（取り組みの方向）**

**①インターチェンジ周辺の地域整備**

- ・新名神高速道路インターチェンジを中心とした地域活性化を図るため、既往の開発計画を踏まえた中で、新名神高速道路の開通効果を活かすことができる活性化策を展開し、市民や関係機関、企業との連携のもと、周辺地域の環境整備を推進します。
- ・関係機関への要望と協議を重ね、アクセス高規格道路の整備を促進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の工業団地への進出が進み、平成19年度以降52件増設、事業譲渡を含む設備投資が行われ、残りは1区画（平成27年度末現在）のみとなっている。</li> <li>・高速道路周辺のアクセス道路の整備については、本線車道の供用開始に伴い一定の整備ができた。</li> <li>・地域高規格道路である名神名阪連絡道路について、期成同盟会活動を通じて、早期実現を求め、関係機関に積極的な要望活動を実施している。</li> <li>・（仮称）甲賀北地区工業団地の整備に向けた事業計画を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名神名阪連絡道路の早期実現が求められる。</li> <li>・新たな民間開発による工業団地や流通拠点を迎えられるため、IC周辺の条件整備が必要である。</li> <li>・滋賀県が甲南IC・PA整備事業の事業主体になるよう要望し、協議を進めていく必要がある。</li> </ul>

**②サービスエリア等を活かした地域振興**

- ・サービスエリア（SA）やパーキングエリア（PA）を活かした地域振興を進めるため、魅力ある地域振興拠点となるよう施設の充実を図り、人や物、情報が行き交う広域交流に努めます。
- ・関係機関に要望と協議を重ね、SA・PAのより効果的な利活用や情報収集機能の整備をし、市の魅力発信・収集を行います。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・SA、PA内で特産品売場が設置され、売り上げは順調である。</li> <li>・土山SAにアンテナショップを設置し、観光振興、情報発信を図った。</li> <li>・甲南ICから甲南PAへの流出路の検討を進めており、公安、施設管理者との協議で、設置位置や線形について一定の理解を得ることができたが、設置の目的について再考するよう国から指示された。</li> <li>・土山SAのスマートインター設置と未利用地の活用について、関係機関に継続して要望活動を実施した。平成30年度に未利用地の暫定計画を提示することを確認することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路の利用者（通行者）は増加傾向にあるが、高速道路利用者の市内の誘導を進める必要がある。</li> <li>・3つのICやSA・PAを中心とした地域づくりを展開するため、甲南PA流出経路設置に向けた課題の整理が必要である。また、土山SAスマートインター設置についても、整備目的の整理や整備費用の縮減が必要である。</li> <li>・土山SA、甲南PAにおいて情報発信・収集能力をさらに高め、地域周辺をはじめ、市全体のにぎわいの創出につなげる必要がある。</li> <li>・サービスエリア等をより効果的に活用できるように関係機関に要望と協議を重ねていく必要がある。</li> </ul>

③ハイウェイバスの活用

- ・ハイウェイバスと市内の公共交通との連携により、市外への移動の利便性向上や、市の魅力発信を行い、市外からの来訪者の増大等を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路開通に伴い、土山S Aに高速バスのバスストップが整備された。</li> <li>・市内の公共交通との連携については、デマンドバス（予約制）を利用し、土山S Aに連結した。</li> <li>・近鉄バスと協働して、公募したデザインを高速バスにラッピングし、平成23～25年度は大阪～名古屋間、平成26年度は大阪～長野間を走行し、市の魅力をPRした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な活用が出来ておらず、土山S AでのPRを含め、その活用方法を考える必要がある。</li> <li>・土山S Aからの周遊ルートの構築とそのPRが必要である。</li> </ul>

2) 拠点形成する市街地の整備

(1) 主要施策（取り組みの方向）

①駅周辺の整備

- ・交通拠点（駅）を有効活用したまちの活性化を進めるため、地域の資源を活用した魅力ある景観づくりやにぎわいのあるまちづくりを推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 寺庄駅周辺整備（駅舎、自由通路、アクセス道路）が完了した。これにより、JR 草津線の駅舎整備率は80%となった。</li> <li>・JR 甲南駅周辺整備については、駅前線（南側）道路整備の用地取得が完了し、平成26年度より一部道路改良工事に着手した。</li> <li>・駅舎整備とともに、寺庄および西内貴における土地区画整理事業を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺の整備および区画整理については、多額の事業費や事業用地の確保など関係者の協力が必要となる。</li> <li>・市民との協働による持続可能性の高いにぎわいづくりが必要である。</li> </ul>

②官公庁街周辺のまちづくり

- ・商業・行政・文化・福祉等の複合的な都市機能が集積する市街地として、魅力のあるまちなみの形成を図ります。
- ・庁舎および周辺施設の多目的利用を推進し、環境への負荷を考慮した市民交流エリアを形成します。
- ・災害時の拠点施設としての機能を有するとともに、多様化する市民ニーズに対応できる庁舎整備に向けての取り組みを進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民サービスの向上と防災機能の強化、組織運営の効率化を図るため、新庁舎建設工事を開始した（平成29.5月供用開始予定）。甲賀警察署の移転により、県行政施設との一体となった災害時の防災拠点として整備される予定である。</li> <li>・官公庁街周辺において、市街化編入や地区計画の決定を行なった。</li> <li>・老朽化していた甲賀大原地域市民センターの建て替えに着手した（H29.5月供用開始予定）</li> <li>・信楽地域市民センター改築工事の基本設計の策定に着手した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的な都市機能の集積が必要であるが、財源の確保と民間開発企業の誘致が課題である。</li> <li>・地域住民の身近な行政窓口の充実と災害発生時の防災機能の強化を図るため、甲南庁舎の耐震改修を進める必要がある。</li> </ul>

③行政相互の連携によるサービス向上

- ・行政機関が集積することにより相互の連携を高め、市民への無駄のないスムーズな行政サービスを提供します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在水口庁舎と甲南庁舎に分かれている行政機能を、交通アクセス性に優れた水口庁舎敷地内に集積することで、スムーズな行政サービスを提供する。（平成29年度完成予定）</li> <li>・平成27年度に行政関連業務施設地区の用途区域及び地区計画を変更した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機能の集積により、空き公共施設の利活用を促進する必要がある。</li> </ul>

## 【目標 4】

地域の特性を活かし、元気な産業を伸ばす



**施策の柱1 大地の恵み豊かなまちづくり**

**【施策の体系】**



**1) 農業の振興**

(1) 主要施策（取り組みの方向）

① 農業生産の基盤づくり

- ・ 施設の詳細な実態や要望調査を行うとともに、農村振興基本計画の策定により、農業生産の基盤づくりを進めます。
- ・ 中山間地域の山村振興計画を策定し、施設整備を推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産基盤づくりのための総合整備事業を行うにあたり、農業用施設の改修や新設整備等についてのアンケートを実施し、平成28年3月に、農村振興基本計画を策定した。</li> <li>・平成27年度に水口・甲賀・甲南地域の農村基盤整備に係る意向調査を実施し、詳細な要望を把握した。</li> <li>・中山間地域の農業生産の基盤づくりについては、山村振興計画ではなく、農村振興基本計画に位置付けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の実態や要望調査を引きつづき行うとともに、耕作者や土地所有者の意見を聞き、受益者負担に係る協議を踏まえたうえで、農村振興事業計画を策定しなければならない。</li> </ul>

## ②生産体制を支える仕組みづくり

- ・効率的で安定的な農業経営の実現を図るため、特定農業団体や認定農業者を育成します。
- ・農業後継者の育成と支援のため、就農支援事業の取り組みを推進します。
- ・担い手育成には、農地の流動化と集積が経営基盤となることから、耕作放棄地の再生利用対策と整合を図りながら、積極的な取り組みを推進します。
- ・農業者・農業者団体の計画的な生産調整の実施や大型機械の導入、農業用施設整備に対して支援します。
- ・中山間地域等直接支払制度の拡充を図り、耕作放棄地の拡大防止に努めます。
- ・グリーンツーリズムなど都市と農村の交流活動の促進により、地域資源の有効活用を図ります。
- ・学校教育や生涯学習活動等と連動した農業交流体験、環境保全活動、地産地消を含めた食育の推進など、市民が主体となり農業にふれあい親しむ環境づくりを推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営の安定を図るため、特定農業団体や認定農業者の育成に努めた結果、対象数が増加した。</li> <li>・集落営農組織の法人化については、平成19年度末の6組織から平成27年度末には28組織となった。</li> <li>・認定農業者は、平成19年度末の121件からH27年度末には189件に増加し、担い手育成が進んだ。</li> <li>・国等の制度を活用するとともに、関係機関と連携した相談体制により、毎年数名の新規就農希望者がある。</li> <li>・農地中間管理事業や耕作放棄地解消事業により、耕作放棄地の再生と農地の流動化が図れた。</li> <li>・農業用大型機械の導入や農業用施設の整備にあたり、国等の様々な制度を活用して支援に努めた。</li> <li>・中山間地域等直接支払交付金を活用した取り組みが行われ、耕作放棄地の拡大を抑制することができた。</li> <li>・都市農村交流については、教育旅行等、受入団体の拡大を図り、地域資源を活用した民泊での受入件数は329件（平成27年度実績）となった。</li> <li>・環境こだわり農産物の生産、濁水防止等の啓発に努めるなど、組織的に環境に配慮した農業生産活動が展開されている。</li> <li>・小学校においては「田んぼの子」事業が実施され、農業に親しむ機会となっている。また、食育と併せて、市産農産物の消費拡大に向けた取り組みを進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落のまとまりに地域差があり、組織づくりの強化や担い手の育成等の更なる支援体制の整備が必要である。</li> <li>・新規就農者が農地を拡大して、安定した経営を図るには地域の協力が不可欠である。</li> <li>・農地集積バンクに集積される農地については、農地自体の耕作条件により受け手が見つからないケースもある。</li> <li>・国等の補助事業採択を受ける条件が年々厳しくなってきたことにより、一部の大規模事業者に限定した制度になりつつある。</li> <li>・中山間地域においては、高齢化が深刻な問題となっており、地域住民だけでは地域環境を守っていくことが困難になりつつある。</li> <li>・都市農村交流を継続していくためには、安定した受入家庭の確保が必要である。</li> <li>・地産地消を拡大するため、学校給食における生産とのマッチングや、農業にふれあうための市民農園等の充実が必要である。</li> </ul>

## ③住みよい農村集落環境づくり

- ・農村集落における定住を図るため、コミュニティ活動の支援、道路の整備や緑化、水辺環境の整備等を進め、住みよい農村集落環境づくりを図ります。
- ・快適な生活環境の実現に向け、農業集落排水施設の整備と適正な維持管理に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代をつなぐ農村まるごと保全対策事業として、農地や農業用施設の維持管理、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等、農業が有する多面的機能の発揮などに、農業者だけでなく地域住民が一体となって取り組んだ。平成27年度には88組織が取り組んでいる。</li> <li>・朝宮地区の完了をもって、農業集落排水整備事業は全て完了した。今後は、公共下水道への接続を計画に基づき実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化や後継者不足から農業者を含めた住民自体の減少が深刻化しており、少ない人員で集落全体の環境を守っていくことが困難な地域がある。</li> <li>・農業集落排水施設の老朽化が著しく、維持管理や機能強化等に相当の経費が必要である。</li> </ul>

## ④地域ブランドづくり

- ・六次産業化の推進により、生産だけでなく食品加工、流通や販売にかかわり、地域の特性を活かした取り組みを実施し、農業経営の安定に努めます。
- ・消費者の求める安全・安心な農産物を提供するため、環境こだわり農業を推進します。
- ・米、茶、野菜、果樹など、特産物の安定的な生産体制の確立を促進します。
- ・「香気」と「滋味」に特色のある甲賀市の茶のブランド化を図ります。

- ・栽培技術研修会の開催や農産加工グループ等を育成・支援します。
- ・新名神高速道路等の広域交通条件を活かした特産品販売拠点や、加工施設の整備に努めます。
- ・市民のニーズやアイデアを活かした農作物や農産加工品の開発により、地産地消の取り組みを促進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・6次産業化計画の認定を受けた経営体の支援及び地産地消促進のため、農業者や関係団体により「6次産業化・地産地消推進協議会」を組織した。</li> <li>・啓発活動により、環境こだわり農産物の米作付面積は1,768ha（平成27年度末時点）であり、1040ha（平成18年度比）増加した。</li> <li>・お茶や野菜・果樹について、市独自の支援を行うなど、生産拡大に努めた。また、甲賀市産野菜を「甲賀野菜」としてロゴマークを作成し、ブランド化を推進した。</li> <li>・主要特産品である茶の振興及び関係団体の育成に努め、茶業協会に対する出品茶対策や活動に対する支援を行い、高品質な茶をアピールした。</li> <li>・品目別の部会や直売所出荷者グループに対し、栽培研修会などを開催した。</li> <li>・特産加工グループに対し、加工品の表示や食品衛生法に関する研修会を実施した。</li> <li>・土山サービスエリアや道の駅などでPRを兼ねた販売を継続して実施し、県外消費者に対し特産品のPRに努めた。</li> <li>・地産地消の取り組みについては、学校給食における取り組みに加え、市単独事業により新商品の開発を支援した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ブランド化に向けた取り組みを進めていくため、補助事業等を活用した財源確保が必要である。</li> <li>・環境こだわり農産物の茶の作付け面積は5.4ha（平成27年度末時点）であり、新種の病害虫等の発生により大幅に作付け面積が減少しており、面積拡大は厳しい状況にある。</li> <li>・安定した農業経営が図れるよう、野菜のブランド化が必要である。</li> <li>・茶価の低迷と生産者の高齢化により、担い手不足が懸念される。</li> <li>・農産加工グループのメンバーの高齢化により、後継者不足が懸念される。</li> <li>・加工施設整備については、継続した管理者の確保、多額の初期投資、用地の確保等の課題がある。</li> <li>・6次産業化計画認定者のフォローと新規作物（薬用作物）の取り組みにかかる組織の充実が必要である。</li> </ul>

## 2) 林業の振興

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ① 林業生産の基盤づくり

- ・生活、防災、環境等の公益的機能の発揮に留意しつつ、治山事業や既設林道の補修や改修を行い、林業生産基盤の整備を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が中心となり実施する治山事業とともに、林道開設工事や舗装工事を実施し、木材の搬出が効率的となるよう林業生産基盤の整備に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材価格の低迷や経営コスト面での採算性などの問題から、森林経営は依然厳しい状況にあり、引き続き、林道整備や治山事業等の公共事業の実施が必要である。</li> <li>・事業に係る財源確保が厳しくなっており、適正な受益者負担についての検討が必要である。</li> </ul>

#### ② 生産体制の支援と整備

- ・造林、間伐、枝打ち等の推進により、森林の適正な管理に努めます。
- ・より効率的な森林経営をめざし、林業経営の集約化を進めます。
- ・林業関係団体の活動を支援するとともに、担い手の育成に努めます。
- ・次世代の担い手育成に向け、既存の林業施設を活用し、市内小学生を対象とした木工教室を実施するなど、環境や林業に対する理解の浸透を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「甲賀市森林整備計画」を平成26年4月に改定し、森林整備の基本的な考え方、森林施業の標準的な方法等を見直し、森林の適正な整備を推進するため、特定間伐等促進計画を定めた。</li> <li>・森林の適正な管理の中核として活動している森林組合に対する支援を行ない、造林や間伐、枝打ち等を推進した。</li> <li>・滋賀県立大学の支援を受け、林業関係者による「甲賀の森林再生」策定研究会を組織し、検討を進めている。</li> <li>・林業経営の集約化のため、平成27年4月に「甲賀市集約化推進計画」を策定し、同計画に則した滋賀中央森林組合等の実施計画を承認し、施業の集約化を推進した。</li> <li>・林業の担い手育成対策の推進として、地域の林業研究グループや生産森林組合の活動に対して運営補助や指導、助言を行うなど、継続的な支援を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の持つ多面的機能への期待が高まる一方で、木材価格の低迷や経営コストの増加により、森林所有者や林業施業者の負担が増加している。</li> <li>・森林への関心が薄れ、間伐等も行われぬ荒廃した森林が増加しており、森林組合を中心とした森林の適正管理が求められている。</li> <li>・森林施業の集約化には、対象区域内の森林所有者の合意が必要であるが、森林所有者にとりまとめを行う熱意あるリーダーが少ない。</li> <li>・林業就業者や林家数は横ばいであるが、地域林業の核となる生産森林組合や林業研究グループの構成員の高齢化により、合併や解散が検討されるなど、若年層の加入と後継者育成が急務となっている。</li> <li>・林業施設（木工加工施設）を活用した木工教室等を開催するため、人材の確保が必要である。</li> <li>・間伐材出荷者に地域通貨を発行し、地域での消費拡大と</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな取り組みとして、木の駅プロジェクトへの支援を開始し、担い手の育成に努めた。</li> <li>琵琶湖森林づくり事業を活用し、みなくち子どもの森を中心に森林環境学習「やまのこ」事業を市内全小学校（4年生）で実施している。</li> <li>平成27年度からは土山中学校（1年生）でウッドジョブ体験事業を実施しており、森林への理解の浸透を図るとともに次世代の森林を支える人材の育成に努めている。</li> <li>甲賀市木質エネルギー活用検討協議会を設立し、市内の木質エネルギーの地産地消について検討を行っている。</li> </ul>	<p>域内経済の活性化に向けた木の駅プロジェクトを他地域に拡げることが求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木質バイオマスエネルギーを普及させるためには、木質燃料が、量的・経済的に安定供給ができる、産業として自立できる状況を創出することが必要である。</li> </ul>
--	---

### ③地域材の利用促進

- 公共施設や住宅等への地元産材の利用を促進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設における地元産材の利用を推進するため「公共建築物における地域産木材の利用方針」を平成24年3月に策定した。</li> <li>琵琶湖森林づくり事業により、市の施設において地元産材の利用を図った。 ※利用実績(平成19～27年度) 木の学習机整備事業 3施設 木製品利用促進事業 14施設 びわ湖材利用促進事業 2施設</li> <li>住宅リフォーム補助（びわ湖産材の支援）制度を創設し地元産材の利用を促進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般住宅や民間施設については、価格を理由として地元材の利用が進んでいない。</li> <li>琵琶湖森林づくり事業のメニューとして「びわ湖材」利用への助成制度があることから、更なる利用周知が必要である。</li> <li>地元産材の利用促進に繋がる新たな木製品の企画開発については、明確な取り組みができていない。補助制度を活用した民間主導での展開が望ましい。</li> </ul>

### ④森林資源の保全

- 緑化事業や里山整備等を推進し、健全な森林への誘導を図るとともに、豊かな森林資源の保全を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の募金により、自治会等へ緑化樹を配布している。</li> <li>緑の少年団活動への支援を行う等、草の根からの緑化に努めている。</li> <li>NPOを中心とした活動により里山づくりが進められている。</li> <li>琵琶湖森林づくり事業を活用し、里山防災整備事業等を実施し、森林資源の保全を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>琵琶湖森林づくり事業による、里山防災整備事業には協定の締結等の制限があるため、より気軽に活動できる制度の創設が必要である。</li> </ul>

## 3) 畜産業の振興

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ①生産基盤・体制の整備

- 畜産経営の安定と合理化を図るため、経営相談や飼料給餌、疾病予防対策等について支援します。
- 畜産物（生乳、鶏卵等）の計画的な生産による需給の安定化を確保しつつ、家畜能力の改良や飼養管理技術の改善を支援します。
- 消費者ニーズに応える高品質な牛肉を供給するため、「近江牛」をはじめとした肉用牛の生産拡大を図るとともに、優良素牛の確保や繁殖肥育一貫経営の推進を支援します。
- 飼料用稲などの飼料用作物の生産と家畜ふん堆肥を利用するなど、畜産農家と耕種農家の連携により地域農業を推進します。
- 周囲への影響を勘案し、家畜排泄物の管理の適正化を指導します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産振興と農家の安定経営を図るため、家畜防疫事業および人工授精事業、酪農ヘルパー利用助成などの支援を行った。</li> <li>家畜能力の改良や飼養技術の改善について、農業センターの畜産班事業にて支援した。</li> <li>農家の飼料用稲の生産と畜産家の受入による耕畜の連携を促進し、59haの飼料が耕作された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料用稲の生産、家畜ふん堆肥の利用など、畜産農家と耕種農家の連携をさらに進める必要がある。</li> <li>完熟していない堆肥の散布の事例が時々見受けられるため、指導が必要である。</li> </ul>

#### ②ブランド化の推進

- 産地競争力の強い生産基盤を確立するため、畜産物の高付加価値化を図る加工、流通および販売等にかかわる六次産業化により、特産品をブランド化していくための取り組みを支援します。

成 果	課 題
・イベントや観光施設の案内による畜産物や加工品の販売などのPR活動等への支援を行なった。	・畜産加工品の製品化と、既存の商品の販路拡大など6次産業化に向けた更なる支援が必要である。

#### 4) 水産業の振興

##### (1) 主要施策(取り組みの方向)

###### ①生産基盤・体制の整備

- ・漁業関係団体の育成や必要な施設等の整備、鮎苗放流等を支援します。

成 果	課 題
・水産多面的機能発揮対策にかかる協定を漁業関係団体が構成員となる団体と締結し、河川資源の維持回復を図った。	・関係者の高齢化により、漁業協同組合の組織構成員が年々減少傾向にあるため、後継者の確保に取り組む必要がある。

###### ②ブランド化の推進

- ・アユやイワナ等の加工品の開発、製造、販売およびPR等を行い、ブランド化の取り組みを支援します。

成 果	課 題
・アユやイワナ及び加工品、釣り場に関する情報提供等観光を通じてPRを実施した。	・漁業組合の意向を調査し、国の補助事業も視野に支援を行う必要がある。

###### ③水産資源の保護

- ・カワウや外来魚の食害による漁業被害防止のため、営巣地を重点とした駆除や追い払い等を関係団体と協力し実施します。

成 果	課 題
・土山漁業協同組合及び野洲川漁業協同組合にカワウの追い払い等を委託し、アユ等に対する食害防止に努めた。	・カワウの個体数が増加しているため、引き続き対策を進めていく必要がある。

#### 5) 鳥獣害対策の推進

##### (1) 主要施策(取り組みの方向)

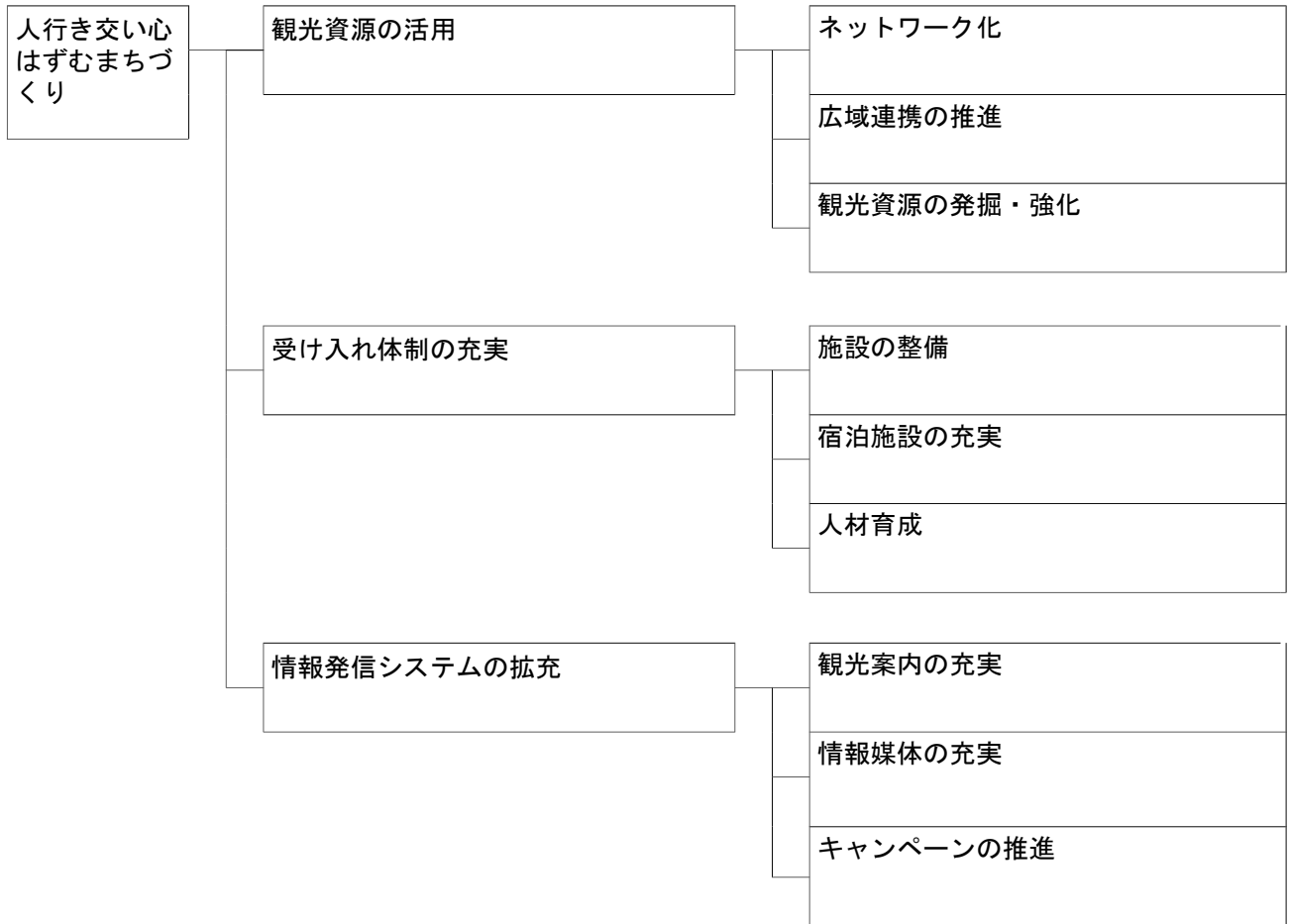
###### ①鳥獣害対策の推進

- ・鳥獣の追い払い機材の提供や、防護柵の設置等への支援を図るとともに、新たな捕獲技術の検証を行い、適切な個体数の管理に努めます。また、広報や出前講座等により獣害情報を集落等に提供します。
- ・集落による追い払い隊等の組織化や獣害の調査を行い、計画的な有害鳥獣駆除を実施します。
- ・ニホンジカについては、滋賀県特定鳥獣保護管理計画に基づいて個体数の調整を行い、農林業被害の軽減を図ります。
- ・イノシシ、ニホンザル、その他の鳥獣についても計画的な有害鳥獣捕獲を行い、個体数の減少に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣侵入防護柵の設置を進めるとともに、狩猟免許の取得や銃器、わななどの法定猟具を購入する場合に助成を行った。(平成27年度は約19.2kmの防除柵を整備)</li> <li>・新たに免許取得された住民に対しては、獣害対策協議会と協力して捕獲技術などの研修会を開催した。</li> <li>・集落環境点検により明らかとなった課題解決に向けて、対応を集落自らが取り組む場合に支援を行った。(平成27年度7集落)</li> <li>・鳥獣害防除指導員を3名雇用し、地域への獣害防除指導やサルの位置情報の提供を行った。</li> <li>・被害総額の調査については、すべての農業団体から聞き取りを実施し、被害の詳細を明らかにし、計画的な有害鳥獣駆除の基礎とした。</li> <li>・平成22年度の被害額約1億3,100万円をピークとして減少傾向にあり、平成27年度被害額は約3,570万円となった。</li> <li>・平成27年度はニホンジカ2,141頭(H26:+362)、イノシシ938頭(H26:+262)、ニホンザル76頭(H26:+38)を捕獲した。</li> <li>・アライグマについては、平成27年度は225頭を捕獲し、外来生物の個体数減少に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝帯整備についても支援をしているが、山林等の放置状態が長いため、少額の補助事業は対応しきれない場合がある。</li> <li>・侵入防止柵や協議会活動の中心である鳥獣被害防止総合対策事業費補助金が減額傾向にあり、獣害対策に対する予算配分に苦慮している。</li> <li>・平成27年度は、市内においてシカ、イノシシともに過去最高の捕獲数となったが、国や県の生息数調査や捕獲目標頭数には達していない。</li> <li>・正しい知識や方法で対応することが重要であり、様々な機関の協力により、今まで以上に研修会や環境点検活動を実施する必要がある。</li> <li>・ニホンジカ、イノシシの捕獲数は増加傾向にあることから、個人ではなく、集落ぐるみの捕獲につなげていく必要がある。</li> </ul>

**施策の柱2 人行き交い心はずむまちづくり**

**【施策の体系】**



**1) 観光資源の活用**

**(1) 主要施策（取り組みの方向）**

**① ネットワーク化**

- ・信楽焼、甲賀流忍術、宿場のまちなみ、宮趾、社寺仏閣、美術館、ゴルフ場等、市内各地の観光資源を有効活用し、多様なニーズに応じた観光ルートの構築を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市の観光客入込数は、平成25年度より堅調に伸びており、293万人（平成27年度実績）となった。</li> <li>・信楽まちなか芸術祭で窯元が集積する古い町並みが観光資源であることを市民が再認識し、信楽の一部（信楽窯元散策路等）でルート整備や受入体制が整った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の一部では、観光ルート整備と地元の受け入れ態勢が整いつつあるが、更なる観光ルート化が必要である。</li> <li>・宿泊客などの市内における滞在時間を増加させることで、観光分野以外への波及効果を促す必要がある。</li> </ul>

**② 広域連携の推進**

- ・観光ルートづくりや観光イベントの充実など、隣接するまちとの連携を推進し、特色ある広域的な滞在型観光地の形成を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀甲賀観光連絡協議会、南びわ湖観光推進協議会、近江歴史回廊推進協議会、公益社団法人びわこビジターズビューロー、日本忍者協議会への参加など、他市との広域交流やノウハウの共有を進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞在型観光地の形成には、長期滞在施設の確保と、広域連携による滞在型観光プログラムの構築が必要である。</li> </ul>

③観光資源の発掘・強化

- ・外国人をターゲットとした忍者の売り込みや、生活風景の中にある観光資源を見出し、その魅力を高め地域活性化につなげるなど、特色ある観光資源を活かした集客を図ります。
- ・地域観光資源の実態を把握することで、資源相互の連携や結びつきを構築します。
- ・観光協会をはじめとした関係団体との連携により観光資源の掘り起こし調査を行い、必要な情報を把握します。
- ・農業体験や田舎体験など、甲賀市の地域資源・特性を活かした体験型観光により、新たな観光誘客を進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クールジャパンの代表例に「忍者」が位置付けられ、伊勢志摩サミットや東京オリンピックの開催に伴い、国際的な関心が高まりつつあることから、外国人向けの多言語パンフレットを作成した。</li> <li>・観光協会、商工会等との地域資源に関する定期的な情報交換を行い、魅力発信に努めた。</li> <li>・全市的な観光施策の推進体制として、甲賀観光未来会議を設置し、甲賀流忍者復活祭やニンジャファイナダーズによる末裔の調査などを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人観光客を受け入れられる施設の拡充やサイン整備が必要である。</li> <li>・インバウンド対応できる人材を確保するとともに、外国人観光客のニーズ調査を行う必要がある。</li> <li>・「忍者」「信楽（紫香楽）」「東海道の宿場」をキーワードとした観光資源相互の結びつきについては、関係事業者間の連携を必要とする。</li> <li>・中学生交流だけではなく、大人向けの農業体験や田舎体験に必要なプログラムの構築が必要である。</li> </ul>

2) 受け入れ体制の充実

(1) 主要施策（取り組みの方向）

①施設の整備

- ・信楽焼、甲賀流忍術、宿場のまちなみ等を拠点とした集客向上を図るため、各地区を一層楽しめるような観光情報の案内・発信基地の整備充実や、休憩施設・トイレ等の利便施設の整備等を図ります。
- ・キャンプ場、登山道等の整備拡充や適正な管理により、来訪者の利用促進を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光トイレの改築や整備に対する支援を行った。</li> <li>・新名神高速道路の開通により、土山SA・甲南PAにアンテナショップおよび観光案内所を設置し、情報発信の充実を図った。</li> <li>・甲賀三霊山（飯道山、庚申山、岩尾山）のルート化を図るための協議を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光スポットやトイレ、登山道などの施設整備については、エリアごとに総合的に行う必要がある。</li> </ul>

②宿泊施設の充実

- ・滞在型の観光地をめざし、市内宿泊施設の利活用を促進します。
- ・来訪者の受け入れの充実を図るため、宿泊・交流・研修施設等の誘致を促進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市農村交流事業による農家民宿を促進し、民泊施設の増加につながった。</li> <li>・かもしか荘の改築並びにあいの土山都市との交流センターの改造を行い、来訪者の受け入れの充実が図れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季のかもしか荘は、鈴鹿スカイラインの通行止めとなることから、宿泊数の確保が課題となっている。</li> <li>・来訪者の受け入れの充実を図るためには、民間宿泊業者の出店誘致を進める必要がある。</li> </ul>

③人材育成

- ・市民活動と連携しながら、観光ガイド等の充実を図るとともに、観光ボランティア等の育成を進めます。また外国人の観光客を受け入れる体制の整備を図ります。
- ・観光関係者はもとより、市民誰もがもてなしの心を持ち、観光客を受け入れられるよう、人材を育成します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客を受け入れる側のおもてなしの心、出会いを大切にできる人づくりなどのガイド育成を進めたことにより、観光ボランティアガイド登録者数は、108人（平成27年度末時点）となった。</li> <li>・市民協働提案事業を機に、市民活動団体である一般社団法人水口岡山城の会が歴史遺産を資源にした観光企画を行ったり、商品開発に取り組める団体となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全域において市民自らが、郷土に対する誇りをもち、おもてなしの意識を高める必要がある。</li> <li>・外国人観光客受け入れのための観光ボランティアの育成を図る必要がある。</li> </ul>

3) 情報発信システムの拡充

(1) 主要施策（取り組みの方向）

①観光案内の充実

- ・市内の観光情報を容易に入手できる観光案内所を設置し、情報提供の充実を図ります。

- ・主要な駅や新名神高速道路関連施設等の観光拠点施設において、アンテナショップなど新たな観光案内機能の充実を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の既存観光案内所や道の駅において、観光パンフレットを設置し、観光案内の充実を図れた。</li> <li>・新名神高速道路の開通により、土山SA・甲南PAにアンテナショップや観光案内所を設置した。</li> <li>・東海道散策のためのひと・まち街道交流館を設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の鉄道における利用者（乗客）が一番多いJR貴生川駅に情報発信拠点となる観光案内所がない。</li> </ul>

### ②情報媒体の充実

- ・関連団体と連携を図りつつ、観光パンフレット、ホームページなど多様な情報媒体を活用しながら、魅力ある観光情報の提供を推進します。
- ・甲賀ブランド推進協議会のホームページも活用しながら、多言語の観光ガイドを進めるなどインバウンド誘客に取り組みます。
- ・各種メディアを効果的に活用し、甲賀市の魅力を多方面へ発信します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光ガイドダイジェスト版を作成し、PRが実施できた。</li> <li>・外国人観光客の受け入れ体制を整備するため、観光パンフレット等の多言語化（韓国語、英語、中国語）を進めた。</li> <li>・甲賀観光未来会議において、ブログにより観光情報の提供を行った。</li> <li>・観光客の利便性の向上を図るため、新聞、ラジオ、TV等に情報提供し、各メディアを通じた情報発信を図った。特に甲賀流忍者復活祭以降、忍者に関するメディア露出が各段に増加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳など外国人観光客の受け入れに対する体制づくりが必要である。</li> <li>・外国人観光客に向けた情報発信媒体について、効果的な手法を検討する必要がある。</li> <li>・都市部への発信力の強化等、シティセールスと併せた取り組みが必要である。</li> </ul>

### ③キャンペーンの推進

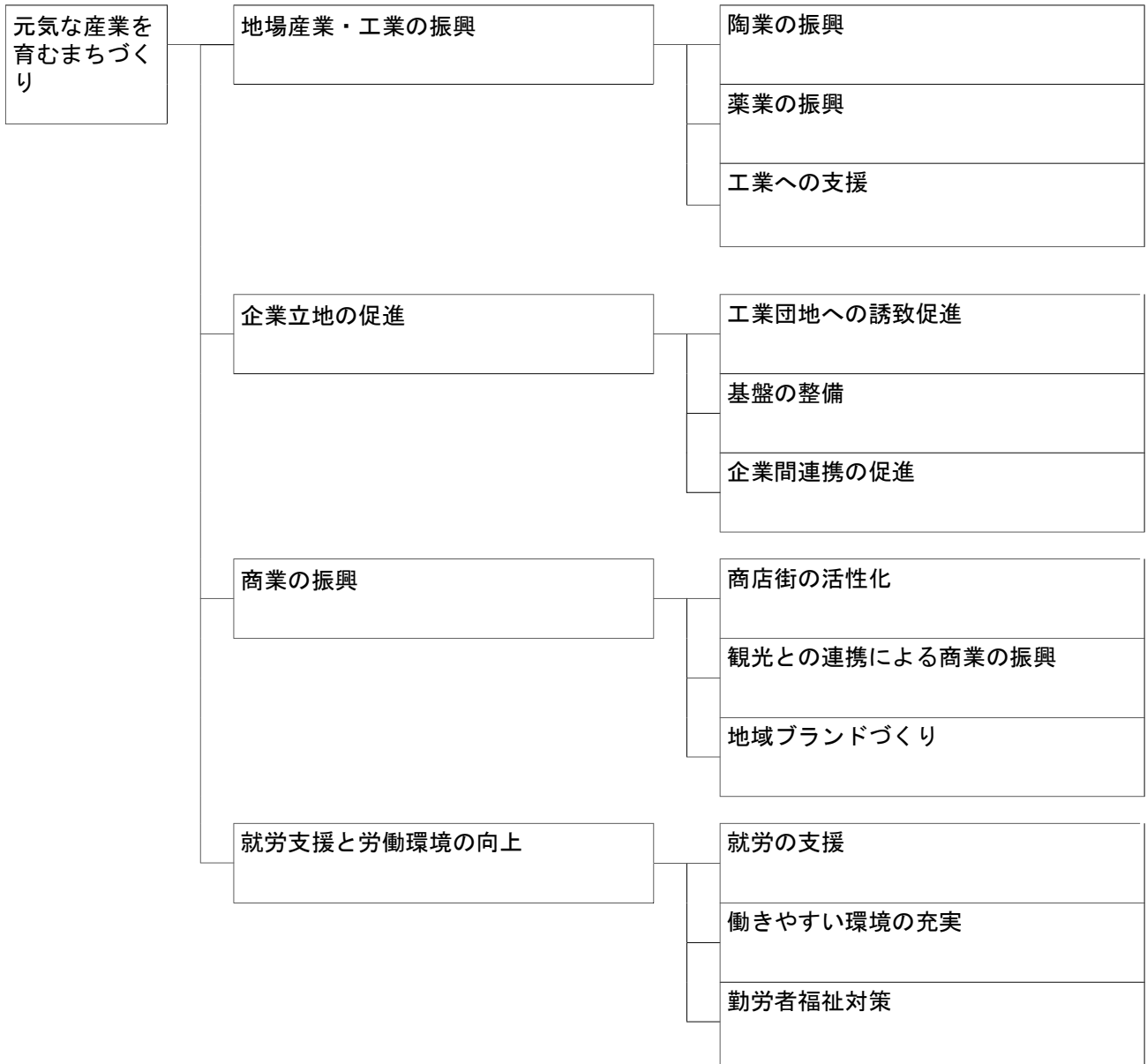
- ・観光関連団体および事業者、周辺自治体等と連携しつつ、都市圏の主要駅等でキャンペーンイベントを積極的に展開し、観光誘客を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光関連団体及び事業者、近隣市等との広域連携によるキャンペーンを実施した。</li> <li>・伊賀甲賀観光連絡協議会において、県外、商業施設など大都市圏における忍者のPRを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信は、まだまだ不足しており、大都市圏の主要駅におけるPR活動など継続的に行う必要がある。</li> </ul>



**施策の柱3 元気な産業を育むまちづくり**

**【施策の体系】**



**1) 地場産業・工業の振興**

(1) 主要施策 (取り組みの方向)

① 陶業の振興

- ・産業振興につながるさまざまな施策の活用を図り、信楽焼ブランドが世界的に認知されるように取り組みを継続し、国際陶芸産業都市をめざします。
- ・特区事業によって培った経験やノウハウを活かし、商品開発やトリエンナーレ事業などについて、地元住民が中心となった実効性のある推進母体を確立します。
- ・信楽焼、八田焼の歴史研究、ブランド開発、宣伝等の活動や後継者の修学に対して支援します。
- ・信楽焼に関する情報発信、体験・交流等の拠点施設の利活用を図ります。
- ・伝統行事の継続的な開催と、陶芸のまちとしての特色ある交流イベントを支援し、情報発信を推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>海外において開催された世界のトップシェフが集う食の祭典イベントに出展したことで、テーブルウェアを中心に引き合いがあり、海外販路の開拓への足掛かりとなった。</li> <li>平成25年度に、陶業関係団体と地域が一体となり第2回信楽まちなか芸術祭を開催し、91,125人の来場者に信楽の魅力や風土に触れていただいたことで、多くの信楽ファンの獲得につながった。</li> <li>伝統産業会館において、信楽焼の伝統と歴史を紹介するとともに、陶芸の森や信楽高原鉄道などのタイアップにより、多くの観光客にお越しいただいた。</li> <li>八田焼保存振興会においては、陶芸教室を開催するなど八田焼の振興が図れた。</li> <li>陶業後継者育成就学資金制度を活用し、後継者育成が図れた。</li> <li>実行委員会によって、陶都・信楽まつりやぶらり窯元めぐり、作家市などを開催され、多くの方の来場により経済効果が得られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内市場が縮小する中、海外進出は打開策のひとつであるが、産地における窓口と現地担当者を配置し、新規開拓やルートセールスなどの商談を行う人材を確保する必要がある。</li> <li>信楽まちなか芸術祭においては、これまで以上に陶業関係団体と地域との連携を図り、信楽以外の地域への波及効果を生み出す必要がある。</li> <li>信楽伝統産業会館の老朽化が著しい。</li> <li>産地における担い手の確保に向けて、修学資金制度を設けているが、利用者は減少傾向にあるため、陶業後継者の掘り起こしが必要である。</li> </ul>

## ②菓業の振興

- ・菓業を活かしたまちづくりを、くすり学習館を拠点に推進していきます。
- ・後継者育成・宣伝など、菓業の振興を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>くすり学習館を拠点に、菓業の普及活動や体験学習を実施し、市内外の学校や地域グループなどに対し、体験学習（平成27年度実績 43回1276名参加）を開催した。</li> <li>菓業関係団体の活動補助によって団体の育成支援に取り組むことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>くすり学習館を有効活用し、地場産業である菓業を国内外に発信していくため、来館者の更なる増加と学校における地場産業への理解及び連携を進める必要がある。</li> <li>稼ぐ力の強い菓業を活かし、ブランド力を向上させるとともに、配置売菓のシステムを活かした振興策などが必要である。</li> <li>漢方菓の原料となる菓用作物の産地化が求められている。</li> </ul>

## ③工業への支援

- ・中小規模事業者の経営の近代化や施設整備、新規事業の拡張等を支援します。
- ・ものづくり企業訪問を中心に、市内企業とのコミュニケーションを継続し、企業間の技術交流や産学官連携などを促進します。
- ・国際交流を支援し、甲賀ブランドの育成と競争力の強化を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県の中小企業向け支援制度の周知を図った。また、市独自の支援制度として、甲賀市固定資産税不均一課税制度を平成26年度より実施している。平成27年度までに8社から申請があり、企業の設備投資の促進が図れた。</li> <li>ものづくり企業訪問により、個々の企業の状況の把握をすることができ、行政と企業の相互理解が深まった。また、工業会に対し、補助金等による支援を行い、企業間の連携を促進した。</li> <li>海外販路新規開拓に対する支援を行い、平成27年度にスペインで開催された展示会に出展し、海外での評価を得ることにより、国内市場でのブランド力を高めることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の技術力向上を図るため、一層の企業間技術交流や産学官連携を進めていく必要がある。</li> <li>海外販路開拓を行い、市場を獲得するには、組織体制を確立し、継続的にPRを行うことが必要である。</li> </ul>

## 2) 企業立地の促進

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ①工業団地への誘致促進

- ・県や関係機構等との連携・情報交換を密にし、用地を探している企業への訪問等を行い、残りの用地への誘致を推進します。また、空き工場への誘致も併せて進めます。
- ・新名神高速道路や豊かな自然環境を活かし、ものづくり起業を中心にした誘致を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の企業立地件数における本市の割合は非常に高く、近江水口テクノパークや甲南フロンティアパークなどの工業団地において、順調に企業誘致が進んだ。空き工場への誘致も成功した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内市場の縮小や企業拠点のグローバル化により、既存企業が流出する懸念がある。</li> <li>災害の少なさや交通の利便性といった利点がある一方、企業の求める人材供給について懸念がある。</li> </ul>

- ・新名神を活かした誘致活動を進めた結果、増設や事業譲渡等も含み、27区画の販売が行われ、市内工業団地の残り区画数は1区画となった。
- ・（仮称）甲賀北工業団地の整備計画に着手した。

- ・工業団地の残り用地も少ないことから、企業の希望する規模の用地が見つけにくい状況である。
- ・操業後、数十年が経過している工場が多数立地しており、操業を続けながらの新工場の建設を検討している。しかしながら、市内に工業団地の空きがないことから、新たな用地確保に向けた取り組みが必要である。

## ②基盤の整備

- ・民間による開発を促すため、条件の整備を進めます。
- ・既存工業団地においては、安定的で働きやすい環境をめざして、企業ニーズに即した有効な整備に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新名神高速道路や国道1号バイパスの道路条件の整備によりストック効果（生産性の向上、輸送費の低下等）が生み出された。</li> <li>・I Cと連携されるアクセス道路整備のネットワーク化が図られ、民間投資の誘発効果を上げている。</li> <li>・工業団地の道路や緑地の維持管理など、工業団地企業と協力して環境整備を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少対策として雇用を創出するため、新たな工業団地の整備が求められており、官民連携による事業展開が必要である。</li> <li>・既存の工業団地の道路や緑地が広大であり、維持管理が充分に行えず、荒れた状態になっている。</li> </ul>

## ③企業間連携の促進

- ・甲賀市工業会会員の拡大を支援するとともに、各委員会活動についても更なる活性化に向けた育成・支援を進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業会会員相互の理解を深め、交流を促進することで、ビジネスマッチングや市主催の学びの体験広場などのイベントへも積極的に参加していただき、地域への貢献が図れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに会員の拡大を促進していく必要がある。</li> <li>・各委員会における活動がマンネリ化しないような仕掛けが必要である。</li> </ul>

## 3) 商業の振興

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ①商店街の活性化

- ・商店街や小売店の活性化を図るため、商業関係団体の育成や地域に密着した商店街の取り組み等を支援します。
- ・地域ならではの商品やサービスなどを育てていくとともに、事業者の意識改革やリーダーの育成を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度にプレミアム商品券を発行し、3億円を超える市内消費により、地域経済の活性化を図った。</li> <li>・新サービス・新商品の開発や後継者の育成のため、商工会に対する支援を行った。</li> <li>・市内全域での共通ポイントカードにより、消費者の利便性が向上し、販売促進につながった。ポイントカードの利用回数実績は、181,617回（平成27年度実績）となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型店舗の立地が進んだ一方で、既存商店街については衰退傾向にあり、高齢化、後継者不足により、空き店舗が増加している。</li> <li>・既存商店街の再生には、活力ある事業所や核となる人、地域ならではの商品やサービスの育成が必要である。</li> </ul>

#### ②観光との連携による商業の振興

- ・観光や農業と連携した商業振興を図るため、地域資源を活かし魅力ある物産・土産等の開発とPRを促進します。
- ・主要な駅や新名神高速道路関連施設等において、物産品や土産等のPRや販売促進機能を充実し、各地域を訪れていただける仕組みをつくります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新名神高速道路土山SA、甲南PAを利用し、地域特産品等のPR、販売促進につなげた。</li> <li>・信楽焼再発見まち歩きツアー「ぶらり窯元めぐり」や「春のしがらきアートな歩き方」は、焼き物や街並みなど観光資源を生かしたイベントであり、地元関係者が自ら企画・運営を行い、多くの誘客につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光との連携による商業振興を図る上で、意欲のある事業者の発掘とフロントランナーの育成が必要である。</li> <li>・商工業および観光業、農林業等が分野横断的に連携することで、地域資源を生かした魅力ある特産品開発につなげる必要がある。</li> </ul>

③地域ブランドづくり

- ・地域資源を活かし、その付加価値を高めることによる甲賀ブランドづくりを支援します。
- ・魅力ある地域資源を甲賀ブランドとして選定し、各種メディアを活用した情報発信により、来訪者の獲得や特産品の販売等、地域経済の活性化を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度に「甲賀ブランド」を立ち上げ特産品、観光施設、祭礼等を認定することにより、情報発信した。(平成27年度現在：23件)</li> <li>・「甲賀ブランド」に特化したパンフレットの作成、配布を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀ブランドは社会的に認知されつつあるが、申請が少なく停滞感が否めない。ブランド認定のメリットを生み出す必要がある。</li> <li>・産物の販売手法についての検討や、販路の開拓が必要である。</li> </ul>

4) 就労支援と労働環境の向上

(1) 主要施策(取り組みの方向)

①就労の支援

- ・就労困難者を支援するため、庁舎関係機関、就労関係機関の一層の連携強化を図り、就労に結びつく取り組みを推進します。
- ・就労相談員を配置し、ハローワークなど関係機関との連携による求人情報の提供や相談業務、模擬面接会の開催などの就労支援を図ります。
- ・就職困難者が安定就労できるよう、技能取得講習支援や相談業務を実施し、就労の推進を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急雇用創出事業により、離職された非正規労働者の方等の就業機会を創出した。</li> <li>・就労相談員を2名配置し、一定の就労相談体制を整え、就労相談を実施した。</li> <li>・広域で構成する団体において技能取得講習や模擬面接会を実施した。</li> <li>・新規学卒者や若年求職者と市内企業等との甲賀JOBフェアを開催し、多様な就労機会を提供した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に若者、女性の雇用の創出に向けて、就労関係機関および庁内における連携強化が必要である。</li> <li>・相談者のニーズが多様化しており、就労に対するワンストップ機能の構築が必要である</li> </ul>

②働きやすい環境の充実

- ・企業での人権尊重の職場づくりや、公正な採用システムの確立に向け啓発に努めます。
- ・企業が労働基準法等を遵守し、安全で働きやすい職場になるよう啓発に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業をはじめとする就労関係機関における人権意識及び社会的責任意識が向上し、市内企業において同和問題解決のための推進要綱の設置率は67.0%(平成27年度実績)となった。</li> <li>・毎年、企業訪問(年1回約200社)を実施し、人権尊重の職場作りや公正な採用システムの確立に向けて啓発活動を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いまだに採用面接の際に一部不適切な質問をされたりしている。就労関係機関の更なる人権意識の向上のため、啓発活動が必要である。</li> </ul>

③勤労者福祉対策

- ・勤労者の福利厚生事業を担う団体への支援や、勤労者余暇利用施設でのサークル活動等の支援など福利厚生機能の充実を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労者の福利厚生事業を担う団体や勤労者余暇利用施設でのサークル活動への支援を行い、市内企業等への貸館事業を通じ企業活動を支援できた。</li> <li>・35歳以下の勤労青少年を対象とした教室を9教室開設しており、福利厚生機能の充実を図れた。</li> <li>・サークル活動支援として、文化と体育関係をあわせ10団体に施設を開放し、多くの方が利用につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サークル等の利用の状況に偏りがあり、一部施設が利用ができない状態が生じていることから、これらの解消が求められている。</li> </ul>

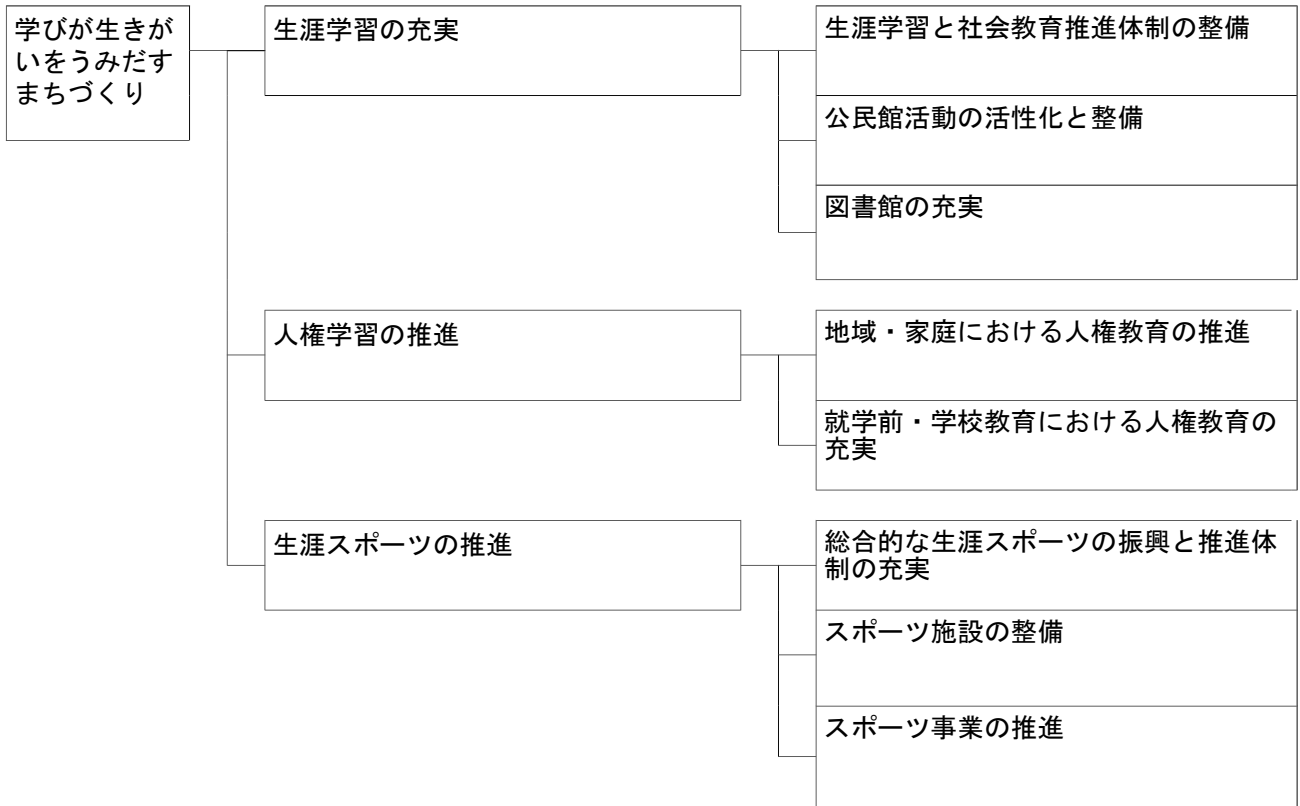


**【目標 5】**

たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる

**施策の柱1 学びが生きがいをうみだすまちづくり**

**【施策の体系】**



**1) 生涯学習の充実**

**(1) 主要施策（取り組みの方向）**

**①生涯学習と社会教育推進体制の整備**

- ・生涯学習を重視した社会づくり・まちづくりを推進するための基本構想を策定し、人材の育成や活動と人材のマッチング・コーディネート、またボランティア団体とのネットワークを構築し、生涯学習支援体制と社会教育推進体制の整備を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の高度な学習要求に応えるとともに個人のライフステージの充実と生きがいの創造につなげるため、平成27年度より淡海生涯カレッジ甲賀校を開校した。</li> <li>・生涯学習を重視した社会づくり・まちづくりを推進するための基本構想を策定し、人材の育成や活動と人材のマッチング・コーディネート、またボランティア団体とのネットワークを構築し、生涯学習支援体制と社会教育推進体制の整備を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央教育審議会から、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策についての答申（平成27年度）がされたことから、地域住民や団体等のネットワーク化を進め、学校・家庭・地域が連携協力し、地域全体で教育に取り組んでいくことが必要である。</li> <li>・学習成果を活かす活動の仕組みや場づくり、多様な分野でのネットワーク形成が必要である。</li> <li>・支援者・スタッフなどの人材育成が必要である。</li> <li>・学習情報を得る機会の少ない世代への情報提供が必要である。</li> </ul>

**②公民館活動の活性化と整備**

- ・身近な地域課題を解決するための学習機会の拡充を図るとともに、情報受発信機能の強化、交流・集会の場としての利用促進等、生涯学習の拠点として活動の充実を努めます。
- ・誰もが利用しやすい施設としてのユニバーサルデザイン化に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館事業については、平成25年度より内部評価を実施し、課題等を検証することで、次年度の計画に活かしている。</li> <li>・講座の開設や事業実施の案内などをHP、チラシなどで周知を行った結果、多くの市民の参加が得られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の学習意欲を喚起する魅力ある公民館事業を再構築する必要がある。</li> <li>・地域づくりの拠点となる地域コミュニティセンターと、人材育成や事業のコーディネート、企画などを行う中央公民館との連携や仕組みについて、関係機関との調整が</li> </ul>

- ・自主学習団体活動は継続して行われている。
- ・人材バンク登録者や利用団体を活用した講座の企画を進めている。

- 必要である。
- ・ふるさと意識の醸成を促す青少年向けの事業の企画や情報提供の取り組みが必要である。
- ・経年劣化が進んでおり、修繕を計画的に進める必要がある。

### ③図書館の充実

- ・特色ある蔵書の整備や各種イベントの企画等により、図書館運営の活発化を図ります。
- ・子どもの頃から本に親しむことができる環境づくり、自主的に読書する習慣づくりのため、誰もが利用しやすい図書館づくりをめざします。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館の休館日を調整し、市内のいずれかの図書館が開館するなど、利便性が向上している。</li> <li>・図書館システムの統一により、市内のどの図書館でも貸出及び返却ができるようになった。</li> <li>・インターネットによる蔵書検索、予約ができるようになった。</li> <li>・市内全4ヶ月乳児とその保護者を対象にしたブックスタート事業を実施している。</li> <li>・移動図書館を運行している。</li> <li>・甲賀市の郷土資料の収集・充実を図っている。</li> <li>・低年齢向けの本の購入により、子どもの読書環境が充実した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習への高まりがある一方、活字離れが懸念されており、子どもの頃から本に親しむ環境をつくる必要がある。</li> <li>・すべての市民が利用しやすい図書館づくりが必要である。</li> <li>・図書館のボランティア活動に対して、参加者に十分な説明ができていない。</li> <li>・従来のように蔵書数や貸出冊数を指標とするのではなく、利用者数やネット環境整備など幅広い情報提供サービスの充実が必要である。</li> </ul>

## 2) 人権学習の推進

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ①地域・家庭における人権教育の推進

- ・一人でも多くの市民が参加できるよう、人権教育基本計画に基づき、魅力のある学習機会や情報の提供などを推進します。
- ・地域において、自発的な人権尊重の取り組みができるよう、地域の人権啓発のリーダーの育成を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や家庭における人権教育を推進するため、人権教育基本計画を策定（平成21年3月）し、事業を進めている。</li> <li>・人権課題的なアプローチと、命や自己肯定感などの普遍的なアプローチをテーマとして、人権教育連続セミナーを各地域巡回で開催している。</li> <li>・人権・同和教育推進員を設置し、地区別懇談会を開催するなど地域の人権教育・啓発に努めている。</li> <li>・地区別懇談会の参加人数は延べ6,302人（平成27年度実績）である。</li> <li>・人権教育研究大会において、人権関係団体・部署による実行委員会を設置し、地域、学校・園の実績発表を行った。</li> <li>・地域での研修に地域の人に積極的に参加していただくことを目的に、人権啓発講師団講師養成講座や人権学習サポーター養成講座を開催している。</li> <li>・講師団登録者は13人となっており、地区別懇談会などで活躍いただいている。</li> <li>・人権教育基本計画の計画期間が平成28年度で終了することから、人権に関する総合計画の策定に着手した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「甲賀市人権教育基本計画」、「滋賀県人権教育推進プラン」等の関連計画の整合による施策の推進が必要である。</li> <li>・人権教育連続セミナーには、1,036人（平成27年度実績）の参加者があり、平成26年度（1,240人）と比べて、16.5%減となった。参加人数は年々減少しており、開催時間や講師選定を検討する必要がある。また、他分野との共催により、幅広い層の参加を促すなど、セミナーのあり方を含めて考える必要がある。</li> <li>・地区別懇談会への参加者は増加傾向にあるものの固定化が目立つため、一人でも多くの市民が参加できるよう創意工夫が必要である。</li> </ul>

#### ②就学前・学校教育における人権教育の充実

- ・人権の大切さや人間の尊厳など、園児・児童・生徒一人ひとりがかけがえのない「いのち」を実感し、自尊感情を高めていけるよう、人権教育を充実します。
- ・さまざまな人権問題に対し的確に対応できるよう、より一層の教職員の人権意識やその指導力の向上を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「甲賀の人権教育基低プラン」に基づき、保育園・幼稚園、小・中学校で一貫した人権教育に取り組むとともに、授業研究や相互支援を実施している。特に、子ども一人ひとりの自尊感情を育むことにより人権尊重の意識を高めるための人権教育に力を入れている。</li> <li>・保育士や教職員を対象とした、人権研修を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人ひとりの自尊感情を育むことで人権尊重の意識を高める等、子どもたちの成長段階に応じた人権教育を継続する必要がある。</li> </ul>



### 3) 生涯スポーツの推進

#### (1) 主要施策（取り組みの方向）

##### ①総合的な生涯スポーツの振興と推進体制の充実

- ・スポーツ振興基本計画に基づいた総合的な施策の推進に努め、地域の特性を活かした総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体の主体的な活動や持続的な運営を、スポーツ指導員やスポーツ推進委員の協力を得ながら支援します。
- ・地域での主体的なスポーツ活動を促進するため、総合型地域スポーツクラブの存在や活動内容などを周知するとともに、自治振興会と総合型地域スポーツクラブとの連携体制を構築します。
- ・競技団体と歩調を合わせ、競技スポーツの振興を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な生涯スポーツを推進するため、平成20年3月に甲賀市スポーツ振興基本計画を策定した。平成27年度から見直しを開始している。</li> <li>・市内10ヶ所で運営されている総合型地域スポーツクラブにおいて、さまざまな世代の体力・技術向上や趣味などの目的に応じたスポーツ活動機会の提供に努めており、これらの各クラブへの活動支援を行っている。</li> <li>・総合型地域スポーツクラブの会員数は、2,038人（平成27年度末時点）であり、増加には至っていないが安定している。（平成23年度末時点：2,069人）</li> <li>・スポーツ指導員、スポーツ推進委員の活躍により、さまざまな世代の生涯スポーツ活動や、スポーツ少年団を通じた若年層へのスポーツ活動の活性化が図られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型地域スポーツクラブの会員数は横ばいとなっており、更なる普及に向けた取り組みが必要である。</li> <li>・新たな事業展開を図るため、総合型地域スポーツクラブと自治振興会やスポーツ推進委員等との連携体制が必要である。</li> <li>・総合型地域スポーツクラブは、toto助成が無くなったあとの財源確保が困難となっている。</li> <li>・スポーツ基本法（平成23年8月施行）に基づき、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員に対する支援の充実を図る必要がある。</li> <li>・甲賀市体育協会と歩調を合わせ、競技スポーツの振興を図り、トップアスリートの育成に努めなければならない。</li> </ul>

##### ②スポーツ施設の整備

- ・老朽化しているスポーツ施設は、耐震性も考慮した修繕、改築を実施し、ユニバーサルデザインに基づいた安全で使いやすいスポーツ活動の場の確保に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内16施設（体育館7、グラウンド3、トレーニングハウス1、テニスコート3、プール1、グラウンドゴルフ場1）があり、これらの施設の修繕・補修に努めている。</li> <li>・平成19年度以降、計画的な予算措置を行い、土山室内運動場、甲賀B&amp;G海洋センタープール、信楽体育館において、大規模な修繕を実施した。</li> <li>・平成26年度に甲賀体育館（平成26年度から学校施設に移管）、平成27年度には甲南体育館の耐震補強工事を実施し、併せて施設の改修工事を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財源的な課題から老朽化したスポーツ施設の改築や修繕ができていない状況にある。</li> <li>・水口体育館の耐震化が必要である。また、総合体育館の必要性について、調査・研究が必要である。</li> </ul>

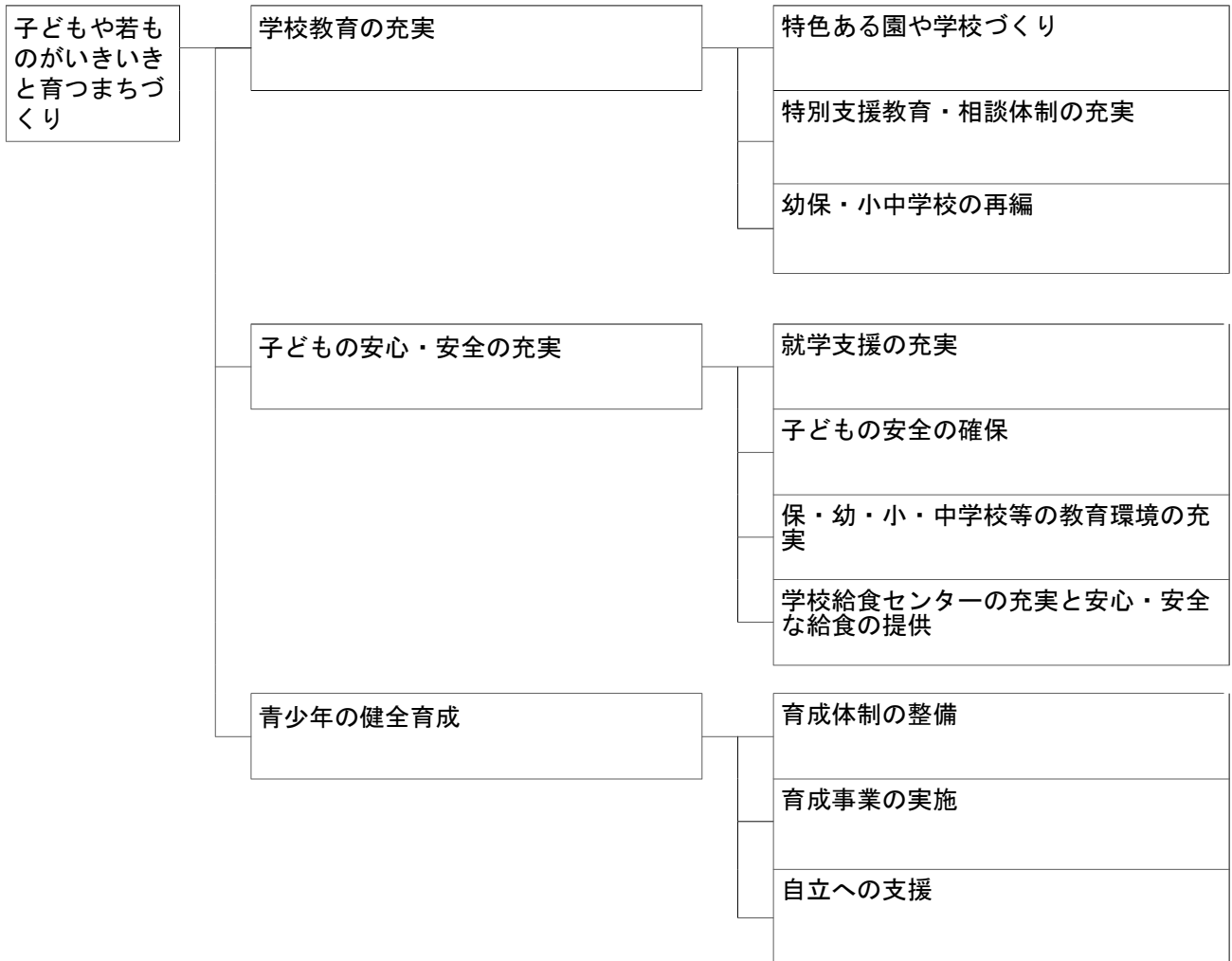
##### ③スポーツ事業の推進

- ・誰もが各々でできるスポーツに取り組めるよう、スポーツ指導員やスポーツ推進委員の制度を有効に活用し、豊かな自然環境等を活かした特色のあるスポーツ交流事業を推進します。
- ・広域的なスポーツ交流事業を推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ指導員の指導により、スポーツ教室を実施している。</li> <li>・楽しみながら体力測定やニュースポーツを体験することを目的として、スポーツ推進委員の主催で「ふれあいゆるスポフェスティバル」を平成25年度より開催している。</li> <li>・スポーツ施設の利用状況は、平成19年度以降、年間16万人前後を推移し、継続的な利用が図られている。</li> <li>・平成19年度に日本スポーツマスターズびわこ大会、平成20年度に第21回全国スポーツ・レクリエーション祭スポレク滋賀の全国規模の大会会場を受け持ち、「するスポーツ・観るスポーツ・支えるスポーツ」の観点から連携・協働および全国の選手と交流を図ることができた。</li> <li>・平成26年度に特別巡回ラジオ体操を開催し、1,500人を超える来場者への健康保持・増進の普及・啓発を行った。</li> <li>・高等教育機関の教育・研究成果を生かしたスポーツ事業を展開するため、平成27年度に「びわこ成蹊スポーツ大学」との連携協定を締結した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ指導員、スポーツ推進委員の制度をさらに活用し、生涯スポーツの拡充を図る必要がある。</li> <li>・地域の特性を活かし、ペタンクやカローリングなどのニュースポーツが誰もが気軽に各々のペースで参加できるスポーツとなるよう、その普及に努める必要がある。</li> <li>・地域社会の活性化と人材の育成に向け、大学連携協定に基づくスポーツ事業の推進を図る必要がある。</li> </ul>

**施策の柱2** 子どもや若ものがいきいきと育つまちづくり

**【施策の体系】**



**1) 学校教育の充実**

(1) 主要施策（取り組みの方向）

① 特色ある園や学校づくり

- ・豊かな自然や郷土文化・歴史資産など、本市独自の資源を学びの中に取り込むとともに、地域と連携し、地域の多くの人的資源を有効に活用しながら特色ある園や学校づくりを進めます。
- ・国際理解教育の推進や児童・生徒の外国語能力の向上を図り、国際社会に対応できる能力の育成に努めます。
- ・教育研究所を中心に児童・生徒の基礎学力の向上や確かな学びの充実を図る研修、特色のある調査研究を進め、質の高い教育をめざします。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校では「総合的な学習の時間」や「特別活動」等、学校の教育活動全体を通じて、特色ある取り組みが進められている。</li> <li>・市独自の「甲賀市小学校社会科副読本」を活用し、地域学習を実施している。</li> <li>・特色ある学校推進事業の割合は、制度が進展し、全てのの学校で取り組まれている。</li> <li>・地域の人材を講師として、地域の実態に応じた特色のある学校・幼稚園づくりが行われている。</li> <li>・各中学校にALT（外国語指導助手）を配置するとともに、小学校にも派遣し、児童・生徒の外国語能力の向上に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や園と地域が連携し、地域のさまざまな人材や資源を活かした教育内容の充実が必要である。</li> <li>・小中連携は進みつつあるが、さらに保幼小の連携が必要である。</li> <li>・教職員が本来業務とする児童・生徒と向き合う時間の確保が求められている。</li> <li>・学習指導要領がめざす「聞く・話す・読む・書く」の技能を伸ばすために外国語教育を担う指導者の確保が必要である。</li> </ul>

- ・教育研究所等が、調査研修及び研修事業（教職員の指導や評価方法の工夫、改善を目的として実施する研究会や講演会等）として、こうか学びの研修を実施し、教職員の資質向上及び授業力向上を図っている。

### ②特別支援教育・相談体制の充実

- ・特別な支援が必要な園児・児童・生徒に対して、ニーズに応じた加配保育士・講師の配置を行い、「ことばの教室」、「適応指導教室」を活用した指導・支援を推進するとともに、教育相談体制の充実を図ります。
- ・家庭、地域、関係機関と連携した相談や支援体制を構築することによって、課題を抱える児童・生徒や保護者の不安解消および問題解決に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な教育支援が必要な園児、児童、生徒を対象として、市費講師や加配保育士を配置するとともに、「ことばの教室」や「適応指導教室」を設置し、一人ひとりの課題に応じた支援体制の充実を図っている。</li> <li>・特別支援に係る個別の指導計画を作成し、個のニーズにあった指導を推進している。</li> <li>・特別支援対応等時間講師を増員し、平成27年度は小学校54人・中学校10人である。</li> <li>・加配保育士数（臨時及びパート保育士含む）は101人（平成27年度末実績）である。</li> <li>・教育相談については、主たる担当心理士及び嘱託教育相談員を中心に学校、保護者連携のもと、一人ひとりの状況に応じたアプローチで問題解決に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級在籍者数は年々増加しており、通常の学級で支援が必要な児童生徒数は全体の約10%にあたる。</li> <li>・ことばの教室対象児も年々増加している</li> <li>・対象児童生徒数は増加傾向にあることから、職員体制の充実を図っているが、多くが嘱託職員であり、ニーズに合わせた適切な支援・指導が継続できない場合がある。</li> <li>・保護者のニーズを的確に把握し、加配保育士・講師の配置を行い、安定した教育相談体制を整える必要がある。</li> </ul>

### ③幼保・小中学校の再編

- ・幼保・小中学校再編計画を策定し、地域・保護者と合意形成ができるよう、協議機関を設けて進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度に保育園の所管を市長部局から教育委員会に変更し、幼保再編に係る協議を進めている。</li> <li>・幼保一元化については、保育園に幼稚園機能を保有させた「にこにこ園」（土山、大原、油日、信楽）を設置した。</li> <li>・幼保、小中学校の適正規模、適正配置に向けて、適正規模検討委員会の答申および保護者などを対象としたアンケート調査を実施し、教育委員会事務局としての方針の検討を行い、甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）を策定（平成27年3月）し、各学区ごとに地域説明会を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化による児童・生徒の減少に伴う学校の小規模化と各校規模による教育条件の不均衡へ対応していく必要がある。</li> <li>・幼保、小中学校再編の推進にあたっては、これまで学校が果たしてきた地域の役割を認識するとともに、地域と保護者の理解と協力をはじめ、地域コミュニティの維持を考慮し、あらゆる角度から総合的に進める必要がある。</li> </ul>

## 2) 子どもの安心・安全の充実

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ①就学支援の充実

- ・就学困難な児童・生徒の保護者に対して教育費を援助する等、就学支援を充実します。
- ・外国人児童生徒に対して、日本語の習得や日本での生活習慣になじむための支援に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、教育費を助成するなど就学支援を実施している。</li> <li>・外国人児童・生徒に対して、日本語の習得や日本での生活習慣に慣れるための支援員を配置している。また、その保護者に対する通訳、翻訳活動の支援を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学支援を行っている人数は、平成23年度から平成27年度にかけて6%増加しており、経済情勢の悪化に伴い対象者も年々増加傾向にある。</li> </ul>

#### ②子どもの安全の確保

- ・社会や地域の状況に配慮しながら、地域住民や関係機関・団体・企業と協働し、「かふか安全メール」や「子ども110番」等、必要な事業や取り組みを進め、子どもの安心・安全の確保に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かふか安全メール」を活用した不審者等の情報提供を行っており、登録者数は、平成27年度では1,150人と</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の自転車乗車時の単独事故や、交通事故によるけが、登下校時における不審者事案が発生している。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>なっている。</li> <li>各学校において、緊急メールシステムを整備し、子どもの安心安全情報の提供に努めている。</li> <li>登下校の見守りを実施している「スクールガード」が地域の協力により定着している。</li> <li>子ども110番の車が大きく増加傾向にあり、防犯啓発と犯罪抑制に繋がっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども110番の家」が減少している。更なる協力を求めながらも「子ども110番の車」を増加させるため、企業、事業所に働きかける必要がある。</li> <li>自治振興会において、交通安全対策や防犯パトロールに取り組まれつつあるが、活動から得られた情報を共有した見守り体制の構築が必要である。</li> <li>「子ども110番の家」設置箇所は2,752箇所（平成27年度実績）であり、地域の高齢化（独居世帯）や、通学路の変更等により、微減傾向にある。</li> </ul>
---	---

### ③保・幼・小・中学校等の教育環境の充実

- ・保育園、幼稚園、小中学校等の教育施設において、耐震診断に基づき、計画的に耐震補強工事を実施し、必要性が高い施設や老朽化した施設については、計画的に整備・改修を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校校舎の耐震化率は100%（平成26年度時点）であり、全ての小中学校の耐震工事を終了することができた。</li> <li>・教育施設の安心と安全を高めるため、教室等へのインターフォンの設置に取り組み、平成23年度で全小学校施設への設置を完了することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園の防犯対策の充実が必要でありインターフォンの整備を進めるとともに、外部からの不審者等の侵入を事前に察知・抑止の視点から、防犯カメラの設置を進める必要がある。</li> </ul>

### ④学校給食センターの充実と安心・安全な給食の提供

- ・学校給食センターにおいて、園児・児童・生徒に衛生的でより安心・安全な給食を提供します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水口・東部・信楽学校給食センターでは、衛生管理の徹底により、園児・児童・生徒に安心・安全な給食を提供することができた。</li> <li>・放射線測定器を設置し、その結果をホームページ等で公表している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水口・信楽学校給食センターの老朽化が進んでいることから、衛生管理基準の改定に即したドライシステムを導入するなど（仮称）西部学校給食センターの建設を進める必要がある。</li> </ul>

## 3) 青少年の健全育成

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ①育成体制の整備

- ・次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、心豊かに成長するよう、青少年育成市民会議等への活動支援や、青少年育成市民会議と自治振興会や少年補導委員会との連携により、青少年の健全育成支援体制を充実します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の青少年育成市民会議や関係機関との連携を図り、家庭、地域、学校、企業の連携体制を構築することができた。</li> <li>・青少年をめぐる社会環境について理解と認識を深め、青少年育成活動をより一層推進することを目的に「甲賀市青少年健全育成市民大会」を開催している。</li> <li>・市民会議において、地域での声かけ運動や啓発活動を実施している。</li> <li>・地域活動の活性化や家庭教育の充実を図るため、青少年育成推進員（嘱託職員）2名を設置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニート、社会的ひきこもり等若者の自立を阻害する問題への対応が必要である。</li> <li>・地域の実情に合った支援策の検討が必要である。</li> <li>・参加者の固定化や偏りが見られることから、幅広い参画が得られる事業にする必要がある。</li> <li>・少年補導委員会や青少年育成市民会議と自治振興会が連携し、各地域での健全育成を図っていく必要がある。</li> </ul>

#### ②育成事業の実施

- ・青少年の健全育成の基本となる家庭教育力の向上をめざし、啓発・指導・相談・研修等の取り組みを総合的に進めます。
- ・家庭・地域・学校・企業等関係機関の連携を強化し、青少年の健全育成事業を推進します。
- ・青少年の健全育成に欠かせない体験活動を、安全で効果的に実施し、将来の甲賀市を担う青年リーダーの育成を推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲南青少年研修センターを直営で管理し、青少年育成の拠点施設としている。</li> <li>・青少年自然活動支援センターでは、子どもの成長に欠かせない自然体験活動を企画、実施する自然活動指導員を設置し、資材の貸出やキャンプの実施、リーダーの育成を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭・地域・学校・企業等関係機関が連携し「地域の子どもは地域で守り育てる」ための運動を推進していく必要がある。</li> <li>・子どもたちの自然を大切にす心やたくましく生きる力を養うため、市が野外活動を実施し、地域活動に広める必要がある。</li> </ul>

- ・ジュニアリーダー育成事業（市内の小学校4年生から中学校3年生を対象）として、ニンニン忍者キャンプを実施し、毎年40人近くが参加している。
- ・四万十川の事故（平成19年7月31日）を重く受け、事故の責任を忘れることのないよう、毎年7月31日に甲賀市青少年活動安全誓いのつどいを開催し、青少年活動の安全対策に努めている。
- ・自然体験活動振興計画に基づき、指導者研修や人材育成、安全で効果的な自然体験活動の提供を実施している。

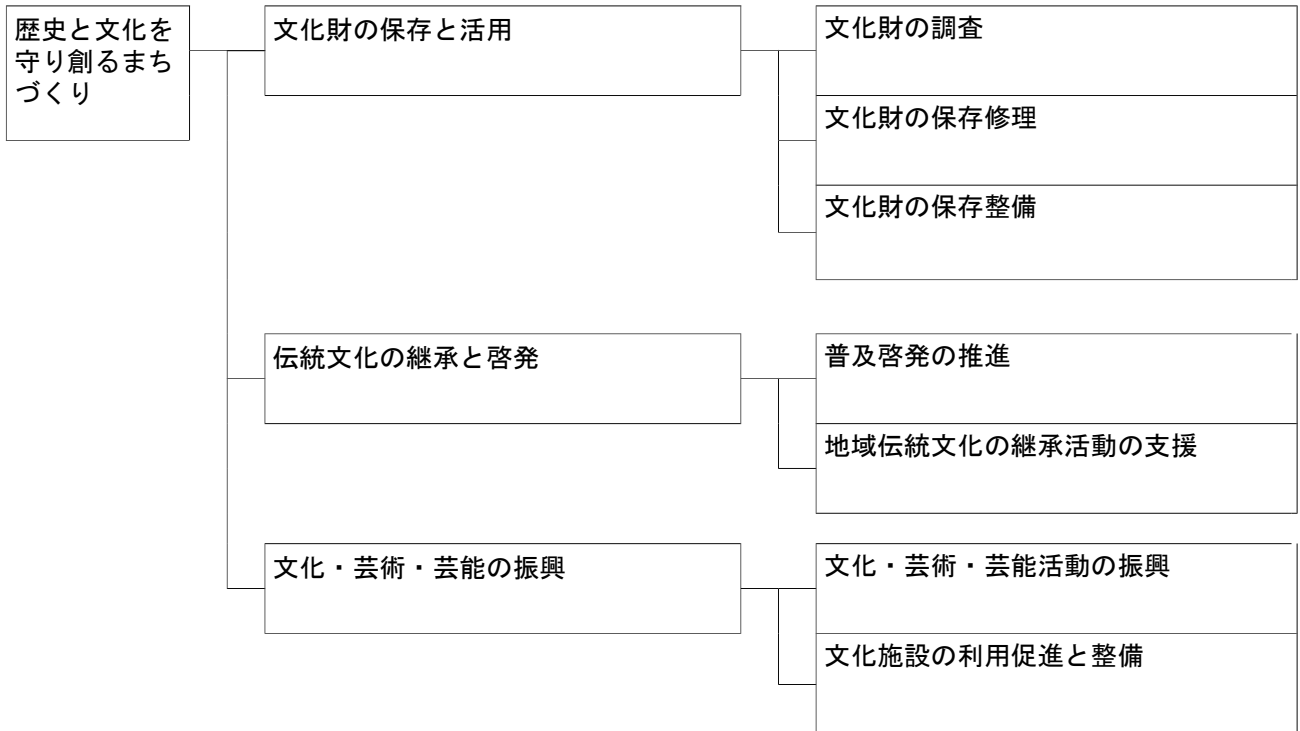
**③自立への支援**

- ・少年センターを中心に、少年補導委員と連携し、非行防止や防犯の啓発を強化するとともに、青少年立ち直り支援センターの設置により、自立支援に取り組む体制や機会をつくります。
- ・関係機関等と連携し、学習指導やカウンセリング、就労のコーディネートができる専門職の配置に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年センターの利用者の相談件数は511件（平成27年実績）であり、薬物乱用防止や防犯教室等を開催している。</li> <li>・少年センターに4人の職員を配置し、相談業務、市内巡回、啓発活動を行なっている。</li> <li>・少年補導委員として79名を委嘱し、市内巡回により青少年の非行防止、健全育成の啓発に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的に非行の粗暴化、低年齢化や凶悪事件に巻き込まれる被害が増加しており、教室参加者を指導者へと育成するような取り組みが必要である。</li> <li>・少年センターについては、相談件数や防犯教室、薬物教室等の開催要望が増加しており、より専門化、多様化する問題に対応した体制整備が必要である。</li> <li>・青少年立ち直り支援センターの設置など、自立支援に取り組む体制の強化が必要である。</li> <li>・青少年の自立支援には、家庭環境の改善や地域、学校、関係機関団体との連携や関係者の知識向上が必要である。</li> <li>・少年の自立支援に向け、学習指導やカウンセリング、就労のコーディネートができる指導員等専門職が必要である。</li> </ul>

**施策の柱3 歴史と文化を守り創るまちづくり**

**【施策の体系】**



**1) 文化財の保存と活用**

**(1) 主要施策（取り組みの方向）**

**①文化財の調査**

- ・指定文化財をはじめ、地域に眠る未指定文化財や埋蔵文化財について、調査を推進し、歴史的価値の再認識と評価を行い、必要に応じて、適切な保存に努めます。
- ・文化財調査の成果を、甲賀市史の刊行や歴史民俗資料館での展示等により広く市民に公開します。
- ・観光施策などと連携し、文化財を本市独自の歴史文化資産として、まちの魅力の発信に活用します。
- ・歴史文化的価値のある文化財については市指定を行い、保護措置を図り、特に重要な文化財については国や県の指定をめざします。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財の発掘調査や仏像や古文書など未指定文化財の調査等、多方面の分野の調査を実施し、その成果を調査報告書や甲賀市史において公表した。</li> <li>・甲賀市史の編纂状況については、平成19年度に第1巻、平成21年度に第6巻、平成22年度に第7巻、平成23年度に第2巻、平成24年度に第5巻、平成25年度に第3巻、平成26年度に第4巻を刊行した。平成28年度に第8巻を刊行し、全巻を刊行することになる。</li> <li>・埋蔵文化財調査を毎年実施しており、平成25年度に43件、平成26年度に27件、平成27年度に32件を調査した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財調査の成果の活用が求められている。</li> <li>・甲賀市史の一層の販売促進や歴史民俗資料館への展示等を行い、広く公表していく必要がある。</li> <li>・観光施策などと連携し、市内に多数存在している文化財を、まちの魅力として市内外に発信する必要がある。</li> <li>・文化財の価値を高めるため、学術的、歴史的評価の定まった物件について、市指定の保護措置をとっていく必要がある。</li> <li>・指定するだけでなく、今後将来にわたり保存することができ本物の価値を高めることが求められる。</li> </ul>

**②文化財の保存修理**

- ・国・県・市指定の文化財を、地域の貴重な資産として、後世に守り伝えられるよう、貴重性や緊急性を勘案して計画的に修理、保存を進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県、市で指定している文化財について、文化的価値を損ねることなく、後世に文化財を守り伝えるために、専門性の高い文化財修理を実施した。</li> <li>・指定文化財の修理件数は、国指定飯道神社本殿修理、県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建造物等は多額の修理経費が必要である。</li> <li>・貴重性や緊急性を勘案した修理計画と修理方針の策定が必要である。</li> </ul>

指定檜尾神社本殿修理などをはじめ、水口曳山修理、仏像や登録文化財建造物の修理など、平成24年度4件、平成25年度5件、平成26年度5件、平成27年度6件の修理を行った。

### ③文化財の保存整備

- ・紫香楽宮跡関連遺跡群や中近世城館遺跡などの市内に点在する数多くの埋蔵文化財について、必要に応じて史跡指定の拡充を図るとともに、整備活用計画を策定し、公開・活用を進めます。
- ・歴史的景観等の修復や公園化、散策道の整備等を進め、歴史文化を活かし、親しむ環境づくりを進めます。
- ・市内に所在する膨大な歴史資産を収蔵・展示・情報発信できる拠点施設の整備や、地域の歴史に親しみ、みんなで守っていく風土が育つ環境づくりを進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定史跡紫香楽宮跡については、保存管理計画書、整備活用基本計画書、整備活用実施計画書を作成し、現状変更の基準を明確化することで、今後の史跡指定の取り扱いの基準を明確にできた。また、史跡に係る案内板の設置や周辺の散策道の整備を行った。</li> <li>・水口岡山城跡の森林整備や散策道の修復、展望施設等を設置し、市民に親しめる城跡へと整備した。</li> <li>・県史跡水口城跡や市史跡多羅尾代官陣屋跡をはじめ主要史跡の環境整備を実施した。</li> <li>・甲賀市史編纂や発掘調査により、貴重な文化財が発見され、平成26年度には仏像や古文書、考古資料等を甲賀市指定有形文化財に指定することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡紫香楽宮跡については、資料館建設や公有地による遺跡整備のあり方の検討が必要である。</li> <li>・水口岡山城跡について、市のランドマークとして整備するため、保存管理計画や整備活用計画を策定する必要がある。また、長期的な計画のなかで、石垣整備や周辺環境の整備が必要である。</li> <li>・文化財指定の旧町ごとの基準等のばらつきを平準化していく必要がある。</li> <li>・文化財のみを保護するのではなく、周辺の景観や自然環境、他の歴史資産との相互関係などへの配慮をふまえた取り組みが必要である。</li> <li>・文化財やまちの歴史を活用したまちづくりや市民に学習していただく仕組みづくりが必要である。</li> </ul>

## 2) 伝統文化の継承と啓発

### (1) 主要施策(取り組みの方向)

#### ①普及啓発の推進

- ・歴史文化を学ぶ機会を充実するとともに、地域の文化財・伝統文化等の情報発信の強化や、特色のある資料館づくりにより、地域の歴史文化への親しみを醸成します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水口曳山祭では観光事業と連携し、祭りの公開・普及に努めている。また、修理を施した曳山は資料館におき、伝統文化の情報発信をしている。</li> <li>・水口曳山展示公開施設(資料館)の入場者数は、3,153人(平成27年度実績)であった。</li> <li>・平成24年度に「祭りの民俗映像上映会」、平成25年度に「甲賀柚の木挽き講演会と実演会」、平成26年度に「水口曳山囃子の魅力とこれから」と題した映像上映会とフォーラムを開催するなど、祭礼行事や生活文化に関する講演会を開き、普及啓発事業を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祭礼行事などの伝統文化については、担い手不足により、保存意識が下がりつつある。</li> <li>・祭礼や民俗行事などの伝統文化の価値が、市民に十分に伝わっておらず、更なる情報を発信が必要である。</li> </ul>

#### ②地域伝統文化の継承活動の支援

- ・各地に受け継がれた祭や芸能などの伝統文化の継承活動に対する支援を図り、民間団体などと連携した地域伝統文化の継承を進めます。
- ・伝統行事に親しむ機会づくりにより、伝統文化への愛着をもたせるとともに、後継者の育成につなげます。
- ・伝統文化の映像記録に努め、伝統文化の今後の永続的な継承を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水口曳山祭、ケンケト踊り、大原祇園、黒川太鼓踊り、黒滝太鼓踊り、青土太鼓踊り、日雲神社太鼓踊り、すいりょう節、流鏝馬などの保存団体への支援を行なっている。</li> <li>・伝統文化を正確に継承していくため、映像記録を行い、後継者育成に役立てた。(油日の奴振り、甲賀の祇園花行事、大原祇園、日雲神社の太鼓踊り、多羅尾太鼓踊り、水口祭りと曳山行事、黒川太鼓踊り、青土の太鼓踊り、山女原の太鼓踊り、黒川の順役踊り、黒滝の順役踊り、水口囃子)</li> <li>・それぞれの団体で伝統文化親子教室を開催していただき、裾野が広がるよう努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化の影響もあり、祭礼行事に子どもの参加が少ない。従来からの伝統だけに縛られない、より広範な参加者を募る検討も必要である。</li> <li>・祭礼や民俗行事などの伝統文化の後継者を育成するための方策、練習・教育方法の検討や、民間の活動団体との連携を図る必要がある。</li> <li>・伝統行事の伝承を行なうために、子どもが伝統行事に親しむ機会を創出し、後継者育成に繋げていく必要がある。</li> </ul>

### 3) 文化・芸術・芸能の振興

#### (1) 主要施策(取り組みの方向)

##### ①文化・芸術・芸能活動の振興

- ・文化のまちづくり計画のもとに、郷土芸能や文化・芸術活動に係る各種団体や後継者の育成と、伝承活動や自主的文化活動等を支援します。
- ・甲賀の優れた文化資源を活かしながら、多様で特色のある文化・芸術・芸能活動を発信し、市民の文化意識の高揚を図ります。さらには、市内外の交流を進め、地域資源を活かした新たな文化の創造をめざします。
- ・県や他の市町文化施設を利用して、さまざまな文化団体や文化関係者との連携を進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年3月に甲賀市文化のまちづくり計画を策定し、平成28年度に中間見直しを行う。</li> <li>・文化団体の活動が自主的かつ活発に行われるよう支援を行い、文化協会においては、地域を越えて取り組む芸能祭など市民参加型の催しを開催している。</li> <li>・紫香楽宮跡とされる宮町遺跡から歌木簡が発見され、この貴重な文化遺産を地域の魅力再発見の契機とし、平成24年度から「あいこうかうたプロジェクト」と称し短歌募集を行っている。</li> <li>・文化振興事業としては「鈴鹿馬子唄学習塾」、「鈴鹿馬子唄全国大会」などの従来の継続事業に加え、世代や分野を越えてひとつの舞台芸術を創造するための新たな事業に取り組んでいる。</li> <li>・甲賀市美術展覧会や各種ワークショップは、自主的な文化活動を促す契機となり、文化施設の自発的な利用の促進につながっている。第10回以降作品講評会を実施するなど内容を充実するとともに、出品数も年々増加している。</li> <li>・平成27年度に全国高等学校総合文化祭が開催され、あいこうか市民ホールが郷土芸能部門の会場となり、大会運営を行った。地元高校生による水口囃子、市外高校生による伝承芸能や和太鼓が披露されるなど、この大会を契機に郷土芸能に対する関心が高まった。</li> <li>・文化芸術団体の活動を支援するため、各文化協会をとりまとめる文化協会連合会や太鼓活動団体等を支援している。</li> <li>・「あいこうか市民ホールサポーター」として11名を登録し、開催事業や公演のボランティアスタッフとして、活躍されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行委員会形式による主要文化事業については、過去に比べて演出規模が縮小している。</li> <li>・助成対象の文化団体については、安定的な自主運営に向けた転換が必要である。</li> <li>・団体・個人を問わず、新たに文化活動を始めようとする人が孤立することなく、活動できるようなサポート体制が必要である。</li> <li>・文化事業を裏方から支える専門的なスタッフの育成が必要である。</li> <li>・県や他市町文化施設との連携、様々な文化団体や文化人との連携強化を行なう必要がある。</li> <li>・少子高齢化、過疎化、地域コミュニティの衰退等による、文化芸術の担い手不足への対応が必要である。</li> <li>・指定管理者制度の導入等の影響による、文化芸術振興の基盤の脆弱化への対策が必要である。</li> <li>・文化芸術面での国内外の交流促進を図る必要がある。</li> </ul>

##### ②文化施設の利用促進と整備

- ・文化施設の有効利用に努め、多様化・高度化する文化活動のニーズに対応した施設運営を進め、施設利用者に満足いただける環境づくりを行います。
- ・安全で快適な施設利用に向けて、老朽化した施設の改修を進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいこうか市民ホールを文化芸術振興の拠点として、リニューアルし、他3館との連携をとっている。</li> <li>・施設の改修については、あいこうか市民ホール舞台照明、楽屋・トイレ等の改修(平成26年度)、碧水ホールロビー空調設備の改修(平成27年度)を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した文化施設の改修については、改修費などを考慮し、計画的に進めていく必要がある。</li> <li>・利用が少ないシーズンに有効活用を行う必要がある。</li> <li>・市内4ホールの年間合計入場者数は、その年の文化事業により大きく影響するが、全体的には伸び悩んでいる。</li> <li>・自主事業が減少するなか、県との共同による事業実施や民間プロモーターとの共催による事業実施について検討する必要がある。</li> </ul>





## 【協働の目標】

市民と行政の協働により、まちの成長力を高める

**施策の柱1** みんなで支えあう協働のまちづくり

**【施策の体系】**



**1) 市民が主体となったまちづくりの推進**

(1) 主要施策（取り組みの方向）

① コミュニティ活動の推進

- ・地域に暮らす多くの市民が、基礎的コミュニティである区・自治会に加入し、地域での結び付きをもてるよう、加入を支援します。
- ・区・自治会やNPO、事業所等が連携できる仕組みとして創設された自治振興会の活動が活発に展開され、地域課題の解決を市民主導、あるいは行政等との協働で行います。
- ・自主防災組織や里山保全グループ、子育てサークル等のテーマコミュニティ組織が活動しやすい環境を整え、地域の人達が自ら住みやすいまちをつくっていく活動を促進します。
- ・地域人材の活性化を図り、誰もが役割と責任を担い、地域に貢献することで生きがいをもって暮らしていけるような取り組みを進めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国における地域主権改革の進展から、地域住民が地域課題に対する解決策を自ら企画立案し、まちづくり等を実践する「小規模多機能自治」の取り組みが進められている。</li> <li>・区や自治会活動をはじめ、市民主導で地域の課題解決に向けた活発な活動が推進されている。</li> <li>・平成23年度に創設した自治振興会によるまちづくりが浸透し、各地域の特色ある事業が展開されている。</li> <li>・住民自治の取り組みを支援するため、23の地域市民センターに2名の職員を配置すると共に、地域で決めて、地域で活用できる自治振興交付金を交付している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティの重要性が叫ばれる一方で、地域との関わりを持とうとしない人が増えているが、その要因としてあげられる金銭的、労務的負担の軽減に取り組む必要がある。</li> <li>・自治振興会と区・自治会の重複事業・充て職を把握し、役割や機能を整理することにより、負担感の少ない地域自治の仕組みをつくる必要がある。</li> <li>・区・自治会における担い手不足を鑑み、健康推進委員や青少年育成指導員など多くの充て職の整理統合が必要である。</li> <li>・区・自治会への加入率が比較的低い新興住宅地等の住民を対象に、区・自治会へ加入するメリットを伝え、加入促進に向けた意識啓発が必要である。</li> <li>・区・自治会が組織化されていない地域に対して、区・自治会の存在意義を伝え、組織化を促す必要がある。</li> <li>・人口減少が進む地域では、地域市民センター職員等により合区の提案をするなど、区・自治会の存続のための働きかけが必要である。</li> <li>・区・自治会未加入者の加入促進に結びつく継続的な取り組みができていない。</li> <li>・区・自治会組織に加入していない市民に対する災害時の対応も含めて、地域の結びつきを強化していく必要がある。</li> <li>・永続的に地域課題の解決を地域で担えるようにするために、地域人材の活性化が必要であり、地域に貢献することが生きがいに繋がるような仕組みづくりが必要である。</li> </ul>

②コミュニティ施設の充実

- 自治振興会の拠点である地域市民センターが地域住民の憩いの場所となり、市民と行政が協働でさまざまな課題解決ができる「きっかけづくり」の場所となるよう、その機能を充実させます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度に各地域で自治振興会が設立され、自治振興会の拠点施設として、概ね小学校区の範囲に地域市民センターを設置した。</li> <li>センターには2名の地域支援担当職員が常駐し振興会の活動支援や、地域の住民の自治活動の支援を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域市民センター職員は自治振興会を主とした課題解決を図るためのネットワーク支援、専門的問題の解決に協力することなどに重点を置く必要がある。</li> <li>地域市民センターが地域住民の憩いの場所、地域の情報交流、情報発信の場所とはなり得ていない。協働のまちづくりの拠点施設となる必要がある。</li> </ul>

③市内各団体によるネットワークづくり

- 市民活動・ボランティアセンターを中心に、市民活動の促進や支援を進めます。
- 市民活動・ボランティアセンターでは、区・自治会や自治振興会など地縁型組織と、NPOなどのテーマ型組織、あるいは事業所などと連携・協働できるコーディネート機能、ネットワーク機能を充実させます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度に市民活動・ボランティアセンターを開設し、市民活動の拠点施設の役割を担っている。</li> <li>市民団体と行政等が協働できる環境を整えるよう、コーディネート機能や、ネットワーク機能を持たせたセンターとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政による「市民活動ボランティアセンター」と社会福祉協議会による「ボランティアセンター」とのすみ分けが必要であり、機能分担の調整が整っておらず、十分な機能が発揮できていない。</li> <li>区・自治会、自治振興会などの地縁型組織とNPOなどのテーマ型組織や事業所などとの連携を生み出すため、コーディネート機能、ネットワーク機能を充実させる必要がある。</li> </ul>

2) 協働のまちづくりの推進

(1) 主要施策（取り組みの方向）

①市民参画への環境づくり

- 自治基本条例を制定し、市民と行政の役割分担を明確にします。
- パブリック・コメント制度等の手法により、政策形成過程の段階から市民参加を促進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年7月から市民が参画する自治基本条例策定委員会を設置し、約2年半に渡り条例骨子案づくりに取り組み、答申を受けた。</li> <li>策定委員会においては「市民の声を聴く会」を開催した。</li> <li>条例案を作る段階においてタウンミーティングを開催し、パブリックコメントで広く市民からの意見を受け、条例に反映させた。</li> <li>平成28年3月に甲賀市まちづくり基本条例を制定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市まちづくり基本条例を市民に広く周知するとともに、市民と行政の協働の取り組みをさらに積極的に進める必要がある。また、庁内での協働への取り組みを奨励する効果的な呼びかけが必要である。</li> <li>「市民参画」の具体的な成果を測るために、市民協働提案事業ごとに達成目標を定めて、その達成に努め、事業終了ごとに市民参画の成果を公表する必要がある。</li> </ul>

②協働の仕組みづくり

- 市民協働事業提案制度を推進し、これまで行政が単独で担ってきた事業等についても、協働で実施できるよう進めます。
- 市民と行政がそれぞれの立場を尊重し、信頼関係を築きながら協力できる体制を整え、協働のまちづくりを推進します。
- 自治体運営の基本原則を定める自治基本条例を制定することで、市民参画、協働等の定義を明確にし、市民のやる気と知恵を反映できる仕組みづくりを推進します。
- 自治基本条例を制定した上で、協働に関して必要な条例や指針等を整備します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>多様化する地域課題や市民ニーズに対応するため 市民協働事業提案制度を創設し、行政と市民が協働（連携協力）で課題を解決できる仕組みづくりを推進した。</li> <li>市民協働提案制度は、平成23年度は3団体、平成24年度は5団体、平成25年度は6団体、平成26年度は9団体、平成27年度は8団体を採択した。</li> <li>自治振興会を対象とした、課題解決のための提案型モデル事業を平成24年度に創設し、平成24年度は5団体、平成25年度は3団体、平成26年度は3団体、平成27年度は2団体を採択し、取り組みを進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働事業提案制度の更なる活用のために、行政テーマでの協働事業の奨励を図る必要がある。そのためには、庁内へ向けて協働で事業に取り組む有用性を伝え、庁内の課が自発的に協働をはじめよう仕掛けが必要である。</li> <li>行政職員一人ひとりが甲賀市まちづくり基本条例を遵守し、協働についての認識を高め、まちづくりを市民と共に意欲的に取り組む必要がある。</li> <li>甲賀市まちづくり基本条例のもとに、協働推進条例等の個別条例の制定を検討する必要がある。</li> </ul>

③協働のパートナーへの活動支援

- ・自主的・自発的な市民活動を促進するとともに、市民が公共サービスの担い手にもなれるよう市民を支援します。
- ・市民活動を継続・発展させていくために必要な情報の収集・提供や相談、人材育成、交流機会の提供などの支援機能を充実し、多様な活動環境を整備します。
- ・地域社会の構成員である企業の社会貢献活動を促進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館などのサークル、団体活動といった生涯学習的な側面から、自主的に地域課題の解決に取り組む市民活動団体が増えつつある。</li> <li>・平成17年度に市民活動支援補助金を創設し、25団体がこの制度を活用して福祉、健康、子育て、まちづくり、環境などの取り組みを行った。平成23年度には本制度から市民協働事業提案制度に移行し、平成27年度まで延べ31件の事業が行われた。</li> <li>・市民活動総合補償制度により、市民活動中の傷害事故、賠償事故の補償対応を行った。</li> <li>・平成27年度末時点において市内には認証を受けたNPO法人が33団体あり、社会貢献活動や公共サービスの担い手などの活動が拡がりつつある。</li> <li>・出前講座は、主に危機管理課、長寿福祉課、生活環境課、水口医療センター所管に対するリクエストが多く、平成21年度は86件、平成22年度は271件、平成23年度は104件、平成24年度は88件、平成25年度は77件、平成26年度は99件、平成27年度は123件の出前講座を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治振興会の設立から5年が経過し、自治振興会によるまちづくりへの市民理解度は深まってきたが、事業内容については、イベント型事業が多く、課題解決型事業への進展が求められている。</li> <li>・甲賀市まちづくり基本条例に規定しているとおり、公益の増進に取り組む市民活動が、より広がるよう市として積極的に支援する必要がある。</li> <li>・行政、市民活動団体、地縁型のコミュニティ組織、事業所といったそれぞれ組織風土が異なる団体の連携をいかに進めていくかが課題となっている。</li> </ul>

**施策の柱 2 市民に開かれた効率的な行財政運営**

**【施策の体系】**



**1) 広報・広聴体制の充実**

**(1) 主要施策（取り組みの方向）**

**① 広報活動の充実**

- ・ 広報紙やインターネット等、多様な情報媒体を活用しつつ、きめ細かな市政情報の発信を行い、わかりやすく親しみやすい広報活動の推進を図ります。
- ・ 災害時の情報発信や被害状況の収集など、ICTを活用した広報活動に努めます。
- ・ 地域基盤整備事業との連携を図りながら、情報弱者の人まで行政情報が行き届くようにサービスの充実に努めます。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報あいこうかを1回あたり約34,000部を年24回発行し、市の情報をわかりやすく提供している。</li> <li>・ 広報紙の記事内容については、市民へのインタビュー記事を増やし、親しみのある内容を掲載している。</li> <li>・ 市のホームページについては、わかりやすく親しみやすい市政に関する情報発信に努め、幅広い行政情報をより迅速に提供している。</li> <li>・ ホームページのトップページへのアクセス件数は、532,079件（平成27年度実績）となっている。</li> <li>・ 平成24年度からは、あいコムこうか（CATV）において行政情報番組を制作・放送を行い、市政情報を映像で発信している。</li> <li>・ 情報媒体の多様化により、平成25年度からはフェイスブックを活用した広報活動にも取り組み、210件（平成27年度実績）の掲載を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進化し多様化する情報媒体をバランス良くよく活用するために、継続した調査研究を行う必要がある。</li> <li>・ ICT（情報通信技術）を活用した災害時の情報発信や被害状況の収集などスピーディな広報・広聴の充実に図っていく必要がある。</li> <li>・ 行政情報番組の活用方法と今後あり方について、さらに検討する必要がある。</li> </ul>

**② 広聴活動の充実**

- ・ 広報活動との連携を図りつつ、市民意見・要望の収集を図るとともに、施策への反映に努め、市民参加の行政を推進します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市長の手紙」の実施により、市民のニーズの把握に努め、寄せられた手紙は、平成24年度69件、平成25年度82件、平成26年度23件、平成27年度68件であり、定期的に広報紙に様式を掲載するなど、積極的な広聴活動を行なった。</li> <li>・ 寄せられた手紙のうち、実名が記載されているものについては、返信を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偏ることのない広聴活動を行うため、定期的な市民意識調査をはじめ、様々な方法を検討する必要がある。</li> <li>・ ICT（情報通信技術）の普及に伴い、電子媒体の双方向性を活用した広報・広聴活動の充実に努める必要がある。</li> <li>・ 全ての要望を施策へ反映することはできないが、その理由を明確に提示する必要がある。</li> </ul>

### ③情報公開の推進

- ・利便性を向上した簡易な手続きによる迅速な公開を図るとともに、市民にわかりやすい・利用しやすい情報公開制度の運用と充実を図ります。
- ・行政の運営を透明化するため、情報公開制度の周知等を行う中で情報を積極的に提供し、市民と行政の情報の共有化を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開制度を広く市民に周知しながら、行政情報を積極的に提供した結果、情報公開申請の利用件数は、平成19年度は79件、平成20年度は120件、平成21年度は57件、平成22年は106件、平成23年度58件、平成24年度は57件、平成25年は55件、平成26年度は41件、平成27年度は65件で累計638件の対応を行った。</li> <li>・公開請求に対して、公開期限内に公開ができています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開までより一層スピーディーな事務処理が必要であり、運用レベルで恣意的な余地がないよう、一定の基準が必要である。</li> <li>・利便性を向上させ、簡易な手続きにとなるような対応が必要である。</li> <li>・行政運営を透明化するためにも、積極的に情報公開制度の十分な周知を行い、情報公開による市民と行政の情報の共有化を図る必要がある。</li> </ul>

## 2) 効率的・効果的な行財政運営

### (1) 主要施策（取り組みの方向）

#### ①協働と開かれた市政の推進

- ・市民と行政の役割についての再定義を行い、自治振興会、市民協働事業提案制度等により、市民と行政が協働したまちづくりを進めます。
- ・行政運営の透明性を向上するため、情報を積極的に提供し、市民と行政の情報の共有化を図ります。
- ・甲賀市法令遵守の推進条例や甲賀市職員コンプライアンス行動指針に基づき、職員の意識向上に努め、モラルの徹底を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の仕組みや制度、施策などについての出前講座、パブリックコメント制度の活用などにより、市民の市政参画への環境づくりを進めた。</li> <li>・電子入札の導入や入札・契約結果の公表、市民にわかりやすい財政状況、予算・決算のホームページ等への掲載、その他の行政情報の積極的な公開と透明性の向上を図った。</li> <li>・平成19年4月に制定した甲賀市法令遵守の推進条例に基づき、職員の倫理の保持及び法令遵守の推進体制の整備を図った。</li> <li>・甲賀市職員コンプライアンス行動指針により、職員としての行動規範、コンプライアンスの推進に係る制度や仕組み等の基本について、点検、改善を図った。</li> <li>・平成28年3月29日に施行した甲賀市まちづくり基本条例において、市民や議会、市長、区・自治会、自治振興会等について定義を行い、役割や責務を明確化した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市まちづくり基本条例を広く市民に周知し、多くの市民がまちづくりに関心をもってもらえるよう働きかける必要がある。</li> <li>・自治振興会を中心に小規模多機能自治活動を進め、積極的な情報公開、戦略的な広報広聴活動を推進し、市民への説明責任と情報の共有化の一層の取組みが必要である。</li> <li>・市職員が地域住民とともに地域課題解決に取り組むためにさらに信頼関係を築く必要がある。これまで以上に職員が地域に飛び出し、地域の人、組織に関わりを持つため、行動を起こす必要がある。</li> <li>・法令遵守はもとより、事務処理等誤りの無いよう職員行動指針に沿って取り組んでいく必要がある。</li> </ul>

#### ②質の高い行政サービスの提供

- ・行政サービスの利便性の向上と質の高い行政サービスの提供により、市民満足度の向上を図ります。
- ・市職員をはじめ、各種相談業務に携わる者の専門的な知識の向上に努めます。
- ・民間の活力の導入を推進し、市民満足度の高い行政サービスを提供します。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職階別、所属のほか外部研修の機会を通じ、職員の専門的知識が向上している。</li> <li>・社会福祉士、保健師、通訳、生活支援、子育て支援相談等の専門職員の積極的な雇用に努めている。</li> <li>・窓口業務の充実や各種証明書のコンビニ交付、緊急情報システムの導入、指定管理者制度の推進を図るなど市民満足度の向上をめざした取り組みを進めた。</li> <li>・指定管理者制度においては、これまでの効果等を検証し、民間活力による効率的、効果的な市民サービスの向上を図る一方で、より効率的・効果的な施設運営のための制度運用の見直しに向けた調査・研究を進めた。</li> <li>・アウトソーシング推進基本方針策定のための調査・研究を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談専門職が人員的に不足している分野がある。</li> <li>・地方の発意に根ざした新たな取り組みによる地方分権改革の推進により、制度改革の提案を行う「提案募集方式」や選択的に権限を委譲する「手上げ方式」が導入されており、市の実情や特性を踏まえた政策形成を図っていく必要がある。</li> <li>・指定管理者制度の選定、運用について更なる検討（公表、モニタリング）を行う必要がある。</li> <li>・公共施設に対しては民間活力を導入できたが、市が行っている業務そのものに対し、民間活力の導入を実施していく必要がある。</li> <li>・真に市民に必要なサービスを検証、選択するとともに、その費用対効果を見ながら、より質の高い行政サービスの提供により、市民満足度を高める必要がある。</li> <li>・職員の地域活動への参加を促進し、活動のなかで得た知識をもって、行政の施策を構築することで、より市民満足度の高い行政運営に努める必要がある。</li> </ul>

③効率的な行政経営と財務体質の改善

- ・事務事業の見直しなどから歳出縮減を図るとともに、市税・料金等の収納率の向上、広告料等の新たな歳入の確保により、財政経営の健全化を図ります。
- ・定員適正化計画により効率的な定員管理を行うとともに、組織マネジメントの強化により、組織の活性化を図ります。
- ・行政評価の手法や評価結果の反映および見直し、総合計画や予算編成等との連携により、総合的に公共サービスのあり方を検証できる行政運営に努めます。
- ・多様化する市民ニーズに対応できるよう部局間の連携を行い、その体制強化を図ります。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心で時代に即した公共施設のあり方と財政面の課題解決のための公共施設等総合管理計画策定に向け、総括的な施設情報の収集整理及び公共施設のあり方を検討するための基礎データとなる「公共施設白書」を作成した。</li> <li>・総合計画後期基本計画の策定にあわせ、評価対象とする項目や手法について、資料収集や整理を行い、部局横断的な取り組みとした。</li> <li>・事務事業の見直し、組織・機構の見直し、財政健全化、定員適正化と給与適正化、人材の育成、補助金等の適正化、公共施設の見直し等により、最少の経費で最大の効果を得るための取り組みなど、財政改革を進めたことにより、一定財政的効果が得られた。</li> <li>・合併後の予算規模の拡大や財政の硬直化に対し、常に先を見据えた中で、歳入に見合った歳出の徹底による事務事業の見直しや普通建設事業の優先度を考慮した計画的な実施、市税や料金などの滞納債権対策、職員の定員適正化などに取り組んできた結果、危機的な財政状況であった一時の最悪期から脱することができた。</li> <li>・わかりやすい財政状況の公表を行い、財政指標のひとつである経常収支比率については、88.0%（平成26年度実績）となっており、8.4%（平成19年度比）改善され、財政構造の硬直化が緩和されつつある。（80%以下が妥当、90%以上は硬直化と言われる。）</li> <li>・未利用地等の遊休財産の売却及び利活用、ホームページや印刷物の広告掲載により歳入の確保に努めた。</li> <li>・職員の定員適正化については、計画どおり推移し、現在875人（平成28.4.1現在）であり、合併後170人程度の職員定員の縮小が図れた。</li> <li>・政策の立案、推進機能の一層の充実と権限移譲に対応した組織の基盤強化等の様々な課題に対して迅速かつ的確に対応できる組織機構の見直しを実施した。</li> <li>・行政評価は行政改革推進計画の実施項目を評価し、行政経営の効率化や健全化を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業マネジメントの前段となる事務事業一覧を整理し、実施目的を明確にした成果が見える形で実施できるようなマネジメントシステムの確立が必要である。</li> <li>・国の地方分権改革による市への権限移譲及び県と市町の施策・事業のあり方（事務の共同化及び二重行政の解消）ふまえた取り組みが必要である。</li> <li>・財政健全化に向けた取り組みを続ける必要があり、税・料金の収納率の向上、広告料収入等の新たな歳入確保を図る必要がある。</li> <li>・事務事業の抜本的な見直しを図れるよう、新たな評価手法について検討する必要がある。</li> <li>・合併後10年が経過し、組織体制や事務事業の見直しを実施したが、今後も多様化する行政事務に対応するため、人員確保や人材育成が必要である。</li> <li>・再任用職員の増加が見込まれることから、適切な職務配分及び職員配置を検討する必要がある。</li> </ul>